

# 日本体育協会スポーツ推進方策 2018

平成 30 年 1 月 10 日

公益財団法人 日本体育協会



## はじめに

日本体育協会（以下「本会」という。）は、中期事業方針として、2001年に「21世紀の国民スポーツ振興方策」を策定した。以後、2008年と2013年の2回にわたり改定し、加盟団体や関係機関・団体等の協力を得て、課題の達成に向けた取組を推進してきたところである。

2013年の改定で「21世紀の国民スポーツ推進方策・スポーツ推進2013-」（以下「スポーツ推進2013」という。）を公表して以降、2013年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催が決定し、2015年には国にスポーツ庁が設置された。また、2017年3月には、スポーツ基本法に基づき、今後5年間程度を見通した国のスポーツ推進に関する基本方針と施策を明記した「第2期スポーツ基本計画」が策定される等、スポーツを取り巻く環境は年々速度を上げて変化しており、様々な動向に適切に対応する必要が生じてきた。

そこで本会では、本会加盟団体や有識者等関係者から幅広く意見を募り、種々検討を重ね、内外のスポーツ推進の方向性を踏まえた新たな中期事業方針として「日本体育協会スポーツ推進方策2018」（以下「本方策」という。）を策定した。新たな方策のタイトルは、21世紀に入り約20年が経過すること、本方策の対象は日本国籍を保有する者に限らず、在留外国人も含んでいることから「21世紀の国民」を取り止めるとともに、責任をもって施策の推進に当たる決意を表明するために、本会名称を冠することとした。

本方策に示した施策の実現には、本会加盟団体やスポーツ関係団体はもとより、スポーツ界以外の様々な組織・団体との連携・協力が不可欠となる。各施策の実現に対し、本会加盟団体をはじめとする関係団体等の一層のご支援・ご協力ををお願いする次第である。

# 目 次

## はじめに

### 第1章 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 策定にあたって

1. 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 の位置づけ	1
2. 日本体育協会が推進する「スポーツ」とは	2
3. 本会の事業展開	3
4. 我が国のスポーツ政策の動向	5
5. 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 が目指すもの	6

### 第2章 今後のスポーツ推進方策

1. スポーツ推進事業の展開	
○イベント事業	9
(1)国民体育大会の充実・活性化と大会を通じた競技力の向上	
(2)日本スポーツマスターズの充実	
(3)スポーツによる国際交流・協力の推進	
(4)神宮外苑地区スポーツクラスター連携促進のための取組	
○クラブ事業／エリア事業	15
(1)スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの在り方	
(2)スポーツ少年団の育成	
(3)地域スポーツクラブの育成・支援	
○ソフトインフラ事業	22
(1)「ささえる」スポーツの推進	
(2)女性スポーツの活動環境の充実・改善	
(3)学校スポーツとの連携・協力	
(4)公認スポーツ指導者の育成の充実	
(5)スポーツ医・科学的研究の推進	
(6)スポーツ情報システムの整備・拡充	
(7)広報活動の推進	
(8)スポーツ市場拡大に向けた支援	
(9)社会貢献活動の推進	
(10)その他のスポーツ推進	
2. 日本体育協会組織・体制の充実・強化	34
(1)内部組織の充実と強化	
(2)外部組織・団体との連携の促進	
(3)スポーツ推進に必要な財源の確保	

(4)補助金・寄付金等の獲得

(5)事業評価システムの定着とスポーツ団体への普及

### 第3章 資料編

1. 21世紀の国民スポーツ推進方策-スポーツ推進 2013- の検証と評価	40
2. 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 施策・所管委員会等一覧	59
3. 参考資料	70

## 第1章 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 策定にあたって

### 1. 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 の位置づけ

本会は 2011 年に創立 100 周年を記念して、21 世紀のスポーツが果たすべき使命を謳った「スポーツ宣言日本」を日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）とともに公表した。「スポーツ宣言日本」では、スポーツの 21 世紀的価値の享受に向けた、概ね一世紀（100 年）を見据えた方向性を示した。その中で提示した「『公正で福祉豊かな地域生活』の創造への寄与」「『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造への寄与」「『平和と友好に満ちた世界』の構築への寄与」という 21 世紀におけるスポーツが果たすべき 3 つの社会的使命（グローバル課題）は、長期的な課題であり、段階的かつ着実に達成を図っていく必要があることから、計画的・段階的な視点での事業方針を策定し、取り組むこととした。

そこで、5 年後（2022 年）の社会やスポーツ界の展望と、2013 年に策定した「スポーツ推進 2013」の成果と課題を踏まえ、今後 5 年間（2018～2022 年度）の方向性を示すために本方策を策定した。

本会の役職員、専門委員会、特別委員会等は本方策に基づきアクションプランや年次事業計画を整備し、本会加盟団体との協力の下、着実に施策を実行し、スポーツ宣言日本が目指す社会像の実現を目指していくこととした。

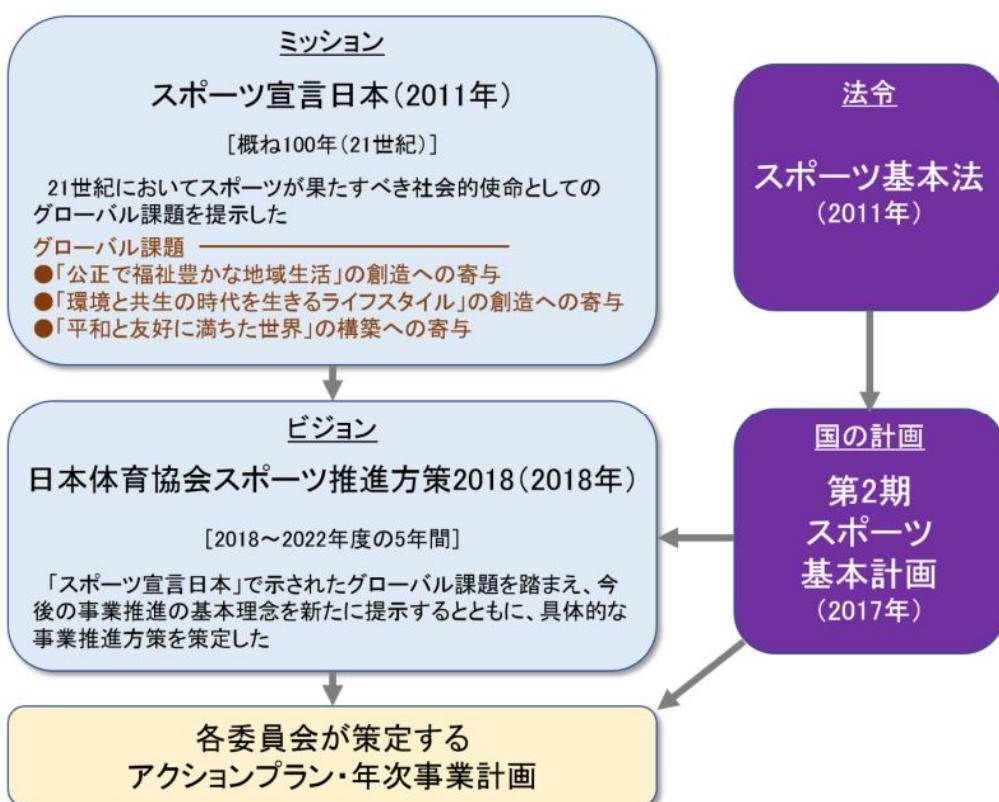


図1 日本体育協会のミッション・ビジョン・アクションプラン関係図

### [スポーツ宣言日本が目指す社会像]

1. 地域に集い暮らす人々が、つながり（絆）を深めながら共に生きる喜びを広げていくことを通して、公正で福祉豊かな地域生活が営まれている社会
2. 人間に内在する環境や他者への共感の能力が育まれ、地球環境との共生による持続可能な生活が維持・発展することを通して、ライフステージに応じた多様なライフスタイルが実現されている社会
3. 人々の相互尊敬を基調としたフェアな精神に基づく生活を通して、自己を他者に向けて開き、他者を素直に受容することのできる真の親善（平和）と友好に満ちた社会

## 2. 日本体育協会が推進する「スポーツ」とは

### (1) 本会が推進する「スポーツ」の定義

現代社会におけるスポーツは極めて多様な営みであり、一定の定義を導くことは難しい。しかし、現在では、スポーツを広義に捉えれば、競技として行うものだけでなく、健康維持のための体操や運動、古来、人々に親しまれてきた武道等の伝統的なスポーツ、さらには、新たなルールやスタイルで行うスポーツ等も含め、体育や身体活動の概念を包摂しているものと考えられるようになった。過去から現在にかけて様々な社会変化があり、スポーツ自体も社会や人々の欲求に応じて変化を続けてきた。それでも今までスポーツが継承してきたのは、スポーツは、人間が運動を自らの楽しみとして求めることによって成立するものであり、その文化的特性が古今東西の人類に共通したものであるからと言える。

以上のことからスポーツは「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である」と捉えることができる。

2018年4月、本会は、日本体育協会から日本スポーツ協会に名称を変更する。社会のスポーツへの関心や期待がますます高まっていく中で、本会が我が国、スポーツの統一組織として、多くの人々のスポーツ参画を促し、スポーツという文化を後世に継承していくには、「日本スポーツ協会」という名称に変更することがよりふさわしいと考えたからである。

今後、スポーツ愛好者はもとより、スポーツ未実施層への働きかけも含め、「スポーツ」を一層推進するためには、「体育」の意義や教育的価値の重要性を尊重しつつも、人々が求める「スポーツ」像を的確に捉えると同時に、「楽しい」「面白い」というスポーツの本質に目を向けた施策を推進する必要がある。

## (2) 本会が考えるスポーツの価値

一般的にスポーツの価値は、スポーツそれ自体に関わることで得ることができる「楽しい」「面白い」という価値（目的としての価値）と「人格形成・教育のため」「健康づくり・ストレス解消のため」といった価値（手段としての価値）で語られることが多い。しかし、実際のスポーツ活動においては、それらを明確に区分することは難しく、優劣を付けられるものでもない。それぞれが相互に影響し、混然一体となってスポーツの価値を形成していると考えられている。

本会は、スポーツ宣言日本の中で「スポーツは自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」と謳っている。言い換えれば、「楽しい」「面白い」という人々の喜びをスポーツの中核的価値と考え、目的としての価値を尊重することで、手段としての価値が創出されると捉えている。現代人の多くは手段としての価値を求めてスポーツを始めるかもしれない。本会としては、手段としての価値に意義を見出しスポーツを始めたとしても、そうした理由や目的が、「スポーツ固有の楽しさや喜びの体験」という目的としての価値の享受へと変容していくことが、スポーツを長期的に継続するためには極めて重要であると考えている。

本会は、スポーツの価値を形成する主体はあくまでも、スポーツの楽しさや喜びを自発的に求めていく人間自身であるとの立場から、誰もが生涯にわたって豊かなスポーツ文化を享受できるようスポーツの価値を幅広く捉え、施策を実行していく必要がある。

## 3. 本会の事業展開

### (1) 本会の事業構造

本会事業は、人々が一堂に会してスポーツ享受する機会を提供する「イベント事業」、日常生活に密着したスポーツ享受を促進する「クラブ事業／エリア事業」、そして「イベント事業」と「クラブ事業／エリア事業」の量と質を支える「ソフトインフラ事業」の三つに区分することができる。また、ある人がスポーツ医・科学研究で開発したプログラムの体験イベントに参加したことをきっかけに地域のスポーツクラブで継続的にスポーツを行ったり、資格を保有するコーチの指導により日常的にスポーツを実施している人が大会や記録会に参加したりする等、「イベント事業」「クラブ事業／エリア事業」「ソフトインフラ事業」は、切り離すことのできない関係性を有している。

スポーツ宣言日本が目指す社会像の着実な実現のためには、組織体制の整備・充実と財源の確保を土台に三つの事業区分が相互に影響を及ぼし合いながら、一体的・総合的に事業推進を図っていくことが必要である。

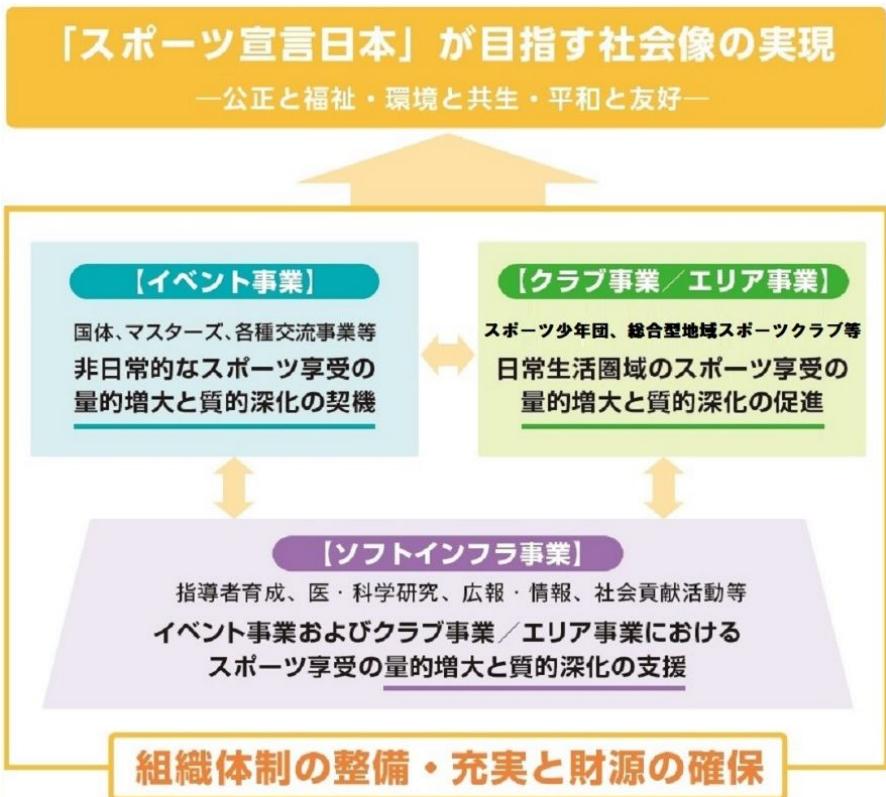


図2 日本体育協会の事業構造

## (2)「推進」という考え方

本会は創立以来の長きにわたり、スポーツ「振興」を掲げ、人々の主体的なスポーツへの関わり方を尊重しながらも、人々を「先導・主導」するという考え方のもと、事業を展開してきた。しかし、「スポーツ宣言日本が目指す社会像」の実現に向けては、人々がスポーツの本質的な意義や価値を実感することが必要であり、これまで以上に人々の内発的な動機に基づいたスポーツ文化の豊かな享受を促進することが求められる。そこで「スポーツ推進 2013」では「振興」に代わる新たな考え方として、人々が自発的・主体的にスポーツへ参画することを後押しする「推進」を掲げ、既存事業の見直しや充実、各施策の展開に取り組んできたところである。

本方策においても、この方向性に変わりはなく、「スポーツ宣言日本が目指す社会像」の実現に向けてスポーツを「推進」するという考え方に基づき、スポーツ愛好者にはさらなるスポーツ享受を促進し、スポーツ未実施者には、スポーツの価値を伝えることで、自身では気づいていないスポーツニーズを引き出し、自発的・主体的にスポーツ参画するための機会を提供していく。また、加盟団体をはじめとするスポーツ団体には、各団体における人々のスポーツ参画を促進するための事業展開や組織整備等に対し、各団体に適した方法で後押ししていくこととする。

## 4. 我が国のスポーツ政策の動向

### (1) スポーツ庁の設置と第2期スポーツ基本計画の策定

2015年10月、国はスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を目指してスポーツ庁を発足させた。従来、我が国のスポーツ行政は文部科学省を中心に省庁縦割りで行われていたが、スポーツ庁は文部科学省を中心に、経済産業省、厚生労働省、外務省等の省庁間の連携・協力による相乗効果を期待し一元化が図られたものである。

2017年3月には第2期スポーツ基本計画が策定され、2021年度までの5年間の方向性が示された。計画では、スポーツ参画人口を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針として提示された。スポーツ審議会の下に様々な部会が設置され、従来にないスピードで施策実現に向けた検討が行われている。

また、スポーツ団体に期待することとして、スポーツ庁が示すスポーツの価値を改めて確認した上で、「国民やアスリートのニーズを的確に受け止め、第2期計画に掲げた施策を有効に活用して、魅力的なスポーツ環境の創出に努めるとともに、スポーツの価値が社会の変革や未来の創造に十分活かされるよう、スポーツ以外の分野との連携・協働にも積極的に取り組むことを期待する。」ことが示された。

### (2) 第2期スポーツ基本計画と本会の関係性

第2期スポーツ基本計画では「スポーツの『楽しさ』『喜び』こそがスポーツの価値の中核」と掲げており、スポーツの目的としての価値の尊重を謳うスポーツ宣言日本の考え方と合致している。これにより、国の施策実現に協力していくことは、スポーツ宣言日本の実現に資することとも捉えることが可能となった。

具体的な施策では、施策の実施主体が明確にされたことで、本会に期待される役割が明確になっている。具体的には、「本会のネットワークを活用した子どものスポーツ機会の充実やアスリートの発掘」、「スポーツ指導者の育成」、「学校運動部活動の支援」、「総合型地域スポーツクラブの質的充実」、「女性の活躍促進」、「スポーツ・インテグリティ<sup>1</sup>への取組」等において本会の関与が言及されており、本会に対し大きな期待が寄せられていることが伺える。

---

<sup>1</sup> スポーツにおけるインテグリティ（誠実性、健全性、高潔性）とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。

## 5. 日本体育協会スポーツ推進方策 2018 が目指すもの

### (1) 誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出

本会は、スポーツ宣言日本で、「<sup>あまね</sup>く人々がスポーツの 21 世紀的価値を享受することが、スポーツの社会的使命を果たすことにつながる」と謳っており、「<sup>あまね</sup>く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である」としている。つまり、人種、国籍、障がいや疾病の有無、年齢、性別、経済的格差等に依らず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境の整備は、本会はもとより、すべてのスポーツ団体・関係者に課せられた使命と言える。

現状に鑑みた際、本会の多くの事業が想定してきた対象者は「健常者のスポーツ愛好者」であった。今後スポーツ参画人口の拡大とスポーツ実施率の更なる向上を図り、スポーツ文化の豊かな享受を促進するには、対象者の拡大に向けた施策は必要不可欠である。例えば、

- 1) スポーツ未実施者が多いとされる<sup>2</sup>20 代・30 代の働き盛り世代や子育て世代への持続可能なスポーツライフスタイル<sup>3</sup>の提案、生涯にわたるスポーツ実施の鍵を握ると言われている子どもの運動習慣の形成への貢献、中高年者の志向に応じたスポーツ活動の促進。
- 2) 共生社会（誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会<sup>4</sup>）の視点に立った時、健常者と比べてスポーツ実施率が低いとされる障がい者の日常的なスポーツ実施への支援<sup>5</sup>、LGBT<sup>6</sup>等の性的少数者が安心して参加できる大会・スポーツイベント等の在り方やコーチやメディカルスタッフ等に求められる配慮の調査研究と普及・啓発。

等々、である。

本方策では、スポーツ愛好者のスポーツ享受の量的拡大と質的深化はもとより、スポーツ未実施層をはじめ、様々な要因でスポーツに関わることが困難な人々にとって、新たにスポーツを実施したり、本会事業への参画の妨げの原因となっている事柄を取り除くための施策を展開する等、誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる社会の促進を目指すものである。

<sup>2</sup> 2016 年 スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

<sup>3</sup> スポーツとの関わり方や価値観を指す。

<sup>4</sup> 2012 年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

<sup>5</sup> 2016 年 スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」とスポーツ庁委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」の比較による。

<sup>6</sup> 同性・両性愛者、性同一性障害を含む性的少数者の人々を意味する。

## (2) スポーツ享受の多様化の促進

人々の志向の多様化と SNS<sup>7</sup>や動画投稿サイトをはじめとするインターネットメディアの普及に伴い、人々は社会的に認知されているオリンピック競技種目のようなスポーツだけではなく、新たなルールやスタイルで行う競技・身体活動をはじめ、様々な活動をスポーツと捉え、多様な関わり方や楽しみ方を求めるようになった。これまでスポーツの三要素は「遊戯」「競争」「激しい身体活動」と言わされてきた<sup>8</sup>が、現代においては、健康増進のための軽運動や体操等「競争」を目的としない運動も幅広くスポーツとして認められるようになってきた。

現行の本会事業の多くはオリンピック競技種目のようなスポーツを前提とした「する・みる・ささえる」関わり方を中心としている。一方、新たなスポーツの普及や、書く・描く・写す等「表現する」芸術的な楽しさや「分析する」「評論する」知的な楽しさ等の多様な関わり方への対応には至っていない。

スポーツ享受の多様化を促進するためには、本会をはじめとするスポーツ団体は、スポーツそのものやスポーツとの関わり方を幅広く捉え、現在のスポーツの形に囚われず、様々な関わり方や楽しみ方を具体的に提案していく必要がある。例えば、

- 1) スポーツを「する」観点として、今後普及が予想される新しいスポーツを推し進める個人・組織・団体との連携・協力を通じた新たなスポーツ実施者の開拓、未だに残る「一つの競技に子どものころは競技力向上を目指して関わり、大人になったらレクリエーションとして関わる」といった一元化されたスポーツモデルに対し、ライフステージに応じたその時々の興味・関心に合わせて様々な種類のスポーツに様々な関わり方をしていくことによる、持続可能なスポーツへの参画等、多様なスポーツライフスタイルの提案。
- 2) スポーツを「みる」「表現する」「分析する」「評論する」等スポーツへの多様な関わり方へ対応するための、本会資源の活用方法の検討やスポーツ界内外の組織・団体との連携・協働。
- 3) スポーツを「ささえる」観点として、これまで競技別のコーチやメディカルスタッフ等が中心であった本会のスポーツ人材の育成に関して、近年、Jリーグやマラソン等を中心に定着しつつあるスポーツイベントのボランティアに対する、本会資源を活用した支援や既存のスポーツボランティア団体との連携・協力。

等々、である。

本方策では、多様化し続けるスポーツニーズを的確に把握し、対応するだけで

---

<sup>7</sup> Social Networking System の略で、ツイッターやフェイスブックに代表される、インターネット上に社会的な繋がりを作り出せるサービスの総称。

<sup>8</sup> ベルナール・ジレや阿部生雄らの定義を参照

はなく、様々なスポーツライフスタイルが実現可能な環境整備を提案していくものである。

### (3) スポーツを核にした連携・協働の促進

本会の一世纪以上にわたる加盟団体との一体化した取組は、行政組織も巻き込んだ全国的ネットワークを形成し、我が国スポーツ界に欠かせないインフラとして今日に至っている。しかし、スポーツが社会に浸透するに従い、社会がスポーツに期待する役割は、教育の枠を超えて増え続けている。本会が我が国の民間スポーツ統括団体としての使命を果たし続けるためには、これまで以上に様々な声に耳を傾け、組織としての立ち位置を明確にした上で、様々な分野の企業、団体、中央省庁や行政部局と連携・協働し、スポーツを通じた共生社会の実現、健康寿命の延伸、地方創生、経済の活性化等の様々な社会課題の解決に貢献していくことが求められている。

例えば、前出の「(1) 誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出」「(2) スポーツ享受の多様化の促進」の実現にあたっては、本会加盟団体との連携を一層促進することに留まらず、新たなスポーツを推し進める団体、スポーツボランティア関係団体、学校体育関係団体、学術団体、民間事業者等との加盟関係の構築やパートナーシップの拡大等を推し進める必要がある。

加えて、東京 2020 大会に向けて、スポーツ界以外の組織・団体・民間事業者のスポーツ界への参入が加速するなかで、本会としては、東京 2020 大会後のスポーツ環境を見据え、スポーツを未来へ継承するためのスポーツ推進の在り方を提案する等、スポーツ界の内外をつなぐハブとしての役割を果たし、スポーツ界内外の交流を活性化していく必要がある。

また、地域においては都道府県・市区町村体育(スポーツ)協会が行政組織や、様々なスポーツ団体、民間事業者、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等をつなぐプラットフォームとしての役割<sup>9</sup>を担い、スポーツを通じた人々の交流を促す等、地域の活性化に貢献していく必要がある。

本会のパートナーシップの拡大やプラットフォームとしての役割は国内に留まらず、アジアをはじめとする諸外国との関係においても重要である。本会ではこれまで韓国・中国をはじめとするアジア近隣諸国とドイツ等との民間レベルでのスポーツ交流を開拓し、友好・親善に貢献してきた。しかし、今後は、本会が開発したスポーツプログラムや指導者育成ノウハウの提供等、情報資源を活用した国際協力を通じて各国との信頼関係を一層醸成していく中で、人や組織・団体・企業の交流活性化に貢献し、本会のネットワークを国内から世界に広げていくことが求められている。

---

<sup>9</sup> 第三者間の相互作用を促す基盤としての役割

## 第2章 今後のスポーツ推進方策

### 1. スポーツ推進事業の展開

注) 施策末尾の記号は本方策で目指すものと施策の関連性を示している。

【誰もが】: 誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出

【多様化】: スポーツ享受の多様化の促進

【連携】: スポーツを核にした連携・協働の促進

#### ○イベント事業

##### (1)国民体育大会の充実・活性化と大会を通じた競技力の向上

###### [目標]

国民体育大会委員会が 2013 年 3 月に策定した「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を踏まえ、ジュニアアスリートからトップアスリートまで幅広い層を対象とする大会として、充実・活性化を図る。

また、今後の社会情勢およびスポーツ界の動向を見極めつつ、中長期的な視点を含めた国民体育大会の在り方や活性化のための施策を検討する。

###### [施策]

###### 1)「国体ムーブメント」の積極的な展開

- ①国民体育大会（以下「国体」という。）に関連する諸事業を通して、「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」で示した「21 世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）<sup>10</sup>」について、多くの人々の理解と賛同が得られる運動として「国体ムーブメント<sup>11</sup>」を積極的に展開する。【誰もが】
- ②中央競技団体と連携して、国体開催地において、国体開催前後に各競技の全国規模の大会を開催する等、開催県等の実情に応じた取組を推進し、国体会場となる施設の有効利用を目指す。
- ③加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化を通じて、広く社会に貢献できる人材が育成されるよう支援する。

###### 2)各競技会の実施規模等の適正化

競技会の充実・活性化を図るため、少年種別（ジュニア世代）の充実、女子種別の充実、選手兼任監督<sup>12</sup>の解消、各競技参加人数の適正化、参加県数の適正化の観点から、各競技会の実施規模（参加人数等）について検討し、

<sup>10</sup> 国体を通じた「地域の活性化」「スポーツ文化の浸透」「アスリートの発掘・育成・強化」という三つの方向性を示している。

<sup>11</sup> 国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組を展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくもの。

<sup>12</sup> 参加人数の関係上、一部競技・種目において選手が監督を兼任せざるを得ない状況。

実施規模等の適正化を図る。【誰もが】

### 3) 広報活動およびマーケティング活動の展開

- ①スポーツ基本法の改正に準じた大会名称変更(本会案:国民スポーツ大会)への対応に伴い、大会の認知度が90%<sup>13</sup>となるよう周知を図る。【誰もが】
- ②SNS等を活用した積極的な情報発信、トップアスリート等によるPRイベントの開催を検討する等、広報活動の一層の充実を図ることにより、大会ブランド価値の向上を目指す。
- ③国体協賛制度の充実、放映権の有効活用等、マーケティング活動を積極的に展開することにより、協賛金収入等が2017年度比増となることを目指す。【連携】
- ④ユニフォーム規程を改定し、ユニフォーム協賛を導入することにより、都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体協」という。)等関係機関・団体における財源確保に貢献する。【連携】

### 4) 冬季大会の安定的な開催に向けた取組

- ①日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)に対し「競技会開催支援事業」および「スポーツ施設等整備事業」の各助成事業の継続実施および拡充に向けた要請を行う等、開催県の経費負担軽減を取り組む。
- ②冬季競技会を開催可能な施設を有している都道府県の協力を得て、開催県のローテーション化の確立を図る等、安定的な開催(開催5年前までに開催依頼、3年前までに開催地が決定する状態)に向けて取り組む。

### 5) 大会運営に係る開催地の負担軽減

- ①国体協賛企業の拡充を図るとともに、本大会参加都道府県および正式競技実施団体の負担金等の導入について検討することにより、ブロック大会、本大会開催県の負担軽減を図る。【連携】
- ②開催県の要望を踏まえ、県外開催を含めた既存施設の活用、施設基準の見直し等、大会運営の簡素・効率化を取り組む。

### 6) 3巡目の開催に向けた国体の在り方についての検討

国体が2034年(予定)に3巡目開催を迎えるにあたり、2022年までにプロジェクトを設置し、情報収集と大会の在り方の見直しを行うことにより、国体の継続的、安定的な開催を実現する。

### 7) ドーピング検査の実施

国体においてドーピング検査を実施することにより、国体に参加する選手、指導者、スタッフおよびジュニア世代の競技者に対するアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動を推進し、国内のアンチ・ドーピング活動の

---

<sup>13</sup> 2017年3月29日 本会委託業者の調査によると国体の認知度は83%。

拡充に資することを目指す。

### 8) アスリートの発掘・育成・強化

都道府県体協や中央競技団体等が行う将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を、スポーツ庁、JOC、日本パラリンピック委員会、JSC 等と連携・協力して支援し、国体を通じたジュニアアスリート<sup>14</sup>の競技力の向上を図るとともに、障がいの有無に依らず、全てのジュニアアスリートに自分の可能性に挑戦する機会を提供する。【誰もが】

### 9) その他

国体参加申込システムを改修し、公認スポーツ指導者管理システムとの連携を図る等により、都道府県競技団体の国体に向けた諸活動を支援する。

#### 【連携】

## (2) 日本スポーツマスターズの充実

### [目標]

日本スポーツマスターズは、2001 年の大会開始当初から「シニア世代のスポーツ愛好者の中で、競技志向の高い人を対象とした総合スポーツ大会」として開催してきた。

今後は、この大会のクオリティを確保しつつ、大会自体が、より良い社会の実現にも貢献できるよう、新たにマスターズ・ミッションとビジョンを掲げ、その実現に向けた施策を展開する。

### 《マスターズ・ミッション》

- ・日本スポーツマスターズを通じて、参加する人、開催する人、応援する人すべての人がスポーツにかかわる喜びに感謝し合うことで、人と人とのつながり（絆）が生まれ深まるやさしい社会<sup>15</sup>の実現に貢献する。
- ・日本スポーツマスターズを通じて、夢を追い続ける人を応援する機運を高め、だれもが自分の夢にチャレンジできる生きがいあるすこやかな社会の実現に貢献する。

### 《マスターズ・ビジョン》

- ・参加したくなる大会を目指す
- ・開催したくなる大会を目指す
- ・応援したくなる大会を目指す

<sup>14</sup> ここでは中学・高校年代のジュニア競技者層を指す。

<sup>15</sup> 感謝し合うことで人と人とのつながり（絆）が生まれ深まると、お互いを理解し、思いやりのある言葉や行動ができるという相互尊敬の社会。

## [施策]

### 1) 参加したくなる大会に向けた取組

参加する人（選手、監督等）に、参加に価値を感じてもらえるよう、スポーツができる喜びや参加者同士の互いのフェアプレーへの感謝を実感できるような仕掛けづくり等に取り組む。また、この取り組みを効率的・効果的に進めるため、本会および関係者（開催地、実施競技団体等）が持つ媒体（機関紙やSNS等）を通じ、積極的な情報提供・共有を図るとともに、参加者ニーズ等の情報収集、大会参加に関する満足度調査等を継続的に行う。

### 2) 開催したくなる大会に向けた取組

開催する人（開催地、競技団体等）に、開催に価値を感じてもらえるよう、参加者等からの感謝や評価が実感できるような仕掛けづくり等に取り組む。また、この取り組みを効率的・効果的に進めるため、開催地が、開催準備・運営をスムースに行えるよう業務内容をマニュアル化し、事務手続きを簡素化するとともに、開催地における開催後のレガシー創出に向け、開催地の特徴と過去大会の実績を踏まえた提案を行う。

### 3) 応援したくなる大会に向けた取組

応援する人（家族、友人、企業、ボランティア等）が大会に愛着を感じ、さらに応援したくなるような仕掛けづくり等に取り組む。また、この取り組みを効率的・効果的に進めるため、参加者・開催者を応援することに価値を感じてもらえるよう、参加同行者（家族等）のニーズ調査等を行う。

### 4) マスターズ・ミッションの共有

日本スポーツマスターズに関わる全ての人が、ミッションを理解し、尊重し、表現することが重要であることから、早期に共有方法を探り実践する。

## (3) スポーツによる国際交流・協力の推進

### [目標]

スポーツによる国際交流を通じて、多様性や異文化に対する理解を深める機会を創出する。また、スポーツによる国際協力を通じて、様々な理由によりスポーツに関わる機会が限定されている人々であっても、公正かつ公平にスポーツに親しみ、楽しめる基盤を作る。これらを実現することにより、東京2020大会をはじめとする各国際大会の開催で、国際社会から注目が集まる我が国において、多様性と調和の重要性を人々に根付かせ、平和と友好に満ちた社会の構築に寄与する。

## [施策]

### 1)日独スポーツ少年団同時交流の充実

- ①民泊、ディスカッション、スポーツ交流活動の充実等、交流プログラムについて見直しを図るための協議を行うことで、1974年以来、44回の実績ある交流を更に実りのあるものとする。【連携】
- ②本交流をきっかけとして、各地域（パートナー）が主体的に国際交流に取り組むことができるよう、既に地域交流を実施している事例を取りまとめるとともに本会が有するノウハウや情報を提供する等、全国各地での交流の促進に向けた取組を行う。【連携】

### 2)韓国および中国とのスポーツ交流の充実

- ①2016年9月に開催された日中韓スポーツ大臣会合において、東アジア地域の平和共存のために努力することを目的に取り交わされた「平昌宣言」に基づき、大韓体育会および中華全国体育総会との3者による担当者会議を定例化し、目的達成に向けた連携・協働を促進する。【連携】
- ②現状の小・中学生を対象とした2国間交流を充実・発展させ3カ国交流の実施を目指す。【誰もが】【連携】
- ③現行の各種交流において、フェアプレーを体感しながら学ぶことができるようなワークショップを導入する等、平和と友好の実現について学ぶ機会を創出するとともに、多様性や異文化に対する理解を深めることを狙いとするプログラムを提供して、交流のさらなる充実を図る。

### 3)日・韓・中ジュニア交流競技会の充実

- ①本交流競技会の参加者が競技のみならず多方面において国際的に活躍できるようになること、さらに日本・韓国・中国の3カ国における友好・親善の担い手となることを目指し、本交流競技会の開催趣旨について、大韓体育会および中華全国体育総会と協議するとともに、内容の充実・発展を図る。【連携】
- ②フェアプレーを体感しながら学ぶことができるようなワークショップを導入する等、多様性や異文化に対する理解を深めることを狙いとするプログラムを提供して、交流のさらなる充実を図る。
- ③本交流競技会を持続可能なものとするため、交流先や開催地の事情も踏まえながら、実施競技や競技数、参加者数を見直す。【連携】

### 4)加盟団体等のスポーツによる国際交流の促進

- ①本会が提唱する国際交流・協力の趣旨を地域レベルに浸透させ、全国各地での継続的な事業実施を促進する。【連携】
- ②都道府県体協とその加盟団体が実施する国際交流・協力事業の実態を把握し、事例を取りまとめるとともに、本会が有するノウハウや情報を都道府

県体協へ提供する。【連携】

③都道府県体協が実施する韓国・中国・ロシアとの交流に対して財政的な支援を行い、地域間での国際交流・協力の促進に努める。【連携】

④都道府県体協のスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）<sup>16</sup>への参画を促進することにより、関係団体との連携・協力を密にし、積極的に国際交流・協力ができる環境を整備する。【連携】

## 5) ASEAN 諸国におけるスポーツを通じた国際協力

①アジア全域のスポーツ環境の整備と充実・発展に資することを目指し、ASEAN 諸国における生涯スポーツの基盤づくりに協力する。【連携】

②「生涯スポーツの基盤づくり」の支援・協力を計画的・段階的に推進するため、各国のスポーツ振興体制やマスターplan、さらにはスポーツ振興における課題を把握するための調査を実施する。【連携】

③調査結果をもとに対象国と意見交換を行い、ニーズに応じて本会が有する生涯スポーツ推進のノウハウやコンテンツを提供する。【連携】

## 6) スポーツ関連機関・団体との関係強化

①本会諸事業との相乗効果が期待される機関・団体との関係を強化することにより、諸外国における本会の存在感を高めることを目指す。【連携】

②国内および海外のスポーツに関連する機関や団体、学校、企業等と連携・協力を深めることにより、国際的な情報の収集や人材交流を行うことができる体制を整備する。【連携】

③情報収集および参加者との関係構築を図るため、本会諸事業との関連性が高い国際会議等に参加する。

④国際スポーツ・フォー・オール協議会（TAFISA）<sup>17</sup>と連携し、日本スポーツ・フォー・オール協議会（TAFISA-JAPAN）<sup>18</sup>として、「スポーツ・フォー・オール」の更なる普及を促進する。また、第 26 回 TAFISA ワールドコングレス 2019 東京を開催し、その中で、世界共通の課題はもとより、「超高齢・少子化」等、我が国が諸外国に先駆けて直面する課題に対するスポーツを通じた解決方法を検討する。【連携】。

## 7) 国際総合スポーツ大会への協力

東京 2020 大会およびワールドマスターズゲームズ 2021 関西の各組織委員会への本会役員の派遣や開催機運醸成をはじめとする様々な取組に協力

<sup>16</sup> 2014 年から東京 2020 大会を開催する 2020 年までの 7 年間で開発途上国を始めとする 100 カ国・1,000 万人以上を対象に、日本国政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業。

<sup>17</sup> 1991 年に設立された、政府機関や各国オリンピック委員会、伝統スポーツの競技団体、大学等を含む世界 160 カ国 300 以上の加盟団体を有するスポーツ・フォー・オールの国際組織。

<sup>18</sup> 1992 年に設立された、本会ならびに公益財団法人健康・体力づくり事業財団、公益財団法人笹川スポーツ財団、公益財団法人日本レクリエーション協会からなる組織。

することにより、大会の成功に貢献する。【連携】

#### (4) 神宮外苑地区スポーツクラスター連携促進のための取組

##### [目標]

2019年竣工予定の日本体育協会・日本オリンピック委員会新会館（仮称）は、東京都が主導して整備する神宮外苑地区スポーツクラスター（以下「スポーツクラスター」という。）の一角に位置することとなる。東京2020大会後も各施設所有者をはじめとする関係機関が有機的に連携し、スポーツクラスターが持つハード・ソフトを活用することで、スポーツ界をリードする一大拠点として発展していくことを目指す。

##### [施策]

###### 1) スポーツ資源を活用した連携イベントの開催

新会館に隣接するJSC、日本青年館、外苑ハウスとの情報共有を積極的に行う。また、近隣住民等を対象に、スポーツを楽しみ、スポーツに親しむための参加・体験型イベントを開催する。【連携】

### ○クラブ事業／エリア事業

#### (1) スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの在り方

##### [目標]

地域において、多様なスポーツニーズに対応できる地域スポーツクラブ<sup>注1</sup>の育成が課題となっていることから、子どものスポーツ権の保障を第一義に捉え、中学校運動部活動の地域への移行を見据えながら、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校運動部活動の三者がそれぞれの強みを生かした新たな地域スポーツ体制<sup>注2</sup>を検討する等の連携・協働を図る。

注1) 単一種目・単一世代のスポーツクラブ、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等地域住民が主体となって活動しているスポーツクラブの総称。

注2) スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校運動部活動を解体・廃止して、いずれかに統合あるいは全く別のものを創設するものではない。

##### [施策]

1) スポーツ少年団および総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の指導者を学校運動部活動指導員として中学校運動部活動に派遣するための環境を整備する。【連携】

2) 子どもたちのスポーツ活動を行う場の選択肢の多様性を確保し、各自のスポーツをする目的・志向・嗜好等に合わせた活動に取り組むことができる環境を整備する。【多様化】【連携】

3) スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校運動部活動の三者それぞれが抱える課題について、地域における三者の役割分担を明確にし、それぞれの強みを生かした相互補完関係を構築すること等により、子どもの目的・志向・嗜好等に応じたスポーツ享受が可能となる新たな地域スポーツ体制の検討に向けて連携・協働を図る。【多様化】【連携】

## (2) スポーツ少年団の育成

### [目標]

スポーツ少年団では創設以来の「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」および「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」という理念に、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」を加え、従来の理念に基づく活動を継承しつつ、「スポーツを通して地域の人々がつながるスポーツ少年団組織の構築」を目標とする。

そのために、スポーツ少年団が「子供の成長を支える大人も含む多くの地域住民（子どもから大人まで）がメンバーとして集い、スポーツライフを楽しむことができる地域スポーツクラブ」、「放課後子ども教室等への協力や幼児受入れ等を通して、一人でも多くの子どもたちに、多様な運動を経験する機会を提供する等、地域課題の解決に応えることができる「地域スポーツクラブ」となることを目指し、そのための組織基盤を構築する。

### [施策]

#### 1) 理念の継承と意識の改革

スポーツ少年団の従来の理念に基づく活動を継承しつつ、新たに加えた理念である「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」をスポーツ少年団関係者はもちろん、広く一般に向けて普及するとともに、理念の体現に向けた各種取組を実施することにより、スポーツ少年団内外の意識改革を促し、地域のスポーツクラブとしての組織基盤の構築を目指す。

①日本スポーツ少年団をはじめ都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）は、各種研修会の実施、Eメールや映像・インターネット等の各種媒体の活用を通して、指導者はもとより全てのスポーツ少年団関係者へ理念の普及・浸透を促進する。

②日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団（都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団の総称）は、単位団への会則・規約等の整備、適切な会計処理や広報活動の充実に必要な各種情報提供等を通して、単位団が地域に開かれ、認められる地域のスポーツクラブ（地域スポーツクラ

ブ）として充実することを促進する。また、単位団において団の運営に携わる者に対する本会公認スポーツ指導者資格（マネジメント資格等）の取得を奨励する等、地域スポーツクラブとして求められるマネジメント能力の向上を促す。

- ③日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、全国スポーツ少年団活動（全国一斉活動）等の社会貢献活動（地域活動）への積極的な参加の奨励や事例紹介を通して、スポーツ少年団関係者はもちろん、地域住民のスポーツ少年団活動に対する意識の改革を促す。【連携】
- ④手軽に自らスポーツを行う場を設定できるというスポーツ少年団の特徴を活かしつつ、総合型クラブとの協力・連携の方法を模索し、地域のスポーツクラブ（地域スポーツクラブ）として望ましいスポーツの受け皿の在り方を検討する。【連携】

## 2)制度の改革

スポーツ少年団登録規程や日本スポーツ少年団指導者制度・リーダー制度を改定することにより、子どもの成長を支える大人も含む多くの地域住民（子どもから大人まで）がメンバーとして集い、スポーツライフを楽しむことができる地域のスポーツクラブとしての組織基盤の構築を目指すため、各種規程等の見直しを行う。

登録者数については、スポーツ少年団の団員登録者数の減少率が当該年齢層の人口減少率を上回る前の2006年度の水準を目指し、具体的には2022年度までに対象人口に対するスポーツ少年団への登録率について、小学生11.4%、中学生2.42%、高校生以上0.15%を目指す<sup>19</sup>。

- ①スポーツ少年団登録規程の見直し（登録対象者、登録料、登録区分等）を通して、幼児や高齢者を含むより多くの地域住民が、それぞれの年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、スポーツ少年団において活動しやすい環境を整備する。【誰もが】
- ②スポーツ少年団登録規程の見直し（登録対象者、登録料、登録区分等）を通して、育成母集団<sup>20</sup>をはじめとするスポーツ少年団に関わる人々の登録を促し、より多くの地域住民が主体的にスポーツ少年団活動に関与することを促進する。【誰もが】
- ③日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、20～30代や女性を

<sup>19</sup> 2017年度登録における全国の対象人口に対する団員登録率は、小学生9.35%、中学生2.48%、高校生以上0.17%であり、中学生・高校生以上は既に目標値を超えており、2022年まで継続して目標値を超えることができるよう取り組むこととしている。

<sup>20</sup> 団員を財政面・労力面・精神面で支援するばかりでなく、地域に住むすべての大人自身もスポーツや文化活動を楽しむことができるシステムを地域に形成しようとする、極めて重要な意味と役割をもつ集まり。

積極的に登用・活用する等の取組を通して、組織の活性化を促進する。【誰もが】

- ④日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、有資格指導者に対し効果的で効率的な研修を導入する等の取組を通して、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除した指導を浸透させる。【誰もが】
- ⑤スポーツ少年団指導者制度の見直しと併せて、リーダー<sup>21</sup>の役割、望ましいリーダー育成像を整理し、日本スポーツ少年団リーダー制度（リーダー資格取得のためのスクーリング開催方法を含む）を見直すことにより、リーダー育成活動の活性化を促進する。【多様化】

### 3) 活動内容の改革

アクティブ・チャイルド・プログラム（以下「ACP」という。）の普及・活用や育成母集団活動の充実等により、各単位団における取組はもとより、保育所、幼稚園、放課後子供教室等への協力や幼児の受入れ等を促進し、一人でも多くの子どもたちに多様な運動を経験する機会を提供する等、地域課題の解決に応えることができる地域スポーツクラブとしての組織基盤の構築を目指す。

- ①日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、ACPに関わる講習会や研修会等の実施・充実を推進し、幼児期からの遊びを通した運動プログラムを提供することの重要性をスポーツ少年団組織内外に周知を図るとともに、各地域において幼児受入の際のポイントや指導技術を示すことができる人材を育成する。また、関係機関等との連携・強化を通して、放課後子供教室等での実践事例等の情報収集やその紹介をすることにより、育成母集団やリーダーへの普及と活動現場での遊びの先導役（プレーリーダー）としての活用を促進する。

なお、講師講習会を通じて 150 人／年×6 年間：900 名の講師を養成し、2 市区町村に 1 名を目安に配置する。【誰もが】

- ②日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、複数の単位団による交流事例【種目の多様性】や 1 つの単位団の中で多くの年代が関わる活動事例【世代や年齢の多様性】の紹介、ACP の普及等【運動・競技レベルの多様性】を通して、スポーツ少年団には多様な活動・組織形態があることをスポーツ少年団組織内外に周知を図るとともに、スポーツ享受の多様化を促す。【多様化】

- ③日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、育成母集団を対象と

---

<sup>21</sup> 単位団の活動において団員の気持ちを理解してまとめるとともに、指導者と協力してグループを目標に向かって育てていく役割を担う団員。

した ACP の普及や暴力行為防止等に関する研修、各種サポートの実施を通して、スポーツ少年団への理解を深めてもらうことにより、育成母集団による様々な支援活動の充実はもとより、育成母集団のメンバー自身がスポーツを楽しむ機会の充実を図る。【誰もが】

④スポーツ少年団登録規程の見直し（登録対象者、登録料、登録区分等）を通して、育成母集団をはじめとするスポーツ少年団に関わる人々の登録を促し、より多くの地域住民が主体的にスポーツ少年団活動に関与することを促進する。さらに、ACP の普及等を通して、現在はスポーツ少年団の活動を「ささえる」という関わり方が主となっている指導者や育成母集団のメンバーが自らもスポーツを「する」機会を増加させることにより、スポーツ少年団関係者がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。【誰もが】

### (3) 地域スポーツクラブの育成・支援

#### [目標]

地域スポーツクラブの育成・支援を通して、国民の一人ひとりが主体的にスポーツ文化を豊かに享受する場を各地域に創出・提供し、遍く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴するとともに、住民の連携・協働によって、地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与していくという「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」に向けた施策を推進する。

このため、総合型クラブの質的な充実をより一層図るとともに、総合型クラブが持続可能な「社会的な仕組み」として定着することを目的に、登録制度の創設や第 2 期スポーツ基本計画に記載のある中間支援組織の整備を行うことで、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を構築する。

#### [施策]

##### 1) クラブ運営に係る支援体制の整備

① 総合型クラブ登録制度の創設 【誰もが】

- ・都道府県体協<sup>22</sup>および国と連携し、本会組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「SC 全国ネットワーク」という。）を基盤と

<sup>22</sup> 第 2 期スポーツ基本計画では、「都道府県体育協会等」と表記しているのに対して、本方策では「等」の標記はせず「都道府県体育(スポーツ)協会」としている。これは、本会がスポーツ宣言日本の理念の下、定款や加盟団体規程をはじめとした諸規程に基づくガバナンスを有する民間スポーツ団体であることと、今後、総合型クラブがスポーツ少年団や公認スポーツ指導者との有機的な連携を進めるためにも、ガバナンスを共有する加盟団体である「都道府県体育(スポーツ)協会」との連携を意図していることによる。

- した総合型クラブ登録制度<sup>23</sup>を 2021 年度までに創設する。
- ・総合型クラブ登録制度の創設に向けた取組に合わせて、2022 年度までに企業協賛制度の導入に向けた具体的な検討を行う。
  - ・総合型クラブ登録制度を通じて、SC 全国ネットワークの組織と活動の充実、活性化を図るとともに、登録した総合型クラブ（以下「登録クラブ」という。）の質的な充実に向けて、PDCA サイクルにより運営の改善等を図る登録クラブを 2021 年度までに登録クラブ全体の 70%<sup>24</sup>となるよう必要な取組を推進することにより、登録クラブが持続可能な「社会的な仕組み」として定着することを促進する。

### ②中間支援組織の整備【連携】

- ・都道府県体協、国と連携し、第 2 期スポーツ基本計画に記載のある「中間支援組織」を、地方公共団体（都道府県）の支援を受けた都道府県体協が主体となり、SC 全国ネットワークに加入する都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携した組織形態により、2021 年度までに 47 都道府県に整備する。
- ・中間支援組織は、各都道府県内で活動あるいは今後創設される地域スポーツクラブが①による総合型クラブ登録制度に参画できるような環境を整備するとともに、登録クラブが PDCA サイクルにより運営の改善等を図れるよう必要な支援を行う。併せて登録クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進する事業を行うことにより、総合型クラブの質的な充実および自立的な運営を促進する。
- ・都道府県体協に対して、クラブアドバイザー<sup>25</sup>の資質向上を図るための支援等を行う。

### ③関係機関・団体との連携体制の構築【連携】

- ・①による総合型クラブ登録制度とスポーツ少年団登録制度との統合手続き等具体的な方法について、2022 年度までには検討を開始することにより、登録クラブとスポーツ少年団の連携促進を図る。

---

<sup>23</sup> 第 2 期スポーツ基本計画では「総合型クラブの登録・認証等の制度」と表記しているのに対して、本方策では「認証」の表記はせず「総合型クラブ登録制度」としている。これは、本方策策定時点では、国において登録・認証等の定義がなされていないことと、本会としては従前の 21 世紀の国民スポーツ推進方策-スポーツ推進 2013-においても「総合型クラブ登録制度」の創設検討を明記する等、当初より登録と認証は一体の物、つまり基準を満たしたクラブが登録されるものとして、登録行為の中に認証の意味合いが含まれていることを意図していることによる。

<sup>24</sup> 2016 年 3 月スポーツ庁「平成 27 年度総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」によると PDCA サイクルにより運営の改善等を図っているクラブは 37.9%。

<sup>25</sup> 本会が都道府県体育(スポーツ)協会に配置している総合型クラブの設立等について指導・助言できるノウハウを有する者。

- ・全国スポーツ推進委員連合、日本障がい者スポーツ協会や日本経済団体連合会等との間で、2022年度までに連携体制を明確にするための協議を行うことにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても、登録クラブが当該機関・団体の地方組織と連携・協働が促進されうる環境を整備する。
- ・国（中央省庁）に対し、当該省庁の施策に総合型クラブの位置づけが明記されるよう働きかけを行うとともに、国およびJSCに対して総合型クラブに関する助成制度等、必要な支援を講ずるよう働きかけを行う。

#### ④法人格取得に係る支援

- ・登録クラブの法人格取得を促進するため、都道府県体協に対して必要な情報提供を行うことにより、2022年度までに登録クラブの過半数が法人格を取得できるよう支援する。

#### ⑤情報収集・提供体制の整備

- ・登録クラブが求める情報を把握するとともに、先進的事例を収集したうえで、都道府県体協および登録クラブに対して必要な情報提供を行う。
- ・本施策に掲げる他の項目による取組で得られたクラブ運営に役立つ情報および登録クラブによる広報活動を効果的・効率的に行うための支援に資する情報を都道府県体協および登録クラブに対して提供する。

### 2) クラブ運営を担う人材の強化

#### ①クラブマネジメント人材の発掘・育成【誰もが】

- ・総合型クラブの経営資源を適切に確保し、円滑に活用するために必要なマネジメント能力や「公益的な活動」に関する見識を有する人材を発掘・育成することにより、2022年度までに登録クラブの過半数において、本会公認マネジメント資格を有する人材が配置されている状況とする。
- ・2021年度までにSC全国ネットワーク内に女性部会を設置し、設置後10年までの間に各都道府県代表委員の3割以上が女性となるよう必要な取組を行う。

#### ②次世代を担う人材育成に向けた体制整備【連携】

- ・2022年度までに、本会公認アシスタントマネジャー講習・試験免除適応コース<sup>26</sup>実施校を75校（2017年度は67校）とすることにより、次世代を担う人材の育成を推進し、持続可能な総合型クラブの活動基盤を整備する。
- ・2022年度までに登録クラブから日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格取得者が累計100名となる状況とすることにより、登録クラブとス

---

<sup>26</sup>公認スポーツ指導者養成講習会と同じカリキュラムを大学・専門学校等の承認校で履修することで、講習・試験の一部またはすべてが免除されるシステム。

ーツ少年団の理念等の共有を促進し、両組織の地域内での有機的な連携と、連携によるクラブ運営の強化を図る。

### 3) 活動施設の確保

#### ①学校施設開放の拡充

- ・2022年度までに学校施設開放の促進を図るための法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。

#### ②公共スポーツ施設の拡充

- ・2022年度までに公共スポーツ施設の拡充を図るための法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。

#### ③クラブハウスの設置促進

- ・2022年度までに 3) ①・②と連動したクラブハウスの設置促進に必要な法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブの持続可能な活動基盤の整備を支援する。

### 4) 広報活動の充実

#### ①社会的認知度の向上

- ・国と連携し、登録クラブの広報活動を推進すること等を通じて、総合型クラブの社会的認知度<sup>27</sup>向上を図る。

### 5) 総合型クラブを対象とした全国的なイベントの創設

2022年までに、登録クラブが一堂に会し、交流することができる全国的なイベントの企画立案を行うことにより、登録クラブの会員確保が促進される環境を創出する。

## ○ソフトインフラ事業

### (1)「ささえる」スポーツの推進

#### [目標]

スポーツボランティアへの活動支援を通じて、人々の「ささえる」というスポーツへの関わり方への参画を推進し、社会に定着化させることにより、スポーツライフスタイルの多様化に貢献する。

<sup>27</sup> 公益財団法人笹川スポーツ財団「スポーツライフ・データ 2012」によると、一般成人における総合型クラブの認知度は、よく知っている 3.4%、知っている 10.6%、聞いたことがある 17.4%、知らない 68.7%となっている。

## [施策]

### 1) スポーツボランティアの活動支援

- ① スポーツボランティア団体と連携し、国体・日本スポーツマスターズ等の全国的なスポーツイベントや本会の情報資源・ネットワークを活用した施策を検討・実施することにより、スポーツボランティア活動の活発化と質的向上を図る。【誰もが】【多様化】
- ② スポーツボランティア団体と連携し、東京 2020 大会およびワールドマスターーズゲームズ 2021 関西で活躍が期待されるスポーツボランティアに対して情報提供を行うことにより、大会後も継続して活動できるよう支援する。【誰もが】【多様化】【連携】
- ③ 本会加盟団体と連携し、スポーツボランティアに関する情報共有を図ることにより、各競技団体が主催する大会でのイベントボランティアや各団体の運営スタッフ等、日常的にスポーツボランティア活動が実施できる環境を創出する。【誰もが】【多様化】【連携】

### (2) 女性スポーツの活動環境の充実・改善

#### [目標]

女性のスポーツに関する活動環境の充実や改善を通じて、女性のスポーツ参加（参画）を促進し、より公平なスポーツ文化の確立を目指す。

## [施策]

### 1) 事業横断的な活動方針の策定

- ① 国体女子種別の充実、スポーツ少年団女子団員・女性指導者の活動環境改善、女性の公認スポーツ指導者の拡充等、各事業の取組に関する計画および進捗状況を確認するとともに、それぞれの課題を把握し、事業横断的な活動方針を策定する。【誰もが】
- ② また、「女性スポーツ」に関する既存の様々な国内外の調査等を検証し、女性が求めるスポーツ環境等を把握するとともに、必要に応じて調査・研究を実施する。【誰もが】【多様化】

### 2) スポーツ庁等関係団体が取り組んでいる事業との連携・協力

- ① スポーツ庁が設置した「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」等、関係団体が取り組んでいる事業と連携し、日本スポーツ界としての女性のスポーツ参加（参画）を促進するための方策に協力する。【連携】
- ② また、「女性スポーツ」に関する国際的な動向を把握するために必要な情報を収集し、具体的方策の検討に役立てる。【誰もが】

### 3) 加盟団体・指導者等への情報提供

加盟団体等スポーツ団体における女性登用の促進や女性スポーツ指導者の拡充を図る上で必要な情報を、ホームページや指導者向け研修等を活用し、積極的に発信する。【誰もが】

## (3) 学校スポーツとの連携・協力

### [目標]

本会の資源である公認スポーツ指導者や地域スポーツのネットワーク等を活用し、学校運動部活動や大学スポーツ等の学校スポーツと様々な観点から連携・協力することで、生徒・学生のスポーツ環境の充実を図る。

### [施策]

#### 1) 中学・高等学校運動部活動との連携・協力

- ① プレーヤーが安心して活動できるよう、指導現場に立つすべての指導者が、指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で習得することができる「スタートコーチ」資格を創設する。【誰もが】
- ② 公認スポーツ指導者の学校運動部活動における外部指導者としての活動を拡充すべく人材派遣会社と業務提携を進め、「指導者マッチングシステム」を構築し、公認スポーツ指導者の派遣を全国展開できる環境を整備する。
- ③ 学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等について、公認スポーツ指導者資格の保有増加を推進する。
- ④ 総合型クラブに所属する指導者の学校運動部活動指導員としての派遣を奨励する等、総合型クラブが学校運動部活動の持続可能性に貢献する機運を醸成する。
- ⑤ 全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟等の学校関係団体と連携し、協力体制の確立を図ることで、それぞれが主催する総合スポーツ大会<sup>28</sup>の安定的開催、学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等における公認スポーツ指導者資格取得の促進、学校運動部活動における公認スポーツ指導者の活用、体罰等の不適切な指導の根絶等、持続可能な学校運動部活動の実現を図る。【連携】

#### 2) 大学スポーツ発展への協力

- ① 大学および学生競技連盟等を中心とした大学横断的かつ競技横断的統括

<sup>28</sup> 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会等、複数競技を同一時期に同一地域で開催する大会。

組織（日本版 NCAA）の創設に協力する。

②本会の資源である公認スポーツ指導者や地域スポーツのネットワーク等を活用し、創設された日本版 NCAA の活動に協力する。

#### (4) 公認スポーツ指導者の育成の充実

##### [目標]

本会と公認スポーツ指導者資格協同認定団体は、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできる公認スポーツ指導者を増やし、その質を高め、活躍の機会を広げることで、誰もがスポーツに親しむことのできる社会の実現に貢献する。

##### [施策]

###### 1) 公認スポーツ指導者の増加

- ①登録者数を現在の 177,510 名<sup>29</sup>から 200,000 名に増加させる。（スポーツ指導基礎資格を除く）
- ②女性アスリートの活動支援等、多様化するニーズに対応するため、女性や 20 代の指導者および指導者を目指している者に対し資格取得を促進する。なお、女性指導者を現在の 37,620 名<sup>29</sup>から 42,000 名に、20 代指導者を 18,028 名<sup>29</sup>から 21,000 名にすることを目指す。【多様化】
- ③本会に加盟しているすべての中央競技団体が公認スポーツ指導者を養成するよう働きかける<sup>30</sup>。【連携】
- ④プレーヤーが安心して活動できるよう、指導現場に立つすべての指導者が資格を有することを目指し、指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で習得することができる「スタートコーチ」資格を創設する。(再掲) 【誰もが】
- ⑤国内外のスポーツ界の動向や国民のニーズに合わせた新たな資格の必要性について検討する。【多様化】
- ⑥講習・試験免除適応コースの承認校の増加とあわせ、中央競技団体および大学等との連携のもと、免除適応コース専門科目コース（競技）を現在<sup>31</sup>の 12 コースから 17 コースに増設する。【連携】
- ⑦大学等との連携による共通科目養成講習会<sup>32</sup>の実施について検討する。

<sup>29</sup> 2017 年 10 月 1 日付公認スポーツ指導者登録者数

<sup>30</sup> 2017 年 10 月 1 日現在、本会加盟・準加盟中央競技団体 63 団体中 56 団体と資格を協同認定している。

<sup>31</sup> 2017 年度時点

<sup>32</sup> 公認スポーツ指導者のカリキュラムは本会が実施する共通科目と協同認定団体が実施する専門科目に分かれており、両方を修了することで講習会の修了が認められる。

## 【連携】

### 2) 公認スポーツ指導者の質の向上

- ①スポーツ指導現場における暴力行為根絶の実現に向け、公認スポーツ指導者の養成講習会カリキュラムや研修会テーマとしてスポーツの本質的な意義や価値、フェアプレー精神、倫理等の内容をこれまで以上に取り入れ、公認スポーツ指導者の質の向上に向けた取組を推進する。
- ②公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、共通科目カリキュラムについて、指導者育成の基準カリキュラムとなるグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」<sup>33</sup>を導入し、学び続ける環境を整備する。
- ③スポーツの価値を高め、未来へ継承するべく、公認スポーツ指導者の自己研鑽と資質向上を促進するため、加盟団体や全国スポーツ指導者連絡会議と連携し、公認スポーツ指導者のための研修内容を充実させ、その活動を支える。【連携】
- ④資格更新のための研修会を多様化する等、公認スポーツ指導者が参加しやすい環境を整備するとともに、指導活動の際に活用できる情報を提供するため、積極的な参加を促進し、研修会受講率を現在の83%<sup>34</sup>から90%にする。【誰もが】
- ⑤公認スポーツ指導者の質の一環として、登録システムで提供している「指導者マイページ」のコンテンツを充実させ魅力ある新規コンテンツを作成する。また、指導者マイページ保有率を現在<sup>35</sup>の75.1%から80%を目指す。

### 3) 公認スポーツ指導者の活躍の機会拡大

- ①公認スポーツ指導者の学校運動部活動における外部指導者としての活動を拡充すべく人材派遣会社と業務提携を進め、「指導者マッチングシステム」を構築し、公認スポーツ指導者の派遣を全国展開できる環境を整備する。(再掲)
- ②各種国際大会や国内での中央競技団体主催大会に参加する、監督・チームスタッフへの公認スポーツ指導者資格の義務付けについて、JOCおよび中央競技団体等と連携して積極的に推進する。【連携】
- ③スポーツをする人が安心して活動する機会を提供するため、スポーツ指導に携わるすべての人が公認スポーツ指導者資格を保有し、常に学び続ける環境を整備する。

---

<sup>33</sup> スポーツ指導者に求められる資質能力を確実に取得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン」として国が策定したもの。

<sup>34</sup> 2017年10月1日付登録手続き対象者の研修受講率

<sup>35</sup> 2017年10月1日時点

- ④JOC が実施する、国際競技力向上のために各競技のトップコーチ・スタッフの資質向上を目的とするナショナルコーチアカデミーと公認スポーツ指導者制度の連携の充実を図る。【連携】
- ⑤学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等について、公認スポーツ指導者資格の保有増加を推進する。(再掲)
- ⑥公認スポーツ指導者登録データを活用し、公認スポーツ指導者のニーズを把握し、そのニーズに基づき関係する領域に携わる機関・団体等に対し、公認スポーツ指導者の積極的な導入を働きかける。【多様化】

## (5) スポーツ医・科学研究の推進

### [目標]

我が国における体育・身体活動・スポーツに関する今日的課題を整理し、スポーツの持つ本質的な意義や個人的・社会的価値、さらにはスポーツの多様な楽しみ方を広く一般に示すための基礎資料を作成する。また、スポーツ医学、運動生理学、心理学や社会学等の様々な研究領域から研究プロジェクトを開発し、スポーツ文化の豊かな享受を促す科学的・経営的根拠(エビデンス)を蓄積するとともに、本会加盟団体はもとより、国、地方自治体、教育委員会、学校および体育・スポーツ系あるいは教育系大学等の関連諸団体に対し普及・啓発を図る。

### [施策]

#### 1) スポーツ文化の豊かな享受に資するエビデンスの備蓄・活用

- ①研究成果を蓄積・公開するためのデータベースを構築し、効果的に発信するための成果物の質的向上および活用サイクルの整備を図る。
- ②本会のシンクタンク機能の強化に向けてスポーツ白書(仮称)の作成を視野に入れた資料収集を行い、各委員会との連携を密にして本格的着手に向けた検討を開始する。

#### 2) スポーツの多様性および社会的価値の維持・向上に資する研究プロジェクトの推進

- ①LGBT 等の性的少数者への配慮あるスポーツ空間を整備するため、実態調査に基づく課題抽出と対策の分析を行い、啓発を図る。【誰もが】
- ②スポーツにおける「環境」や「インテグリティ」等に関する研究を推進し、本会に対してスポーツの持続可能性の向上に資する成果を提供する。【多様化】

### 3) 多様なスポーツ需要に対応可能な指導者の資質向上に資する研究プロジェクトの充実

- ①子どもたちの身体活動の習慣化を促すアクティブ・チャイルド・プログラム（以下「ACP」という。）の普及・啓発を図るため、教育・啓発資料および講習会の内容を充実させる。【誰もが】
- ②高齢者の多種多様な運動・スポーツの習慣化の定着を促し、生活の質（QoL）の向上や健康維持・増進を目指す「健幸華齢（サクセスフル・エイジング）」プログラムに関する教育・啓発資料を作成する。【誰もが】
- ③子どものメンタルヘルス問題の予防および改善を目的とする介入研究ならびに普及・啓発活動を行い、運動・スポーツ実践のメンタルヘルスへの有効性およびその波及効果について検証する。また、その成果をACPや高齢者の健幸華齢プログラム等に反映させる。
- ④猛暑日や真夏日が増加傾向にある環境の変化<sup>36</sup>に対応すべく、重篤な、あるいは頻発する事故事例を検証し、熱中症予防に関する教育・啓発資料を充実させ、効果的に継続的な普及・啓発を図る。

### 4) 本会加盟団体等との連携による研究プロジェクトの推進

- ①中央競技団体と連携し、発達段階や個人特性を考慮しつつ、組織的・計画的にトップレベル競技者へと育成する競技者育成モデルを策定するための基礎資料を提示する。【連携】
- ②都道府県体協と連携し、国体選手に対する医・科学サポートの在り方について提示する。特に、各都道府県におけるジュニア期からの選手育成システムの整備を図るために基礎資料の作成や、女子アスリートの諸問題に対応するためのサポートシステムの構築を目指す。【誰もが】
- ③日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、日本薬剤師会、都道府県体協および中央競技団体や教育機関と連携し、アンチ・ドーピングに関する教育プログラムを推進するとともに、都道府県体協における教育・啓発の支援等を継続的に行う。【連携】
- ④中央競技団体、国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）およびスポーツ安全協会等と連携し、スポーツ現場における外傷・障害の発生状況に関する実態調査を行い、競技種目別の予防プログラムの作成や、効果検証、情報提供等を継続的に行う。【連携】

### 5) スポーツ関連研究機関等との連携・協働の推進

- ①JISSとの共同研究として実施している「東京オリンピック記念体力測定」

<sup>36</sup> 2017年7月気象庁「気候変動監視レポート2016」によると、日最高気温が30℃以上（真夏日）の日数については、統計期間1931～2016年で増加傾向が現れており、日最高気温が35℃以上（猛暑日）の日数は同期間で増加している。

- の成果を踏まえ、青年期のスポーツ活動で培われたライフスタイルや健康・体力の持ち越し効果等についての総括的な検証・分析を行い、その研究成果を東京2020大会の機会に公開する。【連携】
- ②諸外国の体育・スポーツ科学研究機関・団体と連携し、幼児期を含む幅広い年齢層で国際比較研究を行い、体力や運動・生活習慣の向上に資する基礎資料を提示する。【連携】
- ③日本体育学会等学術団体と積極的に情報交換を行う。【連携】
- ④笹川スポーツ財団、健康・体力づくり事業財団等の体育・スポーツ関連研究団体とのコンソーシアム構築を視野に入れた情報交換を継続する。【連携】

## (6) スポーツ情報システムの整備・拡充

### [目標]

本会では加盟・関係団体間のみならず、広くスポーツに関わる人々が情報を共有し、活用できるシステムの構築に向け、現在、事業毎に個別管理されている情報を統合し、一元管理できるシステムの整備を進めており、情報システムの利用者等との間で双方向の情報管理ができる環境を目指す。

オープンなネットワークを活用したシステムとなるため、システム上のセキュリティの確保はもとよりヒューマンエラーを防止するため、啓発・教育の充実を図りつつ計画実現のため関係機関・団体と協力し、以下の事業を推進する。

### [施策]

#### 1) 事業毎に区分けされた情報の一元化

本会が保有し、事業毎（公認スポーツ指導者、スポーツ少年団、競技者エントリー履歴）に分けて管理している情報を一元化し、本会のステークホルダーに関する情報を統合するとともに、これらの情報を情報システムの利用者等との間で双方向管理できる環境を整え、情報の確度が高く使いやすいシステムの構築を目指す。【連携】

#### 2) 情報システムにおける一層のセキュリティ保護への対応

情報システムの利用者等との間で双方向管理できる環境を構築し、オープンなネットワークとして活用するため、情報セキュリティのシステム上の堅牢性を担保することはもとより、認証システムの信頼性を確保し、ユーザーの啓発・教育活動の充実を図る。

#### 3) 情報システム分野における人材育成および将来像の検討

本会およびスポーツ界全体で活用できる情報システムの構築について、本

会の業務内容およびスポーツ界の動向を把握し、専門的な知識を有した人材が必要不可欠であることから、外部人材の活用はもとより内部での人材教育をより一層充実させる。

## (7) 広報活動の推進

### [目標]

「広報活動基本方針」および「広報規程」に基づく広報活動を通じて、スポーツの価値や社会的使命を普及・促進するとともに、情報の内容と広報対象に対する訴求効果を考慮し、社会的に必要な組織としての本会の存在意義（ブランディング）の向上を目指す。

### [施策]

#### 1) 本会名称変更の周知および本会ブランド価値の向上

- ①2018年4月1日に日本体育協会を日本スポーツ協会に名称変更することに関連して、新たにコーポレートメッセージ<sup>37</sup>、コーポレートカラー<sup>38</sup>、日本スポーツ協会ロゴを作成し、名称変更とその趣旨の周知を図る。【誰もが】【多様化】【連携】
- ②本会や本会の行う各種取組の社会的意義について、スポーツ関係者はもとより広く一般に周知を図り、本会ブランド価値の向上を目指す。【誰もが】【多様化】【連携】
- ③本会名称の認知度をさらに引き上げるとともに、本会がどのような事業を行っているかについてもさらに周知を図る。【誰もが】【多様化】

#### 2) 情報発信ツールの整理・充実

- ①ホームページのコンテンツを充実し本会の情報発信を推進するとともに、スポーツ全般に関する情報の集積地（ポータルサイト）化を進めることにより、広く国民に対し、スポーツの価値や本会が目指す方向性をわかりやすく提示し、本会の理解者、賛同者の拡大を目指す。【誰もが】【多様化】【連携】
- ②SNSによるタイムリーな情報提供の拡充等内容やタイミングに応じた各種ツールの活用を検討し、ホームページ以外のツールを各事業で導入・展開する。【誰もが】【多様化】
- ③動画共有サイト「You Tube」の本会専門チャンネルを活用して、本会が実施する諸事業の様子を公開し、本会の理解者、賛同者の拡大を目指す。【誰

<sup>37</sup> 企業や団体の理念、ビジョン、事業内容を明確にし端的に表現した短文のこと。

<sup>38</sup> 企業や団体を象徴する色。シンボルカラーと同義に扱うことがある。

もが】【多様化】

### 3)情報誌の充実

- ①総合情報誌「Sports Japan」による情報提供を通じて、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者および団体等の資質の向上や組織の充実・発展および連携・協働に寄与できるよう、内容をより一層充実し、読者アンケートから高い満足度を得られるよう取り組む。【誰もが】【多様化】【連携】
- ②ホームページや指導者マイページ等各種システムとの連動性を高める取組を検討する。

### 4)各種パンフレット等の充実

- ①対象者を明確に定め、情報を適切に提供する手法や技術をさらに研究し、情報の内容に応じた情報発信ツールと発信方法について充実を図る。特に、デジタル媒体にて本会の概要等をわかりやすく幅広く展開できるよう検討を進める。【多様化】
- ②英語版の本会紹介パンフレットを作成するとともに、日本語版で本会の概要を記した簡易版リーフレットの作成を行う。【誰もが】

### 5)記者クラブとの連携

記者クラブとの連携を図り、定期的な記者発表や積極的なプレスリリースを実施し、マスメディアを用いた効率的な情報発信を推進する。内容についても、よりメディアの関心を集めよう努め、年間に発信するリリース数を50件以上とする。【多様化】【連携】

### 6)本会発行・所有資料の充実・活用

- ①本会が保有する日本スポーツの歴史を伝える貴重な書籍、資料等について、2018年度末を目標に、その概要(資料名、件数等)を整理する。【誰もが】
- ②本会が保有する資料等の内容を広く一般に伝え、後世に残していくための活用法について当該資料のデジタルアーカイブ化を含め検討する。また、本会著作物でない資料については、その再利用について法律等も勘案し対応を検討する。【誰もが】【連携】

## (8)スポーツ市場拡大に向けた支援

### [目標]

加盟団体と民間事業者双方がスポーツビジネスに取り組みやすい機運を醸成し、その収益がスポーツ環境の充実やスポーツ団体の組織基盤の確立、スポーツ人口の拡大に再投資される好循環の実現に貢献する。

## [施策]

### 1) スポーツ団体と民間事業者が協働しやすい環境の創出

- ① 加盟団体に対し、スポーツ団体が保有する資源の事業化に関する情報提供を行い、スポーツ団体関係者のスポーツビジネスに対する意識変革を促し、民間事業者がスポーツ団体と協働しやすい機運を醸成する。【連携】
- ② 民間事業者に対しスポーツの事業的価値<sup>39</sup>を啓発することにより、民間事業者が本会をはじめとするスポーツ団体と協働して事業に取り組みやすい環境を整備する。【連携】
- ③ 例えはスポーツ団体・スポーツ関連企業と今後スポーツ分野に進出を予定している他業種の企業が協働するアイデアコンテストを実施し表彰することにより、新しいスポーツや新しいスポーツの価値を創出する等、本会を含むスポーツ団体が持つ資源と民間事業者のアイデアやノウハウのマッチング・活用を通じてスポーツ市場拡大に貢献する。【多様化】

### 2) スポーツ経営人材の育成・獲得・定着化

- ① スポーツ経営人材<sup>40</sup>の養成に取り組む団体・組織を支援することにより、スポーツ界以外からの優秀な人材の獲得に貢献する。
- ② スポーツ市場規模拡大への取組を通じて、本会加盟団体をはじめとするスポーツ団体の収入増加を図り、各団体の賃金水準を向上させることを通じて、優秀な人材の獲得・定着化に貢献する。

### 3) 本会資源を活用したイベントの創出

ACP や健幸華齢プログラム等、スポーツ医・科学専門委員会を中心となって開発した自発的な運動の楽しみを基調とする運動プログラムを提供できる人材を養成し、スポーツ少年団や総合型クラブに派遣する仕組みを構築することにより、スポーツ未実施者がスポーツに取り組むきっかけを提供する。【誰もが】

## (9) 社会貢献活動の推進

### [目標]

フェアプレー精神の普及とスポーツ活動中の暴力等の根絶を目指すことにより、スポーツ・インテグリティ<sup>1</sup>を守り、高めることに貢献する。

<sup>39</sup> ここでいう事業的な価値には経済的な価値に加え、スポーツの力を利用した有形無形の価値の創出も含んでいる。

<sup>40</sup> スポーツ団体においてマーケティングやガバナンス、施設運営、興行等を総合的にマネジメントできる人材。

## [施策]

### 1)「フェアプレイ<sup>41</sup>で日本を元気に」キャンペーンの推進

①社会におけるフェアプレー精神の浸透は、スポーツ宣言日本における一つの大きな柱に位置付けられており、スポーツの基本的な価値そのものであるフェアプレーの精神を広め、平和と友好に満ちた日本、世界を築くための活動の一環として、キャンペーン活動を推進する。活動の浸透状況の指標の一つである「フェアプレイ宣言者」の獲得においては、将来的には100万人の宣言獲得を目指し、今後5年間では20万人の新たな宣言者獲得を目指し活動を推進する。

②「フェアプレイスクール<sup>42</sup>」の実施方法の体系化・マニュアル化を図り、都道府県体協、都道府県スポーツ少年団でも実施可能とするシステムを構築し、2023年には47都道府県（会場）で実施する。

### 2)スポーツ活動における暴力行為等への対応

スポーツ界における暴力行為根絶宣言を念頭に、スポーツ活動中の暴力・暴言、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の根絶を目指し、本会加盟団体をはじめとする組織・団体等と連携し、引き続き暴力行為等相談窓口を運営するとともに、指導者への教育啓発をはじめ未然に防ぐ取組を推進する。

### 3)熱中症予防への対応

真夏日や猛暑日が増加傾向にある環境の変化に対応すべく、重篤な、あるいは頻発する事故事例を検証し、熱中症予防に関する教育・啓発資料を充実させ、効果的で継続的な普及・啓発を図る。（再掲）

## (10) その他のスポーツ推進

### [目標]

様々な観点からスポーツ推進を図ることにより、多様なスポーツとの関わり方を促進する。

## [施策]

### 1)「みる」スポーツの推進

「みる」スポーツの推進について、地上波の放送のみに限らず、有線放送、インターネット配信等を活用し、限られた需要の負託にも対応できる体制を

<sup>41</sup> 本会では「フェアプレー」の表記で統一しているが、キャンペーンについては、スポーツはそもそも遊び（プレイ）であるという点を意識するため「フェアプレイ」と表記している。

<sup>42</sup> 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンに理解のあるトップアスリート・元トップアスリートを小・中学校へ派遣し、フェアプレーの精神を広める取組。

整備とともに本会主催事業をはじめとする関連事業の積極的な露出を推進することにより、人々のスポーツへの多様な関わりが可能となる環境の醸成を図る。【多様化】

## 2) 新たなスポーツとの関わり方の創出

IoT<sup>43</sup>やバーチャルリアリティー（VR）<sup>44</sup>等のテクノロジーを利用した「する・みる」スポーツや、「書く・描く・写す」といった芸術的活動、「分析する」「評論する」といった知的活動等新たなスポーツとの関わり方を提案する個人・企業・団体等の取組を表彰することにより、スポーツの新たな魅力の創出および新たなスポーツの創造を図り、スポーツ享受の多様化を促進する【多様化】

## 2. 日本体育協会組織・体制の充実・強化

### (1) 内部組織の充実と強化

#### [目標]

理念の共有や人と組織基盤の充実・強化を図ることにより、「『公正で福祉豊かな地域生活』の創造への寄与」「『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造への寄与」「『平和と友好に満ちた世界』の構築への寄与」という21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命を果たすことができる体制整備を図り、スポーツ宣言日本が目指す社会像<sup>注)</sup>の実現を目指す。

注) スポーツ宣言日本が目指す社会像については2ページ囲み参照

#### [施策]

##### 1) 「スポーツ宣言日本」の普及

- ①JOCと連携し、「スポーツ宣言日本」に示された「21世紀のスポーツの使命」について、事業、会議、出版物、ホームページやSNS等様々なチャネルを活用して、スポーツ指導者や加盟団体をはじめとした関係機関・団体等への普及・啓発をさらに推進する。
- ②各事業で作成する年次計画やアクションプランにおいて、施策とスポーツ宣言日本との関係性を明確に定めることにより、事業の構造化を促進する。

##### 2) 本会組織の拡充

- ①本会未加盟の全国を統括する民間スポーツ関係団体の加盟促進とともに、我が国スポーツ界の組織を拡充し、スポーツ推進に向けた主体的

<sup>43</sup> 「Internet of Things」の略で、モノとインターネットがつながっている状態を指す。

<sup>44</sup> 利用者にとって現実感を伴う仮想的な世界を提供する技術。

な組織体制を整備する観点から、新たな加盟領域を検討・創設し、「する」「みる」「ささえる」「表現する」「分析する」「評論する」等多様なスポーツライフスタイルに対応できる組織・体制を整備する。【多様化】

②本方策の実現に向け、スポーツ界以外の組織・団体・企業等との連携・協働を促進するため、本会への加盟以外のパートナーシップの在り方について検討する。【連携】

### 3)シンクタンクとしての体制整備と機能強化

①「スポーツ推進 2013」で実施した企画部門の設置やスポーツ科学研究室の機能充実等事務局体制の強化を一層推し進めることにより、科学的根拠や経営的根拠（エビデンス）に基づく本会事業の改善・企画立案や国に対する政策提言を実現する。

②各事業で可能な限り定量指標を設定・モニタリングすることによりエビデンスの蓄積を図り、本会事業の改善・企画立案や新施策検討時の基礎資料を作成する。

③政策提言能力の向上のため、様々な分野の個人・組織・団体等と一層連携を深めるとともに、その窓口となる本会事務局職員がスポーツ全般に幅広い知見を有する専門家となるよう必要な研修を行う。【連携】

### 4)本会加盟団体の基盤整備の促進

①本会加盟団体が、スポーツに対する社会からの信頼と期待に応え、スポーツのもつ社会的影響力を主体的にコントロールし、かつ健全に活用できるよう、各団体の自立・自律した組織運営や制度改革等を各団体のニーズや組織整備状況に応じて支援する。

②暴力行為や人権侵害等の倫理・コンプライアンスの徹底をはじめ、組織運営に関する最新情報や好事例等すべてのスポーツ団体に共通して求められる情報やノウハウを収集・提供することにより、本会加盟団体の適切な法人運営を支援する。

③本会加盟競技団体の中・長期的な経営計画の策定や都道府県体協のスポーツ推進計画の策定が円滑に実施できるよう必要な指導・助言を行い、加盟団体の経営力およびガバナンス強化に貢献する。

④各種スポーツ推進事業に対する寄付、助成および協賛企業の拡充を図ることにより、加盟団体の財源確保に貢献する。

### 5)市区町村体育(スポーツ)協会組織の整備

①都道府県体育協会連合会と協働で市区町村体協の実態調査を継続実施し、経年で実態を把握することにより、本会および加盟団体ならびに市区町村体協組織の一層の充実・強化を図る検討材料を整備する。【連携】

②市区町村体協の実態調査を踏まえ、都道府県体育協会連合会と連携し、市

区町村体協組織の充実と強化に向けた情報提供を行う。【連携】

③第3期スポーツ基本計画の策定に際しては、市区町村体協の実態調査を踏まえた地域スポーツの充実策について政策提言を行う。

## 6)日本体育協会スポーツ推進方策2018の着実な実施

①理事会において、半期毎に本方策全体の進捗を把握し、着実に実施されるよう委員会・事務局体制の整備や予算配分等必要な措置を講じ、本方策の振り返りの際に未着手の施策ゼロを目指す。

②すべての委員会等は年度当初に開催する会議において、本方策の進捗を把握し、着実に実施されるよう必要な措置を講じる。

③毎年、加盟団体事務局長会議、都道府県体育協会連合会の会議等の機会を通じて本方策に掲げる事業推進の方向性、進捗等を説明することにより、本会加盟団体が共通認識を持って本方策の実現に取り組むことができる環境を整備する。【連携】

④本方策の進捗の把握と基本理念や事業推進の方向性について理解を深めることを目的とした本会職員への研修を定期的に実施することにより、本会役職員が共通認識を持って施策に取り組むことができる環境を整備する。

## (2)外部組織・団体との連携の促進

### [目標]

従来から連携のある団体はもとより、スポーツ界内外の新たな団体との連携を促進することにより、誰もが豊かなスポーツ文化を享受できる環境を創出し、スポーツ享受の多様化を促進できる体制を整備する。

### [施策]

#### 1)民間スポーツ関係団体との連携の促進

①JOC、日本障がい者スポーツ協会<sup>45</sup>との連携を促進することにより、スポーツ未実施者からトップアスリートまで、誰もが安全に、安心して各自の志向に合わせてスポーツが実施できる環境の整備を図る。【誰もが】

②JADA、日本スポーツ仲裁機構等との連携を促進することにより、スポーツ・インテグリティを守り、高める機運を一層醸成し、フェアプレー精神の浸透を図る。【連携】

③日本体育学会、日本体力医学会等の学術団体との連携を促進し、社会的課

<sup>45</sup> 日本障がい者スポーツ協会は本会加盟団体であるが、別法人のため外部組織・団体として記載している。

- 題に対する本会資源を活用した研究を促進する等、科学的根拠や経営的根拠（エビデンス）に基づく本会事業の改善・企画立案を推進する。【連携】
- ④全国スポーツ推進委員連合等との連携を促進し、スポーツ少年団や総合型クラブ、学校運動部活動等での日常的なスポーツ享受の質的・量的両面の拡充を図る。【連携】
- ⑤日本武道協議会との協力体制を構築し、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等で安全に、安心して武道に取り組むことができる環境の整備を図る。【連携】

## 2)国との連携の促進

- ①「21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命」<sup>46</sup>の達成に資するため、スポーツ庁が実施する諸施策について、我が国スポーツ界の統括団体の立場から協力・実行する。
- ②スポーツ庁に対し、本会諸事業を通じて蓄積した科学的根拠や経営的根拠（エビデンス）に基づく政策提言を行うことにより、「21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命」の達成を目指す。
- ③「21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命」の達成に資するため、経済産業省、厚生労働省、外務省、国土交通省、観光庁等の中省庁をはじめとする国の関係機関との連携を促進する。【連携】

## 3)スポーツ界以外の団体との連携・協働

スポーツを活用して様々な社会的課題の解決を目指すスポーツ界以外の組織・団体・民間事業者等と連携することにより、新たなスポーツライフスタイルを提案し、多様化するスポーツニーズに対応できる環境を整備する。  
【多様化】

## (3)スポーツ推進に必要な財源の確保

### [目標]

既存事業における収益力を強化し、自己財源の増額を図ることにより、公益性のある事業を長期的・安定的に実施できる環境を整備する。

### [施策]

#### 1)マーケティング戦略の展開

マーケティングを有機的かつ戦略的に進めるため、担当役職員の資質向上と専門委員会・事務局の充実を図るとともに、有識者や広告代理店等外部の

<sup>46</sup> 「スポーツ宣言日本」では、スポーツの21世紀的価値の享受に向けて『公正で福祉豊かな地域生活』の創造への寄与」「『環境と共生の時代を生きるライフスタイル』の創造への寄与」「『平和と友好に満ちた世界』の構築への寄与」という3つの課題を提示している。

協力を求め、協賛企業、登録者や事業参加者の満足度を高める活動を展開して、財源確保を図る。

## 2)収益事業の拡充

各種標章のブランド価値の向上、商業利用等を積極的に推し進めるとともに、各事業において協賛企業との共同事業の開発、協賛企業の権利保護の強化による収益拡大等、新たな収益事業の開発等を行い自己財源の拡充を図る。

## 3)新たな企業協賛制度の確立

JASA スポーツ・アクティブ・パートナープログラムの資産を受け継ぎつつ、東京 2020 大会以降の企業投資の受け皿となりうる制度の構築を目指すため、代理店制度の導入等も視野に入れた新たな協賛制度の構築を行う。

# (4)補助金・寄付金等の獲得

## [目標]

国から独立した民間スポーツ団体としての本会の存在価値と公益性、事業の成果等を PR することにより、補助金・助成金・寄付金の増額を図る。

## [施策]

### 1)補助金・助成金の獲得

- ①国、JKA、日本馬主協会連合会、JSC、ミズノスポーツ振興財団、スポーツ安全協会、上月財団、三菱養和会、ヨネックススポーツ振興財団等に対し、本会が実施するスポーツ推進事業の重要性について、より一層の理解と支援を得るための働きかけを引き続き行う。
- ②既存のスポーツ推進事業の成果等について広く社会へ PR することにより、補助金・助成金の一層の獲得に努める。

### 2)優遇税制の有効活用による民間企業等からの寄付金の増額

- ①特定公益増進法人の優遇税制を活用した免税募金制度について、より幅広い企業や個人等に対し理解を得るための PR を行い、寄付金の増額を図る。
- ②クラウドファンディング<sup>47</sup>等の寄付の手法について検討を進める。

### 3)スポーツ振興資金財団との連携・強化

スポーツ振興資金財団との連携を一層強化し、新たな業種・業界の開拓を行い寄付金の増額を図る。【連携】

<sup>47</sup> 不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に寄付や協力等を行うまたは募ること。

## (5)事業評価システムの定着とスポーツ団体への普及

### [目標]

2018年度から導入する事業評価システムを着実に実施し、体系的なPDCAサイクルを定着させる。また、2022年度までにそのスキームを加盟団体に提供できる体制を整備する。

### [施策]

#### 1)事業評価システムの着実な実施と定着

- ①本会の役職員、評議員、専門委員会委員、特別委員会委員等の本会関係者に対し、各種会議や研修等を通じて事業評価システムの意義と運用方法への理解を促進することにより、関係者が同じ認識の下、事業評価システムを運用できる環境を整備する。
- ②事業評価システムの運用について進捗を把握することにより、着実に実施されるよう事務局体制の整備等必要な措置を講じる等、体系的なPDCAサイクルの定着を図る。

#### 2)事業評価システムを加盟団体等に対して提供できる体制整備

- ①本会が事業評価システムの運用で蓄積したノウハウを各種会議や研修等を通じて提供することにより、加盟団体をはじめとするスポーツ団体の経営力強化に貢献する。
- ②事業評価システムの導入を希望する団体に対し、その手法やノウハウを提供できるよう、2022年までに体制の整備を図る。
- ③ASEAN諸国をはじめとする諸外国のスポーツ統括団体や各国オリンピック委員会等、今後発展が見込まれる団体に対し、各種交流や会議等を通じて事業評価システムに関する情報提供を行い、諸外国のスポーツ界の発展に貢献する。【連携】

## 第3章 資料編

### 21世紀の国民スポーツ推進方策-スポーツ推進2013-の検証と評価

#### ○評価方法

事務局内の施策所管部署による自己評価によりまとめた。

#### ○評価基準

S: 当初の想定を上回る成果を上げた。

A: 当初の想定どおり施策を実施し、目標を達成した。

B: 施策を実行中あるいは実行に向けて具体的な準備作業に入っている段階であるが目標達成に至っていない。

C: 実行に向けて検討している段階で、具体的な準備作業に入っていない。

D: 実行に向けた検討も含め、未着手の状態。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
				1. 国民スポーツ推進事業の展開 ○イベント事業 (1)国民体育大会の改善・充実			
1				①国体に関連する諸事業を通して、国体の「自指す方向性(コンセプト)」について、多くの人々の理解と賛同が得られる運動として「国体ムーブメント」を積極的に展開する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大会、実施競技選定、各種ワーキンググループ等を通して、「国体ムーブメント」を展開している。</li> <li>●第3期実施競技選定(2023~2026年に開催される大会の実施競技)により、競技団体等に対して、「国体の自指す方向性(競技会の活性化、ジュニア世代の充実、女子スポーツの推進、スポーツ医・科学サポートの充実、競技会の開催・運営能力、競技団体のガバナンス)」を示すことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の具体的な達成目標とスケジュールを設定する必要がある。</li> </ul>
2				②トップアスリート等によるPRイベントの開催や、国体開催前後の全国規模の大会の開催、国体開催後の競技施設利用など、開催県等の実情に応じた新たな取り組みを推進する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大会記者発表で有名アスリート等のインタビューを行う等イベント化することで、取材メディアが増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記者発表の出席メディアは増えたが、掲載記事数については確認していないため、数値的な増減数を検証する必要がある。</li> <li>●国体の競技会自体の露出増を図る必要がある。</li> <li>●国体開催後の開催県の取組は未確認であり、今後対応を検討する必要がある。</li> </ul>
3				③アスリートの発掘・育成・強化を通じて、広く社会に貢献できる人材を育成する。また、アスリートの能力・資質を活用し、地域のスポーツ教室への派遣事業等を実施するなど、関係機関・団体と連携して、国体の特性を活かしたスポーツ推進の取組を検討・実施する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人材育成については、各都道府県における国体選手等の育成・強化を通じて、取組がなされている。</li> <li>●人材活用については、具体的な取組に至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各都道府県の人材育成としての取組について、成果を検証する必要がある。</li> <li>●アスリートの活用については、目標設定できるレベルまで内容を明確にする。</li> </ul>
4				2)大会名の検討 今後の社会情勢およびスポーツ界の動向を踏まえながら関係機関・団体等と協議し、大会名称の変更の必要性を含め検討する。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ基本法の改正に基づき、大会名称を変更する方向性(本会案:国民スポーツ大会)を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2008年に検討した際は、加盟団体の過半数の賛同が得られず、継続審議となつたが、「日本体育協会を日本スポーツ協会に変更する」決定と共に、「国民体育大会を国民スポーツ大会に変更する方針」の決定を決議するに至った。</li> <li>●一般に認知度が高い略称である「国体」の取り扱いについて本会の方針を決める必要がある。</li> <li>●英語名称を決める必要がある。</li> </ul>
5				3)各競技会の実施規模等の適正化 競技会の充実・活性化の観点から、各競技会の実施規模(参加人数等)について、総合成績への反映、専任監督の配置等を考慮し見直しを行う。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施規模等検討ワーキンググループを設置し、検討を開始している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体との調整を円滑に進める必要がある。</li> </ul>
6				4)少年種別(ジュニア世代)の充実 わが国の競技力向上の一翼を担う大会として、次代を担うアスリートの発掘・育成・強化を促進するため、少年種別における参加人数の増、中学3年生参加競技の拡充および年齢区分の見直しを行う。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2013年以降、新たに3競技4種目で中学3年生の参加導入を決定した(計21競技・26種目)。</li> <li>●2競技で少年種別参加人員を拡充した。</li> <li>●少年種別の拡充を図る競技が増加した。</li> <li>●都道府県レベルでのジュニア世代の発掘・育成・強化の促進に貢献した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中学3年生の参加が導入されていない競技(20競技)への対応を検討する必要がある。</li> <li>●少年種別未実施競技(2競技)への対応を検討する必要がある。</li> </ul>
7				5)女子種別の充実 女性アスリートの発掘・育成・強化の観点から、各都道府県における普及状況や国際的動向等を踏まえ、女子種別の充実を図る。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2競技で女子種別を拡充した。</li> <li>●文科省委託事業「女子アスリート調査研究事業」を実施し、女子種別の拡充に関わる女子アスリートの実態を調査した。</li> <li>●「2020実行計画」の策定・実施により、6競技で女子種別(種目)を拡充した。</li> <li>●「2020実行計画」の導入により、女子種別を追加した競技(6競技)において、女子の登録競技者数が増加し、都道府県レベルでの女子競技者の普及・育成が図られた。</li> <li>●女子種別の拡充に一定の効果があつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女子種別未実施競技(4競技)への対応を検討する必要がある。</li> </ul>
8				6)広告活動およびマーケティング活動の展開 ①国体を広く周知するとともに大会ブランドの向上を目指し、SNS等を活用した積極的な情報発信を検討するなど、広報活動の一層の充実を図る。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2016年にウェブサイト(#国体fan)を開設し、情報発信を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな大会名称について、認知度向上を目的とした広報を行う必要がある。</li> <li>●中央競技団体へ国体の広報活動の推進を働きかける必要がある。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
9				②国体協賛制度の充実を図るとともに、スポーツソーライズムの促進や多様なチャネルを活用したテレビ中継の拡大などを通じて、マーケティング活動を積極的に展開する。	B	●2014年から開催県と協同の協賛制度を導入したことにより、国体の企業協賛について、本会と開催県の役割・対象企業等を整理することができた。 ●他のマーケティング活動（放映権等）については、検討段階である。	●国体協賛制度を導入したことで、開催県の協賛金は増加傾向にあるが、本会の協賛金の増加にはつながっていない。 ●協賛金増加に向け、さらに取組む必要がある。 ●放映権の活用に向け、既存の枠組み以外の取組が必要である。 ●スポーツソーライズムについては本会全体として取組む必要がある。
10				7)冬季大会の安定的な開催に向けた取り組み	C	●toto助成については、継続して実施されているが、助成金額、助成率、助成メニューの拡充には至っていない。 ●開催県のローテーション化の確立には至っていない。 ●toto助成の実施により、開催3年前までにはある程度、開催県が決定できるようになったが、安定的な開催には至っていない。	●安定的な開催（開催5年前までに開催地が内定、3年前までに開催地が決定される状態）には至っていない状況であり、実施規模・形態の見直しなどを競技団体と調整する必要がある。 ●開催地の経費負担の軽減は継続した課題であり、toto助成の増額等に取り組む必要がある。
11				8)大会運営に係る開催地の負担軽減	B	●参加負担金は第73回大会から増額改定を決定した。 ●参加負担金の増額改定により、ブロック・本大会の開催県への交付金の増額が図られ、開催地の経費負担軽減に寄与した。 ●都道府県体協・中央競技団体の負担金導入については、具体的な検討に至らなかった。	●参加負担金の改定については、約20年ぶりの改定となった。 ●参加負担金以外の增收方策を検討する必要がある。
12				②開催県の要望を踏まえ、県外開催を含めた既存施設の活用等、大会運営の簡素・効率化について引き続き取り組む	B	●県外施設の活用により、施設新設の経費が軽減されている。 ●本大会については、第71回、第75回においては既存施設のみの実施（第75回は予定）となっており、大会運営の簡素・効率化が図られている。	●既存施設の活用が進んでいることは評価できる。 ●さらなる簡素化・効率化を図るために施設基準と県外開催の競技数（現状、慣例で4競技）の見直し、拠点開催も視野に入れた検討が必要である。
13				9)その他	B	●2017年度にユニフォーム規程を制定。今後、ユニフォーム広告の導入についての検討を開始する予定である。	●ユニフォーム広告協賛の導入に向けて、中央競技団体・都道府県体協との調整が必要である。
14				②自然環境や都市環境のより豊かな保全に向けて「国体の森（仮称）」構想（競技会場地等への植栽事業）の取り組みについて検討・実施する。	D	●具体的な検討に至っていない。	●開催地の都市計画の変更や経済的、人的負担が生じるため、実現は難しいと考える。
(2)日本スポーツマスターズの充実							
15				1)今後の大会のあり方に関する検討	B	●「日本スポーツマスターズアクションプラン策定ワーキンググループ」を設置し、大会全体の改善見直しと今後の指針を示すアクションプラン策定に着手しており、2017年度内の完成を目指している。	●継続的・計画的に大会の充実を図るためにには、現状の課題を洗い出し、施策を構築する必要がある（とりわけ運営面の改善、財源確保が重要な課題となっている）。 ●大会を安定的に継続開催するため、「参加したくなる大会」、「開催したくなる大会」、「応援したくなる大会」をキーワードにアクションプランを策定する必要がある。
16				2)大会規模の拡充	B	●「日本スポーツマスターズアクションプラン」の策定の中で、検討中である。	●新たな実施競技の採用については、開催地にかかる負担や宿泊先の確保などを踏まえ、慎重に検討する必要がある。
17				3)大会運営のための財源確保	B	●「日本スポーツマスターズアクションプラン」の策定の中で検討しているが、まずは、保険料および競技団体運営業務委託金の見直しを行い、できるところから経費削減を実施している。	●財源確保においては、アクションプランで方策を示す必要がある。
(3)全国規模のスポーツイベントの充実・創設							
18				1)スポーツ少年団全国交流大会の充実	B	●全国スポーツ少年大会、全国競技別交流大会は、2014年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会での提言を受け、大会形態に関する検討を開始した。 ●2015年度に都道府県スポーツ少年団を対象に「全国スポーツ少年大会参加者数の停滞解消に向けた要因等調査」を実施した。 ●2016年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会において、「全国スポーツ少年大会開催基準要項」を改定し、参加対象を小学4年生～高校生としていたところを2017年度から中・高校生を中心とすることとした。また、内容についても「（障がい者スポーツを含む）スポーツ交流」「開催地域の文化を知る活動」「オリンピック教育活動」を取り入れることを開催基準要項に追記した。 ●参加者数246名。 ●全国バレーボール交流大会では参加対象を「小学4年生以上」から「小学3年生以上」へ変更した。	●全国スポーツ少年大会については新形態で2017年度大会を実施し、参加者・開催県からの意見を踏まえて検討する必要がある。 ●全国スポーツ少年大会と各ブロック・都道府県の少年大会のつながり（内容の継続性）を強化する必要がある。 ●全国競技別交流大会の大会形態、種目や日程の見直しを行う必要がある。 ●全国バレーボール交流大会は、共催である全国小学生バレーボール連盟と協議を開始し、方向性の確認は取れたものの、大会形態の変更には至っていない。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
19			2) 日本スポーツマスターズ参加年齢層を超える者を対象としたイベントの創設	各種大会の実施状況を踏まえた上で、生涯スポーツ推進の観点から、高齢者層を対象に交流を主体とした新たなスポーツ大会の創設について検討する。	D	●具体的な検討に至っていない	●厚生労働省主催のねんりんピック(60歳以上)が実施されている中で、新たなイベントをどのように位置付けるか検討が必要である。
20			3) 東アジアマスターズ大会(仮称)の創設	スポーツによる国際交流を通じて相互理解と友好・親善を促進する観点から、日本スポーツマスターズの実施状況を踏まえ、日本・韓国・中国を中心とした東アジアマスターズ大会(仮称)の創設について検討する。	D	●具体的な検討に至っていない	●日本スポーツマスターで日韓成人スポーツ交流韓国団を受け入れて5年が経過し、円滑な大会運営を実現しているが、両国間の競技レベル等、現状の課題を把握する必要がある。 ●東アジアマスター(仮称)の創設については、日本スポーツマスターの充実が大前提であり、実施状況を見据えた上で検討すべきである。
21			4) 総合型クラブを対象とした全国的なイベントの創設	総合型クラブの定着・発展、活動の活性化を促進し豊かな地域生活を通じた地域の活性化に貢献する観点から、全国の総合型クラブ関係者が一堂に会し、競い、楽しみ、交流することができる全国的なイベントの創設について検討する。	C	●総合型クラブ登録制度創設の検討の中で「クラブネットワークアクション交流フェスティバル(2日間のセミナー)」の実施を検討している。	●登録制度が創設された場合に想定しているイベントの一つであり、イベント内容や経費負担等の詳細についてはこれから本格的に検討する必要がある。
22			5) 「JASAスポーツサミット(仮称)」の開催	スポーツの持つ価値を広く社会にアピールし、本会の各種スポーツ推進事業の理解を得る場として、加盟団体をはじめとしたスポーツ関係者が一堂に会して開催する「JASA スポーツサミット(仮称)」について検討する。	C	●JASAスポーツサミット(仮称)に向けた事業の統合をはじめ。具体的な内容として、国体開催時期に合わせた本会諸事業の集約開催、各種学会の開催、スポーツメーカー等の出展等イベントの開催について検討したが、具体的な取組を行うまで至らなかった。	●現行の本会事業を統合・集約するためには、助成金・協賛金等、収入面の調整をはじめ、会場・曜日・運営スタッフ等の運営面の調整が大きな課題であり、各事業の実施を見据えて検討する必要がある。
23			(4) 国際スポーツ交流の推進	1) 日独スポーツ少年団同時交流の充実  昭和49(1974)年以来、39回の実績ある交流をさらに実りあるものとする観点から、民泊、ディスカッション、スポーツ交流活動の充実等、交流プログラムについて見直しを図るために協議を行う。 また、本交流事業をきっかけとして、各地域(パートナー)が主体的に国際交流に取り組むことができるよう、既に地域交流を実施している事例を取りまとめるなど、全国各地での交流の促進に向けた取り組みを行う。	B	●第40回交流(2013年)参加団員・指導者は対象に「事業形態に対する評価及び日本団参加資格別の活動の相違点に関する調査」を実施し、また、活動単位制を導入した第35回交流(2008年)以降の日本団団員に「日独同時交流参加後のスポーツ少年団活動に関する追跡調査」を実施し、参加者側の評価・意見を把握した。 ●第42回交流(2015年)ドイツ団受入時に国際交流協定書を更新し、参加団員の年齢上限を引き上げ(22→24才)るとともに、団員が安全で安心して参加できる環境整備を目的とした青少年保護措置を導入した。 ●第42回交流日本派遣団募集から団員の複数回参加を認め、第43回交流(2016年)では参加条件として「道府県スポーツ少年団本部長特別推薦枠」を新たに設定した。 ●参加団員数の推移 2013年度:68名(内シニア57名、活動単位制11名) 2014年度:70名(内シニア53名、活動単位制17名) 2015年度:58名(内シニア51名、活動単位制7名) 2016年度:67名(内シニア57名、活動単位制7名、本部長推薦3名) 2017年度:69名(内シニア47名、活動単位制15名、本部長推薦7名)	●参加条件の緩和等、見直しを進めているが参加者増には至っていない。引き続き検討する必要がある。 ●ホームステイ家庭の選定や過ごし方に関する青少年保護措置を導入したものの、内容を必ずしも全ての受入地で理解し、実施できていない状況にあり、早急に理解促進と確実な実施を図る必要がある。 ●交流の認知度が低いと予想されるため、PR方法の充実を図る必要がある。 ●現在、参加者負担金25万円に対し、引き下げを求める意見が出されているが、夏にグループチャーターし実施する場合は高額ではないということを理解いただく必要がある。 ●2021(もしくは2022)年に第50回を迎えるため、今後の交流の在り方を検討し、これまでの成果を把握する必要がある。 ●各地域(パートナー)で実施されている国際交流の実態について把握し、協力・連携について検討する必要がある。
24			2) 日韓および日中スポーツ交流事業の充実	スポーツによる国際交流を通じて相互理解と友好・親善を促進する観点から、各種交流事業において、交流国の競技の普及状況を踏まえた実施競技の見直しを行うとともに、生活文化プログラムの充実、スポーツにおけるフェアプレーの精神を理解する内容等の交流プログラムについて見直しを図るために協議を行う。 また、地域交流事業が当該地域の国際スポーツ交流促進の端緒となるように事業内容や地域の選定基準を見直す。	B	●各交流期間中や実務者会議において、交流規模、実施競技等について、韓国・中国とそれぞれ意見交換した。ただし、生活プログラムや交流プログラムの内容見直しに関する協議は行っていない。 ●韓国語版のフェアプレイ宣言書を作成・配布しているが、交流プログラムへの導入等、研修内容の見直しには至っていない。 ●地域交流選定基準の見直しには至っていない。 ●2017年度からは日韓交流、日中交流に加えて日露交流を開始した。 ●韓国との意見交換により、日韓青少年冬季スポーツ交流は、2017年度より実施期間を7日間から6日間に変更し、より充実した内容にすることで合意した。 ●生活文化プログラムは、従来文化探訪のみであったが、体験型プログラムを導入した。 ●2017年度日韓青少年夏季交流(受入)の交流プログラムとしてACPを導入した。 ●2016年9月に日韓中スポーツ大臣会合において手交された「平昌宣言」により、2国間交流をさらに充実・発展させ3か国による交流を目指すことが約束された。これにより従来、日韓2カ国で実施していた実務者会議を2017年7月にソウルで日韓中の3カ国で開催した。この際、日本からは2019年度より青少年冬季交流を3カ国で実施することを提案をした。	●日韓青少年冬季交流は両国において、開催地、選手選考に問題があったことから、派遣・受入ともに日程を1日減らすことの決定は、日韓双方にとってプラスの評価になると思われる。 ●日韓青少年夏季交流でのACP導入が成功すれば、他の交流への導入を積極的に考えたい。 ●今後、日本・韓国・中国での3カ国交流が実現した場合には、派遣と受入を毎年行うのではなく、日韓中の持ち回り開催になることから、3年に1回の自国開催になり、開催地選定、選手選考について負担感が軽減される可能性がある。 ●生涯スポーツの観点からスポーツの魅力を実感できるプログラムを提供できるよう、交流パートナー及び国内関係団体と協議し、プログラムの見直しを行う必要がある。 ●本会が実施する国際交流の特長・優位性を明確にして参加者および関係団体に発信するとともに、それらが持つ価値の対価として参加者の受益者負担を根付かせ、持続可能な体制を構築する必要がある。 ●開催地選定に苦慮している。都道府県体協に対して、本交流の目的と意義の理解を深める方策を検討する必要がある。 ●また、開催地の人的・経済的負担減に向けた具体的で現実的な改善策を国に継続希望をしていく必要がある。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
25				3) 日・韓・中ジュニア交流競技会の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年、競技会開催期間中に3カ国会議を開催し、当該年の反省を中心意見交換を行っている。ただし、交流会の意義や位置づけ等の具体的な見直しに関する協議には至っていない。</li> <li>●一方、日韓中スポーツ大臣会合における「平昌宣言」が手交され、3か国によるスポーツによる交流の更なる充実・発展を目指すことが約束された。このことにより、2017年から3カ国合同の実務者会議をはじめて開催することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会としては、競技会(交流試合)を中心としたつとも、相互理解や国際平和等のプログラム導入も検討したいところだが、韓国・中国は現在の競技力向上を目的とした競技をメインとした方式を望んでおり、大会の基本的な在り方の見直しが難しい。</li> <li>●生涯スポーツの観点から、スポーツの魅力を実感できるプログラムを提供できるよう、交流パートナーおよび国内関係団体と協議し、プログラムの見直しを行う必要がある。</li> </ul>
26				4) 加盟団体等の国際スポーツ交流事業の促進	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2016年度から、国が主導するスポーツ・フォートゥモロー・コンソーシアム(SFTC)の一員となり、その事業の一環として、都道府県体協とその傘下の団体に対し、国際交流事業の調査を実施した。これにより、全国で52件、都道府県または市区町村単位の独自交流が行なわれていることを把握できたが、事例の取りまとめや啓発には至っていない。</li> <li>●都道府県体協が実施している国際交流事業を把握できたことで、2017年度より実施するロシアとの地域交流の足掛かりができた。</li> <li>●また、調査をきっかけにSFT事業に賛同した都道府県体協7県と傘下団体1クラブがSFTCの会員となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会がSFTCに参画することになり、各都道府県体協とその傘下の団体に参画を呼び掛けやすくなった。</li> <li>●都道府県で実施されている国際交流を把握するだけではなく、本会がどのように関わられるのかを検討することが必要である。</li> </ul>
27				5) 国際スポーツ情報の収集・分析	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICSSPE、UNESCO、TAFISAへの直接的な調査は実施しなかった。</li> <li>●2017年度にスポーツ省や外務省(現地大使館)の協力を得てASEAN10か国の基礎的情報(社会基盤、政策、経済等)やスポーツ政策(振興方策)について調査を実施した。アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修会の実績に加え、各国の社会的課題やスポーツ政策課題が浮き彫りになることで、具体的な支援策についての基礎的情報を把握することができた。</li> <li>●TAFISAワールドコンгресス2019東京開催に向け、2016年度に準備委員会を設置し、スポーツ省、日本スポーツ振興センター等関係団体から情報収集し、基本テーマを策定した。</li> <li>●SFT運営委員会の一員となることで、外務省、JICA等、情報収集のためのネットワークが拡大した。</li> <li>●スポーツ省が開催する国際戦略連絡会議に参加することによって、他団体(外務省、経済産業省、観光庁、JICA、JETRO等)の取組状況を把握できるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際的なスポーツ関連団体から情報を収集することはできなかったが、スポーツ省が開催する国際情報連絡会議、SFTC運営委員会等において、基礎的情報を得やすい環境がてきた。</li> <li>●また、JADAやJICA等から、スポーツ教育に関する情報を得ることができたことは本会の交流の見直しに役立つと思われる。</li> <li>●国際的動向や国(文部科学省、スポーツ省)の目標・方向性を把握し、本会における国際交流のビジョン策定に役立てる必要がある。</li> </ul>
28				② 諸外国のスポーツ団体との連携を図り、スポーツ推進のあり方に関する情報収集を行うため、諸外国へ職員等を派遣することについて検討する	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な検討に至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●諸外国のスポーツ団体との連携を目的とした人材交流に関しては、現状の国際交流の業務負担から考えれば課題が多い。</li> <li>●本会の組織の強化という観点から情報収集、団体間の連携・人脈形成、人材育成等は重要であることから、相手国を絞ったうえで、職員の短期・中期的な交流・派遣について、具体的な事業との関連性やメリット、財源・人材体制を十分考慮しつつ、引き続き検討したい。</li> <li>(交流・派遣先の例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流を行っているパートナー組織(大韓体育会、ドイツスポーツユースゲント)</li> <li>・ASEAN各国のスポーツ関係組織</li> <li>・国連スポーツ関係部局(国連開発と平和のためのスポーツ局、UNESCO)</li> <li>・TAFISA(国際スポーツ・フォー・オール協議会)</li> </ul> </li> <li>●スポーツ推進の在り方やスポーツ政策等に関する情報収集については、他団体(JSC、体育系大学、シンクタンク等)が有する既存資料による調査や書面調査等で対応可能である。</li> <li>●また、事業のさらなる充実や効率化を図るために、交流相手国のスポーツ団体からのインターンや、日本在住の留学生等の本会への受入についても、検討したい。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
29				6) スポーツを通じた国際貢献・協力  「平和と友好に満ちた世界の構築」に貢献していく観点から、国際スポーツ組織との連携・協力を通じて、開発途上国のスポーツ推進に資するため、各国のニーズに対応する情報提供や支援策について検討する。	B	●2014年からスタートしたSFTCに同年から参画し、2016年度から運営委員会の一員となり、スポーツによる国際貢献へ協力した。 ●2017年度から、アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修の事業形態を見直し、ASEAN諸国をはじめとする開発途上国のスポーツ推進に資する情報収集や支援策の検討に着手した。	●2017年度中にASEAN諸国とのスポーツ貢献に関する調査報告書を取りまとめることにより、次年度以降のASEAN諸国への支援策について、概ねの方向性を示すことが必要である。 ●スポーツによる国際貢献を成功させるためには、対象国との相互連携・協力が最重要課題であるため、対象国を絞り、本会が有する「強み」として協力できる事業に特化したうえで、モデル的に1、2ヵ国実施する等、計画的・段階的・戦略的に実現させる必要がある。
30				ア) 各国スポーツ統括団体等との協定の締結  各国スポーツ統括団体等と積極的に情報交換や交流を促進するため、パートナーシップ協定等の締結に向けた取り組みを行う。	C	●諸外国とのパートナーシップ協定をすでに締結しているJSCやJリーグ、また、海外青年協力隊を派遣しているJICA等へ情報収集した。	●パートナーシップ協定の締結の本来的な意義や成果の定義を明確にする必要がある。 ●パートナーシップ協定は、相手先と本会のニーズがマッチしなければならず、一方的なニーズだけで締結を検討することはできない。まずは、相手先となる団体を見極めるための情報収集が必要である。 ●2017年度に、アジア近隣諸国スポーツ指導者研修事業をASEANスポーツ推進貢献事業に発展的展開を行ったことから、香港、チャイニーズ台北の2地域とは、事業的な関係性が切れることとなった。しかしながら、スポーツを通じた平和と友好への貢献という観点から、東アジア地域における我が国との友好的なパートナーとしての重要性を勘案し、具体的なメリット、財源、人材体制を十分考慮のうえ、交流の実施について検討する必要がある。
(5) 市民交流イベントの創設・支援							
31				1) 都道府県におけるスポーツイベント創設・開催の支援  都道府県において開催される県民体育大会、マスターズ大会、総合型クラブ交流大会等について、地域における多様なスポーツニーズに対応可能な大会の実現に向けた支援策を検討する。	D	●具体的な検討に至っていない	●地域における多様なスポーツニーズのうち、各種大会で実現可能なニーズを洗い出す必要がある。
32				2) 市民交流イベントへのアスリートの活用  地域イベントへ国体選手を中心に、指導者等として派遣するなど、地域の身近にいる国体選手を活用した事業を関係機関・団体と連携し検討・実施する。	D	●具体的な検討に至っていない。	●地域における事業実施のための情報提供するためのデータベースの構築が必要である。
○クラブ事業／エリア事業							
(1) スポーツ少年団の育成							
33				1) 組織の整備強化  ① <u>市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化</u> 市区町村スポーツ少年団の基盤強化および活動の活性化を促進するため、実態把握の調査を実施するとともに、具体的な対応策を検討する。	S	●2013年度に予備調査として全国47市区町村スポーツ少年団を対象に「市区町村スポーツ少年団に対する地方自治体からの支援状況等に関する調査」を行った後、2013年度登録の全市区町村スポーツ少年団(1,559団)を対象に「全市区町村スポーツ少年団実態調査」を実施した。報告書を47都道府県スポーツ少年団等に配布するとともに、本会ホームページにて公表した(2014年3月)。 ●2014年度は、上記調査結果の一部を市区町村の人口規模別に再集計を行う等、さらなる分析を行い、市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化に向けた具体策の検討を行い、「全国市区町村スポーツ少年団実態調査－人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の事務局体制－(共同研究: 笹川スポーツ財団)」をホームページで公表した(2015年3月)。 ●これらの調査により、市区町村スポーツ少年団では事務局機能(人数、仕事内容)が不十分のため事務作業が中心となっており、スポーツ少年団活動の充実のための業務を行うことができないことが明らかとなった。	●市区町村スポーツ少年団の実態を把握することで一番スポーツ活動現場に一番近い市区町村スポーツ少年団の課題を確認することができた。また、当初予定していた調査をさらに人口規模別に再集計することで実態をより詳細に把握することができた。 ●市区町村スポーツ少年団事務局の事務作業量の軽減、効率化を図るためにウェブ登録システムを活用した方策を検討する必要がある。
34				② <u>関係機関・団体との連携</u>  団員拡充や活動の活性化、青少年のスポーツ環境の充実を目指して、学校および行政、競技団体および他の青少年団体、総合型クラブなどの関係機関・団体との連携を図る。	C	●学校、行政、競技団体、青少年団体及び総合型クラブ等との連携については、連携内容、団体の絆りこみができるおらず、具体的な取組の実施、成果があげられていない。	●連携の目的が明確になっておらず、手つかずの状態であり、連携する団体を絞り込み、モデルとなる事例を作り上げることで、他の団体との連携につなげる必要がある。 ●競技団体において早期からの競技専門教育が必ずしも良い結果につながらないことが理解され始めており、いくつかの競技団体関係者からはACPIに関して興味を示されている。同プログラムをきっかけに競技団体との連携を強めていく必要がある。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
35				③ 登録システムの改善 スポーツ少年団の登録を促進するため、ウェブサイトを利用した登録システムの導入について検討する。また、公認スポーツ指導者資格とスポーツ少年団指導者資格の登録について、事務の効率化を図る観点から、管理システムの一元化に向けた検討を行う。	A	●公認スポーツ指導者登録管理システムとの統合を視野に入れた、Web登録システムについて、2014年度に仮システムを稼動、2015年度は一部地域において試運用を行い、2016年度からWeb登録を開始した。2016年度からのウェブ登録に向けて、都道府県、市区町村、単位スポーツ少年団に対し、各種会議や情報誌「Sports Japan」等で周知を図り、多くの都道府県スポーツ少年団事務担当者からは、登録に係る事務作業量が削減されたとの評価を得た。	●Web登録システムの導入による事務の効率化という当初の目標は達成できたが、更なる効率化を目指し、システムの改善を進めるとともに、また、効率化という当初の目的は達成されたが、収集した登録データの活用等の検討が必要である。 ●スポーツ少年団関係者がより効果的にシステムを活用できるように公認スポーツ指導者管理システム等との連携が必要であり、当該システムの個別最適化ではなく、本会としてのシステムの全体最適化を目指す必要がある。
36				④ 指導者の資格取得促進および女性指導者の拡充 安全で安心して活動できる環境整備を目的に、指導者の資格取得を促進し、単位スポーツ少年団に複数の有資格指導者の配置を義務化する。また、女子団員の加入促進に向けて、組織体制の整備を図るため、引き続き女性指導者の拡充に取り組む。	C	●2014年5月の第2回日本スポーツ少年団常任委員会において、「スポーツ少年団登録規程施行細則」を改定し、2015年度から、各単位団に複数の有資格者（認定員・認定育成員）を配置することを義務づけた。（スポーツ少年団有資格指導者数） 2014年度：122,182名（62.5%） 2015年度：125,399名（63.2%） 2016年度：131,554名（67.0%） （スポーツ少年団女性指導者数） 2013年度：24,999名（12.7%） 2014年度：25,821名（13.2%） 2015年度：28,120名（14.2%） 2016年度：28,011名（14.3%） ●2002年度に女子拡大特別委員会において取りまとめた「女子団員・女性指導者拡大に対する提言」を踏まえ、「幼児加入」の観点から、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及とあわせ、育成母集団の活動と共に、女性指導者の拡充に向けた展開を検討した。	●単位団への複数有資格指導者配置の義務化により、有資格指導者数とその割合は増加が、女性指導者数については、増加の傾向にあるが、相対的に少ない。 ●取得を推進している「認定員」は、基礎資格であり、登録する指導者全員が取得すべき資格であるため、全員が有資格指導者になるべく資格取得の促進を続ける必要がある。 ●女性指導者数の増加に向けては、ACPの活用や育成母集団の役割明確化といった検討・対応が必要である。
37				⑤ リーダー資格の取得とリーダー活動の促進 団活動の一層の充実・発展を図る観点から、リーダー活動の意義や役割等に関する情報を単位スポーツ少年団へ積極的に発信し、スポーツ少年団活動におけるリーダーの重要性に関する意識の醸成を図るとともに、リーダー資格取得およびリーダー活動の促進を図る。	B	●2013年度に都道府県スポーツ少年団を対象に「シニア・リーダースクール参加者の減少に関する要因調査」、全国リーダー連絡会、参加リーダーを対象に「少年団リーダーとしての社会活動の実態に対するアンケート調査」、リーダー育成担当者を対象に「リーダーの養成の減少傾向の実態と改善策に関するアンケート調査」を実施するとともに、リーダー養成、リーダー活動の場について、3専門部会を横断して「リーダー養成活動に関する合同会議」を開催し、現状の把握と課題整理を行い、新たなリーダー養成改革プランを策定した。（H27年4月）。 (シニア・リーダー認定者数) 2013年度：124名 2014年度：90名 2015年度：102名 2016年度：81名 (ジュニア・リーダー認定者数) 2013年度：1,877名 2014年度：2,372名 2015年度：2,142名 2016年度：2,092名	●各種調査を実施したものの、シニア・リーダーは認定者が毎年減少傾向にあり、具体的な解決策が見つけられておらず、ジュニア・リーダーについては毎年全国で2,000名近い認定者がいるものの、シニア・リーダーの認定者はその10分の1に満たない数となっている。 ●2015年に策定された「リーダー養成改革プラン」に基づき、シニア・リーダー、ジュニア・リーダーの一貫した育成方法を検討するとともにジュニア・リーダーが取得できる小学校5年生からシニア・リーダーが取得できる高校1年生までの間でスポーツ少年団活動、リーダー活動の継続を促す施策を検討する必要がある。
38				⑥ 育成母集団の活動の充実 スポーツ少年団活動にかかる保護者のスポーツライフスタイルの確立を促進しつつ、育成母集団の活動の充実に向け、実態調査、活動の積極的なPRとともに名称の検討などの取り組みを行う。	B	●2015年3月「育成母集団の活動実態調査（共同研究：笛川スポーツ財団）」を実施し、報告書を47都道府県スポーツ少年団に配布するとともに、報告書データをホームページにて公表した（2015年3月）。（育成母集団の組織率） 2013年度登録：27,330団（78.6%） 2014年度登録：26,780団（78.7%） 2015年度登録：25,846団（78.1%） 2016年度登録：25,154団（77.5%） * 登録システムによる集計 ●本調査では、育成母集団の名称について、「今までよい」との回答が、74.2%であったことから、名称の変更是せず、引き続き活動の活性化策について検討することとした。	●調査では1999年に同内容で行われた調査との比較を行った。育成母集団の組織率は77.5%から63.1%と減少傾向にあり、育成母集団の組織率が低くなっている状況にある。 ●育成母集団の役割の整理、活躍の場の創出によって、育成母集団の必要性を浸透させる必要がある。 ●幼児を対象にしたプログラムの作成等、育成母集団が活躍する場面の提供、育成母集団のメンバー自身がスポーツを楽しむことのできる環境を構築する必要がある。 ●本調査結果は毎年の登録集計に比べ、組織率が低くなっているため、各単位団で育成母集団に対する認識が定まっていない可能性があり、育成母集団の意義と役割について改めて共通認識を図る必要がある。
39				⑦ 墓力行為の根絶に向けた取り組み スポーツ少年団活動において暴力行為の根絶に向け、役員、指導者・リーダー、母集団および団員に対して、倫理にかかる研修会等の取り組みについて充実を図る。	B	●日本スポーツ法学会、スポーツ少年団協力弁護士と連携し、2015年に日本スポーツ少年団常任委員会において、「スポーツ少年団登録者処分基準」を制定し、各種取組を推進しているものの、スポーツ少年団活動現場での暴力・パワハラ等に関する相談等は後を絶たない状況にある。	●2014年度から本会に「スポーツ界における暴力行為等相談窓口」を設置したが、スポーツ少年団関係の相談は約3割を占める状況にあり、各種機会において啓発活動を継続するとともに、より効果的な普及・啓発方法や活動を検討する必要がある。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
40				① 安全対策の確立 スポーツ少年団活動の安全対策への取り組みの一環として、本会スポーツ医・科学専門委員会や日本スポーツ法学会との連携により、ジュニアスポーツの安全対策に関する調査・研究での成果をスポーツ少年団の活動現場で効果的に活用できる体制を整備する。	B	●本会スポーツ医・科学専門委員会と連携し、各種研修会でジュニアスポーツの安全対策について情報提供を行うなど各種取組を推進しているものの、スポーツ少年団活動現場での暴力、パワハラ等に関する相談等が後を絶たない状況にある。	●各種機会での啓発活動を継続する必要である。 ●各種機会での啓発活動を継続し、より効果的な普及・啓発方法を検討、導入する必要がある。また、スポーツ法学会をスポーツ少年団協力弁護士との連携・協力体制を強化するとともに「ジュニアスポーツ」の育成と安全・安心フォーラム」を充実させることが重要である。
41				② 団員の加入および継続活動の充実 団員の加入促進に向け、様々な事例を収集・分析し、都道府県や市区町村等を通じて、子どもおよびその保護者に対してPR活動を強化する。また、中学生以上の団員については、スポーツ少年団内での役割・位置付けを明確化し、団活動を継続できる具体的な取り組みを検討する。さらに、幼児の加入に向けては、幼児が保護者とともにスポーツ少年団活動に参加できる条件を整備する。	B	●本会ホームページに「広報活動ガイド」を掲載し、各単位団での活用を図るとともに、実態調査結果として「中高校生の活動継続等調査」、「単位スポーツ少年団における障がいのある子どもの参加実施調査」を提出し、各種スポーツ少年団活動の充実に向けた資料として情報提供した。また、笹川スポーツ財団の協力を得て、2002～2014年度の登録データの2次分析(都道府県、競技別等)を実施し、より具体的な実態を把握するため、一部の地域においてヒアリング調査等を実施した。 ●2016年度に「スポーツ少年団登録規程施行細則」を改定し、団員の登録条件をこれまでの「原則として小学生以上」から「登録する年の4月1日現在満3歳以上とする」とした。 ●各種調査を実施したものの、各地域で行われるスポーツ少年団活動には様々な活動形態があり、登録団員が増えるもしくは減少率に歯止めをかける具体的な課題や方法を見つけることは出来なかった。 (団員数) 2013年度：777,940人 2014年度：741,810人 2015年度：719,752人 2016年度：701,144人	●この期間の減少率は対象人口の人口減少率を上回っており、少子化の影響だけではない要因が考えられ、スポーツ環境が多様化する中で、スポーツ少年団としての在り方や方向性を定める必要がある。 ●2017年度指導者協議会において全国の幼児加入の実態に関する資料が提示され、茨城県では979名、長野県では315名、兵庫県では101名の幼児(6歳以下)の登録があったと報告されたが、多くの県では「あくまで登録可能であり強制ではないこと」「幼児を受入れる体制が各団で整っていない」等の課題が挙げられている。
42				③ 活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用 幼少期においては、多彩な運動プログラムの実施と多様なスポーツの経験が重要であるため、幼児の活動プログラムの策定に向けた検討や「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及・促進を行う。また、運動適性テストの定期的な実施を奨励し、そのデータを活用した新たなプログラムの作成や施策へ反映させ、活動の充実を図る。	S	●2014年度にスポーツ医・科学専門委員会との連携により「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)」を策定し、日本スポーツ少年団諸事業の中での、ACPの活用・普及を継続して実施した。また、2015年度は「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の普及講習会を全国12回会場で実施し、本会ホームページやデジタルコンテンツを充実させ、全国各地のACP実践事例の動画、良い指導者としての観点、指導法に関する動画の作成等、常に最新の事例、情報を入手できるようにした。 ●2016年度は普及講習会に加えて、新たに講師講習会を実施し、2017年度からは講師講習会の修了者が各地域において同プログラムを普及するための都道府県普及促進研修会を実施した。  ●2015年運動適性テストの活用方法・あり方について検討を始め、2017年に新規運動適性テスト(仮称)の試行を全国各地で行い、2019年からの導入を目指している。	●ACPについて、参加者アンケートでは「本講習会受講後に『運動遊び』を実施したい」と回答した割合が95.4%(H27普及)、94.9%(H28普及)となっており、参加者にとって非常に満足度が高く、指導現場での活用が見込める結果となった。また、講師講習会では講習会全体の満足度について「非常に満足している」が67%、「満足している」が33%と回答者全員から満足しているという回答を得ることができた。 ●各地域において同プログラムを題材にした研修会・講習会が多く開催されるようになっており、講師の確保・養成を図るために講師講習会を実施する必要がある。 ●現在スポーツ少年団指導者を対象に同プログラムを実施しているものの、今後は幼稚園・保育所関係者・学校教員(教員を志望する学生を含む)といった子どもと関わる機会の多い人々を対象にしたプログラムを普及する必要がある。 ●運動適性テストについてはこれまでの「どれだけ(量的な評価)」に加え「どのような(質的な評価)」といった観点を加え、スポーツ活動現場で活用されやすい内容とする必要があり、より信頼性の高いテストを作成するため、判定表作成のためのデータ提供について、全国的な協力をいただく必要がある。
43				④ PR活動の充実・強化 スポーツ少年団活動の周知や団員の加入促進など、目的に合った広報活動を行うための戦略的なPR計画を作成し、その実現を図る。	B	●2013年度に策定した「スポーツ少年団広報PR計画」にもとづき、スポーツ少年団ホームページの充実、「広報活動ガイド」の普及・頒布、単位団の団員募集に役立つ、「団員募集チラシ(保護者向け・指導者向け)」のテンプレート作成と本会ホームページでの公開(2015年10月)、スポーツ少年団グッズの見直し(2015年度からWeb販売・頒布開始)、その他広報資料の見直し等を実施した。 ●「広報活動ガイド」や「団員募集チラシ」の利用率の調査は出来ておらず、効果的な施策であったかの検証はできていない。	●「広報活動ガイド」や「団員募集チラシ」を頒布しているが、団員の減少率の歯止めにはつながっておらず、施策の効果を検討するとともに、スポーツ環境が多様化する中で、スポーツ少年団としての在り方や方向性を定める必要がある。

No.	大	中	小	具体的施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題	
(2)地域スポーツクラブの育成・支援(総合型地域スポーツクラブ)								
44				1) 多様な地域スポーツクラブの育成		<p>地域住民の日常的・継続的なスポーツ活動が行える環境を整えるための一環として、多世代・多志向の単一種目型地域スポーツクラブの育成や既存の地域スポーツクラブの連合化などを促進する。さらに、地域スポーツクラブやスポーツ以外の地域団体を母体とするなど、多様な形態による「総合型クラブ」の創設に向けた支援を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会がスポーツ振興くじ(toto)の助成を得て、育成する総合型地域スポーツクラブは、多種目・多世代・多志向が補助の要件のため、単一種目型地域スポーツクラブの育成には至っていない。</li> <li>●全国3,582クラブのうち、2013年度以降、本会が実施する総合型地域スポーツクラブ創設支援事業により78クラブの創設を支援した。 (本会が創設を支援したクラブ数) 2013年度:45団体 2014年度:22団体 2015年度:5団体 2016年度:6団体</li> </ul> <p><b>B</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2013~28(2016)年度以降、設立後のクラブを対象とした総合型地域スポーツクラブ自立支援事業では延べ1,014クラブ、マネジャー設置支援事業では延べ935クラブに対して補助を行った。 (自立支援事業) 2013年度:428団体 2014年度:286団体 2015年度:182団体 2016年度:118団体 (マネジャー設置支援事業) 2013年度:386団体 2014年度:262団体 2015年度:173団体 2016年度:114団体</li> </ul>	
45				2) スポーツ少年団との連携		<p>スポーツ少年団と総合型クラブとの連携・協力を積極的に推進し、互いの活動の充実・活性化を図るとともに、スポーツ少年団を核とした総合型クラブへの発展・創設を促進するため、相互の実務者代表による会議体を設置し、具体的な取り組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議」を2013年2月～11月にかけて計4回開催し、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの相互補完から導き出される地域スポーツクラブモデルとして、連携パターンを類型化(独立型、共有型、一体型)し提示することができた。</li> <li>また、同会議の協議を受け、日本スポーツ少年団の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組の一つを「組織基盤の整備」とし、従前の活動の中での連携から一步踏み出し、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブが組織的な連携体制をとれるよう、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの登録制度を含めた連携体制を検討していくこととした。</li> </ul> <p><b>B</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2015年度クラブアドバイザーミーティングにおいて、「総合型クラブとスポーツ少年団の連携」をテーマとした研修を実施した。</li> <li>●2014年度よりメールマガジンに、日独スポーツ少年団同時交流団員・指導者募集案内を掲載した。</li> <li>●2016年度クラブアドバイザーミーティングにおいて、日本スポーツ少年団が作成した「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)」を紹介した。</li> <li>●メールマガジン第128号特別企画にて、ACPの概要と導入しているクラブの事例を紹介し、他のクラブへの波及を促進した。</li> <li>●2015年度から「幼児期からのACP普及講習会」の実施について、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会へ案内メールを送信した。同講習会を受講する総合型クラブ関係者も現れ、実際にプログラムとして導入する総合型クラブも発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの互いの活動に関する周知を図った。</li> <li>●スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの登録制度を含めた「組織基盤の整備」に関する議論は、これから本格化する見込みである。</li> </ul>
46				3) 総合型クラブ基盤整備にかかる各種支援の要請		<p>総合型クラブ基盤整備のため、クラブ運営に必要な「人材」「財源」等の確保が円滑かつ安定的に行えるよう、関係機関・団体等に対して、人材の発掘・育成や助成制度の有効活用等に関する支援を要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2013年度に、SC全国ネットワークが文部科学省、JSCIに対し、クラブが抱えている課題と課題解決に向けた具体的な提案を行うことを目的とした提言書を提出した。同提言書には総合型クラブに対する支援の在り方について記載をした。</li> <li>●2016年度に、スポーツ庁が設置した「総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議」に本会職員が委員として出席した。同会議では「総合型地域スポーツクラブの今後の在り方に関する提言」を取りまとめられ、今後の支援の在り方についても記載がなされた。</li> <li>●「JSCスポーツ振興事業助成審査委員会 第二部会総合型地域スポーツクラブ活動助成ワーキンググループ」に委員として本会職員が出席し、総合型クラブの助成制度について本会としての意見を述べた。</li> <li>●第2期スポーツ基本計画に、総合型クラブに關係する各種団体の担うべき支援の在り方が明記された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援体制の具体的な整備については、今後関係団体間で議論が本格化する見込みである。</li> <li>●スポーツ振興くじ助成事業については、时限的なものであるため、継続的な支援について検討する必要がある。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
47				4) 他団体・組織等との連携・協働体制の構築		<p>総合型クラブが地域により深く定着することを目指し、各種団体・組織との相互扶助の関係を構築することを通して、地域社会からの信頼を高め、身近で必要不可欠な存在となるような連携・協働にかかる具体的な方策について検討する。</p> <p><b>B</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2014年度より、toto助成事業総合型地域スポーツクラブ創設支援事業において、設立準備委員会のメンバーにスポーツ推進委員の参画を促すことを条件の一つに加えた。</li> <li>●2016～2017年度のブロック別クラブネットワークアクションにおいて、日本障がい者スポーツ協会と連携した全ブロック共通プログラムを実施した。</li> <li>●ブロック別クラブネットワークアクション参加後、障がい者スポーツ指導者資格を取得するクラブ関係者も現れた。</li> <li>●メールマガジンにおいて、「近隣クラブと連携しているクラブ(96号)」、「地域の大学と連携しているクラブ(104号)」、「学校部活動と連携しているクラブ(110号)」、「行政・教育機関・自治会と連携した活動を行っているクラブ(119号)」、「行政・教育機関・学校部活動と連携しているクラブ(第131号)」の特集を実施し、他のクラブへの波及を促進した。</li> <li>●スポーツ少年団との連携については施策No.45に記載のとおり。</li> <li>●全国スポーツ推進委員連合と連携して、メールマガジン121号特集「スポーツ推進委員と総合型クラブ」にて、スポーツ推進委員と全国スポーツ推進委員連合を紹介した。また、スポーツ推進委員と連携するクラブの事例紹介をあわせて掲載し、他のクラブへの波及を促進した。</li> <li>●全国スポーツ推進委員連合と連携して、2016年度クラブアドバイザーミーティングにて「スポーツ推進委員との連携・協働」をテーマとして、講演・グループワークを実施した。</li> <li>●地域社会からの信頼を高めることを目的の一つとして、登録制度の創設を2015年度より検討を開始した。</li> </ul>	<p>●各種団体との連携・協働は、総合型クラブが地域に根差すために、引き続き重要な取組となるため、継続した取組が必要である。</p> <p>●取組の多くが情報提供であるため、各クラブが実際に取り組んだかどうかは不明である。</p> <p>●各種団体・組織と連携するうえで、地域社会からの信頼を高めることが必要なため、登録制度を創設する必要がある。</p> <p>●都道府県体協から登録制度創設に対する理解を十分に得られているとは言える状況にないため、引き続き慎重に検討していく必要がある。</p>
48				5) 総合型クラブを支援する人材の充実・強化		<p>クラブアドバイザーの人材発掘や資質向上を図るための研修会を実施するとともに、助言・指導を行うための各種参考資料等を作成する。また、クラブアドバイザーとスポーツ推進委員との効率的な連携体制を構築するため、全国スポーツ推進委員連合と協議・調整を図る。</p> <p><b>B</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(クラブアドバイザーの配置)           <ul style="list-style-type: none"> <li>●クラブアドバイザーの質的向上を目的として、年に1～2回クラブアドバイザーミーティングを開催している。</li> <li>●クラブアドバイザー満足度調査において、アドバイザーからの助言に対するクラブ側の満足度は年々向上している 2014年度：84.26% 2015年度：86.55% 2016年度：88.72% (情報の提供、運営ノウハウを取りまとめたツールの開発・提供)</li> <li>●メールマガジンにより、各種情報を提供した。</li> <li>●2009～2013年度にかけて実施した「総合型クラブの運営に関するリスクマネジメント研修会」で得られた成果や事例等を集約・整理した「スポーツリスクマネジメントの実践」の冊子・ウェブック・携帯アプリを作成した。</li> <li>●2013年度に効果的な広報を行うためガイドとして「クラブのらくらく広報」を作成した。</li> <li>●2013年度に自己評価・点検用ツールとして「総合型地域スポーツクラブの自立・自律に向けたチェックリスト」を作成した。</li> <li>●2014年度に文部科学省の委託事業により「持続可能な総合型クラブに向けた指針と評価指標」を作成し、2016年度からSC全国ネットワーク加入クラブにおいて、具体的に同指標に基づいた自己点検を実施した。</li> </ul> </li> <li>(全国スポーツ推進委員連合との連携)           <ul style="list-style-type: none"> <li>●2014年度より、toto助成事業 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業において、設立準備委員会のメンバーにスポーツ推進委員の参画を促すことを条件の一つに加えた。</li> <li>●メールマガジン121号特集「スポーツ推進委員と総合型クラブ」にて、スポーツ推進委員と全国スポーツ推進委員連合を紹介。また、スポーツ推進委員と連携するクラブの事例紹介をあわせて掲載した。</li> <li>●2016年度クラブアドバイザーミーティングにて「スポーツ推進委員との連携・協働」をテーマとして、講演・グループワークを実施した。</li> </ul> </li> </ul>	<p>●第2期スポーツ基本計画に、クラブアドバイザーを中間支援組織に配置すると明記される等、クラブアドバイザーの立ち位置が明確化した。</p> <p>●都道府県体協から中間支援組織の整備に対する理解を十分に得られているとは言える状況にないため、引き続き慎重に検討していく必要がある。</p> <p>●スポーツ推進委員については、都道府県、市区町村の単位で総合型クラブとの連携が組織的に図られる必要があるが、現状はそこまで至っていない。</p>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
49				6) 総合型クラブ間のネットワークの構築	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SC全国ネットワークが都道府県総合型クラブ連絡協議会に対し実施した現状把握調査により、2016年6月末時点、24道県において、都道府県協議会以外にエリア(都市・町村規模)の協議会を組織し、事業を実施していることが判明した。</li> <li>●SC全国ネットワーク主催事業として、毎年全国9ブロックにおいてブロック別クラブネットワークアクションを開催した。</li> <li>●総合型地域スポーツクラブ連携支援事業として、スポーツ安全協会の助成を受け、2014年度からヒューマンエラーストア防止研修会を実施した。研修会の主管団体である都道府県協議会に対し、協議会の活動費に充当できる「主管団体効率化基金」を交付した。</li> <li>●都道府県協議会加入クラブのメール連絡網が構築できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村単位での連絡協議会の必要性の有無については、市区町村体協との連携を含め、今後協議が必要である。</li> <li>●ブロックや市区町村単位での連絡協議会は、SC全国ネットワークの規約に記載がないため、今後規約の変更について検討する必要がある。</li> <li>●都道府県協議会が脆弱化している都道府県もあるため、登録制度創設及び中間支援組織の整備の検討のなかで、都道府県体協との組織的な連携を進める必要がある。</li> </ul>
50				7) SC全国ネットワーク組織の充実と活動の活性化	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>(登録制度創設に向けた協議)</li> <li>●2015年度から地域スポーツクラブ育成専門委員会内に「登録制度検討プロジェクト」を設置。専門委員会、プロジェクト、SC全国ネットワークの各種会議において、登録制度の創設について協議した。</li> <li>●第2期スポーツ基本計画に登録制度の必要性について、明記された。 (社会的認知度の向上)</li> <li>●2013年度に効果的な広報を行うためのガイドとして「クラブのらくらく広報」を作成した。</li> <li>●2014年度に文部科学省の委託事業により「持続可能な総合型クラブ」に向けた指針と評価指標を作成した。</li> <li>●SC全国ネットワークにおいて、2014年度からオリンピックデータを契機とした認知度向上に関する取組を都道府県連絡協議会・加入クラブに対し、周知を図った。</li> <li>●2016年度に希望郷いわて国体・希望郷いわて大会応援イベントに係るSC全国ネットワーク加入クラブの情報収集を実施した。</li> <li>●第2期スポーツ基本計画に、「国は本会及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進する等、総合型クラブの認知度向上を図る」と明記された。</li> <li>●2013年度から2015年度にかけて、SC全国ネットワークのリーフレットを作成し、SC全国ネットワーク加入クラブ・市区町村教育委員会・都道府県体協等に配布した。</li> <li>●2016年度にデータ版のSC全国ネットワーキングリーフレットを作成し、本会ホームページに掲載した。</li> <li>●2016年度に、本会ホームページのSC全国ネットワークページを刷新。都道府県連絡協議会加入クラブ一覧ページを新たに作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録制度の創設については、現在検討の段階であるため、引き続き協議が必要である。</li> <li>●社会的認知度について、第2期スポーツ基本計画に基づき、登録制度創設と一体的に協議する必要がある。</li> <li>●都道府県体協から登録制度創設に対する理解を十分に得られているとは言える状況にないため、引き続き慎重に検討していく必要がある。</li> </ul>
51				8) 総合型クラブ育成事業等の財源確保	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録制度創設と合わせて、今後検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業協賛制度の導入にあたっては、登録制度が具現化することが大前提である。</li> </ul>
52				9) 設立した総合型クラブへの支援の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2014年度に文部科学省の委託事業により「持続可能な総合型クラブ」に向けた指針と評価指標を作成し、2016年度からSC全国ネットワーク加入クラブにおいて、具体的に同指標に基づいた自己点検を実施した。(2016年度:加入2802クラブ中1,392クラブにて実施。)</li> <li>●自己点検の結果を受け、事業計画の見直しに反映する意向があると回答したクラブが2016年度には893クラブであった。</li> <li>●2017年度クラブアドバイザーミーティングや登録制度検討プロジェクトにおいて、中間支援組織が実施すべき支援内容について協議した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録制度創設については、現在検討の段階であるため、引き続き協議が必要である。</li> <li>●クラブの自己点検実施率を高めるように引き続き実施していく。</li> <li>●都道府県体協から中間支援組織の整備に対する理解を十分に得られているとは言える状況にないため、引き続き慎重に検討していく必要がある。</li> <li>●都道府県連絡協議会が脆弱化している都道府県もあるため、登録制度創設及び中間支援組織の整備の検討のなかで、都道府県体協との組織的な連携を進める必要がある。</li> <li>●ブロックや市区町村単位での連絡協議会は、SC全国ネットワークの規約に記載がないため、今後規約の変更について検討する必要がある。</li> </ul>
53				10) 総合型クラブの法人格取得の促進	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2014年度メールマガジン第110号～112号の連載にて「教えて、クラブの法人化」を掲載、記事は本会ホームページにて公開した。</li> <li>●2014年度クラブアドバイザーミーティングにて、「クラブの法人格取得について」と題した講演を実施した。 (スポーツ庁2016年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果) 法人格取得済クラブ:27.0%(H27:23.6%) 法人格未取得クラブ:73.0%(H27:76.4%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人格に関する情報は、変化していくことから、常に最新の情報を提供する必要がある。</li> <li>●中間支援組織の重要な役割として位置づけ、各クラブに対して個別に指導・助言する必要がある。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
54				(3)スポーツ施設の運営支援			
				1) 身近なスポーツ施設の整備や優先的活用促進の要請	B	<p>【少年団課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●2013年度に、スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議を計4回開催し、連携策を講じたための意見交換を行った。2016年度登録データでは登録団位団のうち約1割にあたる3,585団が「総合型クラブと連携がある」と回答。</li> <li>●スポーツ施設の優先的活用について、検討に至っていない。</li> <li>【クラブ育成課】</li> <li>●登録制度検討プロジェクトの中では、総合型クラブ登録制度を創設することにより、施設の利用促進や減免につなげることを目指している。</li> <li>●第2期スポーツ基本計画の検討を進めたスポーツ庁の会議において、SC全国ネットワークの意見として、学校施設の充実及び総合型クラブが使いやすくなるような具体的な支援策を講じるように国に要望している。</li> <li>●2016年度にスポーツ庁が設置した「総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議」に職員が出席し、そこで取りまとめられた「総合型地域スポーツクラブの今後の在り方にに関する提言」において、「(3)総合型クラブと市区町村行政が協働して果たすべき役割（地域におけるスポーツ活動の場の確保・施設の有効活用）」の項目が設けられた。</li> </ul>	<p>【少年団課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ施設の優先的活用を達成するには総合型クラブ、スポーツ少年団がそれぞれ地域で認められたスポーツ団体になる必要がある。総合型クラブと少年団の連携を促進する必要がある。</li> <li>【クラブ育成課】</li> <li>●本会の取組のみで実現できる事項ではないため、国に対して、立法化を促す等より踏み込んで取り組む必要がある。</li> </ul>
55				② 総合型クラブの拠点となるクラブハウスの設置拡充を図るために、スポーツ振興くじ助成金を活用した施設整備や既存スポーツ施設を活用したクラブハウスの設置状況を把握し、クラブハウス未設置の総合型クラブを対象に情報提供を行い整備の促進を図る。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2014年度に文部科学省の委託事業により「持続可能な総合型クラブに向けた指針と評価指標」を作成した際、クラブ運営者に対して実施した調査によると、クラブハウスの設置について「必要だと思っているが達成できていない」とした回答数が50項目中3番目に多かった。(必要度の数値と達成度の数値の差異が68.6%と大きく離れた。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集し、事例提供の実施について検討する必要がある。</li> <li>●クラブハウスの設置拡充は、本会の取組のみで実現できる事項ではないため、国に対して、立法化を促す等より踏み込んで取り組む必要がある。</li> </ul>
56				2) スポーツ施設における公認スポーツ指導者の活用促進	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公認スポーツ指導者の活用には指導者マッチングシステムの検討が必要であるが、法令上の問題があり、本会が直接マッチング業務ができないことが判明したため、人材派遣会社への委託を含め、検討を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務委託に関し、広報・キャンペーン課と連携しモデル事業が実行できるように進めている。</li> <li>●指導者マッチングの取組を取り入れ、都道府県体協、都道府県教育委員会等の関係機関・団体どのように連携・協力していくかを検討する必要がある。</li> </ul>
57				3) 都道府県体協による施設の経営・管理の実態把握および情報提供	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な検討に至っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県体協が指定管理者となり、日常生活に密着したスポーツ活動の場を充実させることを加盟団体としての努力目標とするか検討が必要である。</li> </ul>
58				4) 競技場・運動場の芝生化促進ムーブメントの推進	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な検討に至っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツを通じて環境問題に対する具体的な取組を行うため、環境保護・環境教育について取り扱う部署や委員会を設置する必要がある。</li> </ul>
				○ソフトインフラ事業			
				(1) スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進			
59				1) 指導者制度の拡充	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公認スポーツ指導者制度改定プロジェクトの作業として検討を開始した。具体的な方法はスポーツ少年団の指導者制度・登録規程改定に向けて、日本スポーツ少年団で検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公認スポーツ指導者制度改定の動向を見つつ、スポーツ少年団の制度を検討する必要がある。</li> <li>●少年団関係者からの要望が多い「スポーツ少年団の理念」を学ぶ機会をいかに設けるかを検討する必要がある。</li> </ul>
60				2) 有資格指導者の拡充に向けた取り組み	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2017年度から新たに、共通科目Ⅰ・Ⅱ(対象:上級指導員・スポーツプログラマー)に共通科目Ⅲを加えた講習会を、日本体育大学に業務委託のうえ実施した(受講者数:93名点)。</li> <li>●講習会の単位制やeラーニング等の導入については具体的な取組に至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2018年度以降も引き続き日本体育大学に委託のうえ実施予定。</li> <li>●全国各地にいる受講者の時間・経費的面での負担軽減等を見据えた受講形態(eラーニング等)の検討が求められる一方、現場で実際に活用できる指導力(実践力)習得のための講習会内容を充実させる必要がある。</li> </ul>
61				② 免除適応コースの承認校は年々増加しているものの、修了者数については、横ばいの状況が続いているため、承認校の教職員等関係者の協力を得て在校生はもとより卒業生に対し、資格取得に向けた働きかけを行う。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●局内での施策検討段階であり、具体的な取組には至っていない。</li> <li>(適応コース承認校・修了者数)           <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年度: 239校 / 4,877人</li> <li>2014年度: 245校 / 5,155人</li> <li>2015年度: 248校 / 4,950人</li> <li>2016年度: 254校 / 5,000人</li> </ul> <li>●承認校の増加に対し、修了者が増えている状況が続いているため、申請書審査等の時間的・人的負担が増加するものの、本会の収入や指導者数の増加にはつながらず、状況は悪化している。</li> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門科目コースの増加に関する目標はあったが、修了者に関する目標達成の基準・人数は定めていなかった。施策の実行まで至っていないため、引き続き検討を進める必要がある。</li> <li>●資格取得に向けた働きかけだけではなく、適応コース制度そのものを見直し、修了者を増やす仕組みづくりが必要である。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
62				③スポーツ少年団活動をはじめとして、青少年や女性が積極的にスポーツに参加できる環境を整備する一環として、女性や若年層の指導者および指導者を目指している者に対し資格取得を促進する。	C	●局内で施策を検討している段階であり、目標は達成できていない(全登録者数に占める女性指導者、若年層指導者の割合は増加していない)。	●具体的な方策の実行にまで作業が進んでおらず、継続して作業を進める必要がある。 ●適切な目標を再設定し、早期に具体的な方策を実行する必要がある。
63			3) 指導者の資質の向上	①指導者の資質の向上を図るため、eラーニング等多様な受講形態により指導者が参加しやすい環境を整えるとともに、時代のニーズに対応したプログラムの開発等、養成講習会や研修会への積極的な参加を促進する。	B	●2017年度から新たに、共通科目Ⅰ・Ⅱ(対象:上級指導員・スポーツプログラマー)に共通科目Ⅲを加えた講習会を、日本体育大学に業務委託のうえ実施した(受講者数:93名)。 ●2015年度から、休日に研修会に参加できないという要望に応え、平日夜間にインターネット回線で全国の会場へ映像配信行うライブオンセミナーを実施した。	●従来の座学を中心とした一方通行型の講義だけでなく、参加型の講義形態を試験的に導入し、受講者の学びの向上を図る必要がある。 ●共通科目Ⅱ・Ⅲ講習会は、これまで5日間連続での開催していたが、週末×2回での実施等、受講者のニーズに対応した開催形態について検討する必要がある。 ●また、講習会申し込み・参加までに生じたハードルについて受講者への実態調査を検討する。 ●資格更新のための義務研修について、資格保有者が自宅等で手軽に取り組めるオンライン研修の導入についても検討する必要がある。 ●また、学び続けている資格保有者とそうでない資格保有者の差別化についても検討する必要がある。
64				②指導者の資質の向上の一環として、登録システムにおいて指導者個々に提供している「指導者マイページ」のコンテンツの充実を図る。	C	●指導者マイページはコンテンツ充実の前に保有率の増加の取組に重点を置いた結果、33.8%(2013年4月)から72.3%(2017年4月)へ増加した。 ●具体的なコンテンツの充実まで至っていない。	●指導者マイページの保有率が低いまではコンテンツを充実させても効果が期待できないため、まずは保有率の増加を試みていく。2017年10月に80%という目標達成は難しい見込みであるが、コンテンツ充実に向けた土台作りは整ってきている。 ●コンテンツの充実はもとより、更新手続きや研修会の申し込み等の基本的なサービスにも改善が必要な点があるため、優先順位を決めて開発を進めていく必要がある。
65				③スポーツ指導現場における暴力行為根絶に向け、指導者の養成講習会カリキュラムや研修会テーマとしてスポーツの本質的な意義や価値、フェアプレー精神、倫理などの内容をこれまで以上に取り入れ、指導者の資質の向上に向けた取り組みを推進する。	B	●都道府県スポーツ指導者研修会では、2013年度から、研修会の基準時間3.5時間の内、1時間を暴力をはじめとした反倫理的行為の根絶を中止とした内容にすることと定め実施した。 (都道府県スポーツ指導者研修会参加者数) 2013年度:13,540人 2014年度:14,159人 2015年度:13,763人 2016年度:13,316人 ●『スポーツ指導者のための倫理ガイドライン』を作成し、養成講習会や研修会参加者に配布した。2013~29(2017)年7月までに累計15万部発行した。	●多くの公認スポーツ指導者に対して暴力根絶に向けた取組を行っているが、取組がもたらす効果を測定することは難しい。 ●既資格保有者への「コーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラム」の提供について検討する必要がある。
66				④指導者がスポーツの社会的使命の達成に向けた担い手として、指導者自身が研鑽し、資質の向上を図ることを促進するため、加盟団体や指導者協議会と連携しその活動を支援する。	C	●具体的な取組に至っていない。	●誰が、誰に、何を、どのように、いつまでに取り組むべきか取組内容を具体的に記載する必要がある。
67				⑤スポーツ少年団指導者が子どもたちの多様なニーズや指導者に求められる指導法や知識への対応ができるよう、定期的な研修事業の拡充を図る。 また、現状把握のための全国的な調査を実施し、都道府県スポーツ少年団での研修事業の支援・拡充策を検討し、実施体制の整備を図る。	B	●2012年度に実施した各都道府県スポーツ少年団研修事業のアンケート調査結果をもとに、日本スポーツ少年団で実施すべき研修内容を協議した結果、その一つとして、「幼稚期からのアクティヴ・チャイルド・プログラム」を活用することとした。 ●また、同プログラムを普及させるため、2015年度に少年団指導者等を対象とした講習会を実施。2016年度以降は、普及講習会に加えて、各地域において普及講習会の講師となる方を養成する講師講習会を実施した。 ●普及講習会の参加者内訳としてはスポーツ少年団関係者は25.3%(H27)、23.2%(H28)となっており、スポーツ少年団関係者の参加率が低い状況にある。  ●指導者に対する研修機会拡充の一方策として、2013年度から日本スポーツ少年団ライブオンセミナーを実施。日本スポーツ少年団からの情報提供を一元的に行うことでの、全国のスポーツ少年団関係者と情報共有を図った。 ●ライブオンセミナーについては現地にいながら、全国各地で同内容の講習を受けることができ、効果的な講習会になっている。	●それぞれの講習会の満足度は高いが、スポーツ少年団関係者の参加率は低くなっている。 ●スポーツ少年団関係者への講習会参加を促す方法を検討する必要がある。
68			4) 指導者の社会的価値の向上	①社会的な認知度の向上に向けて広報活動の見直しを図るとともに、指導者の活動が適切に評価されるよう、国や地方公共団体、学校、地域などへの効果的な情報提供を行う。	D	●具体的な検討に至っていない。	●公認スポーツ指導者資格の認知度については、2014年度に実施した「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」において、運動部活動顧問に対する調査を行っているが、「社会的な認知度」を評価できる調査は行っていないため、今後実施する必要がある。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
69				② 資格の認知度の向上を図り、社会的なステータスを高めていくため、トップアスリートや指導実績を有する者等への資格取得を促進する。	D	●具体的な検討に至っていない。	●関係団体の指導者養成の実態と今後の展望を把握するとともに、関係団体と協力のうえ、資格取得の必要性・メリットのPRを行い、資格未保有者との差別化を明確に示していく必要がある。
70				③ 各種国際大会や国内での競技団体主催大会において、監督・チームスタッフへの公認スポーツ指導者資格の義務付けについて、JOC および競技団体と連携して積極的に推進する。また、その状況について情報発信し、指導者制度の社会的認知度の向上に努める。	B	●国体監督資格義務付100%を達成した。(第71回岩手国体)。 ●日本スポーツマスターズ監督資格義務化について、13競技中7競技で実施した(但し、一部「望ましい」含む)。 ●2016年リオデジャネイロオリンピック日本選手団監督・スタッフの資格保有率は約57%であった。	●国体監督の資格義務付けは着実に取り組んでいるが、一方で、完全義務化は当初から決定していた事項であるため、実行はしているものの、その取組の強度はそれほど強ないと考える。 ●別法人である中央競技団体の大会における公認スポーツ指導者資格義務付けの前に、本会事業の義務付けが求められる(主に、マスターズ、国際交流、スポーツ少年団、総合型クラブ)が、事業の性質を見極めながら取り組む必要がある。また、成果の測定方法は検討が必要である(国体等のスポーツ界のごく一部では価値は上がっていると思うが、「社会」における価値を考えると不明確である)。
71				5) 有資格指導者の活動の場の拡充 ① 加盟団体等と連携・協力し、有資格指導者の活動の場の拡充に向けた検討を進める。あわせて、スポーツ少年団や総合型クラブ、中学・高校等の学校関係者や地方公共団体等に対し、指導者資格の周知と有資格指導者の活用を図るよう積極的に要請する。	B	●「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」を実施し、その結果がメディアにおいて多数掲載された。 ●「総合型クラブ公式メールマガジン」で、スポーツプログラマーやジュニアスポーツ指導員、クラブマネジャー資格の周知を目的とした座談会や特集を組んだ。 ●部活動指導者の現状にスポットが当たり、外部人材の登用や指導者の国家資格化の動きにつながっている。この動きに合わせて、有資格指導者の周知や活用に関する話題は増えているという肌感覚がある(エビデンスはない)。	●活用を要請する際の、エビデンスが不足している。極論を言うと、有資格指導者を活用した方が良いというメリット感を示していくようなエビデンスをどのように得ていくかを考える必要がある。 ●需要に合った供給を考えなければ活用されないため、現場のニーズ(需要)を調べる必要がある。 例: 総合型クラブの課題の上位に「指導者の確保」が例年上がっており、解消されない。マッチングの問題なのか、認知度が低いためなのか、供給する側の商品が需要にマッチしていないのか?
72				② 有資格指導者の活動の場を拡充するため、「指導者マッチングシステム」の構築に向けて、本会と加盟団体等との役割分担を明確にするとともに、その情報基盤および運営体制を整備する。	C	●指導者マッチングについては、法令上の問題があり、本会が直接マッチング業務ができないことが判明したため、人材派遣会社への委託を含め、検討を開始した。	●業務委託に関して、広報・キャンペーン課と連携しモデル事業が実行できるように進めている。 ●指導者マッチングを進めるにあたり、具体的な作業方法を検討する必要がある。
(2) スポーツ医・科学研究の推進							
73				1) スポーツ文化の豊かな享受に資するエビデンスの蓄積・活用 ①これまでの研究プロジェクトの成果を踏まえて、わが国の体育・スポーツに関する今日的課題を整理するとともに、「スポーツ宣言日本」に基づくスポーツの持つ本質的な意義や個人的・社会的価値、さらにはスポーツの多様な楽しみ方を広く一般に示すための基礎的資料を作成する。	B	●「新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発」の研究プロジェクト(3年間)が終了し、報告書を400部発行した。 ●「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究」の研究プロジェクト(3年間)を開始した。  ●2017年度から笹川スポーツ研究助成を受託し、スポーツにおける「環境」や「持続可能性」に関する研究を実施した。研究内容は笹川スポーツ財団が主催する講演会において発表し、同財団が発行する研究報告書に成果が公開された。研究成果の一部は日本オリンピック・アカデミーが主催するシンポジウムにおいて発表した。	●評価指標の開発について、第2期スポーツ基本計画「第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針」に提示されている「する」「みる」「ささえ」というスポーツに対する価値意識に合致した評価尺度が開発できた。今後は広報活動および普及・啓発を行う必要がある。  ●LGBTへの配慮・対応について、既に国やマスコミ等(新聞2社)から研究概要について問い合わせを受けている。今後は文献調査やスポーツ指導現場における現場調査を行った上で、その成果を基に啓発ガイドブックを作成し、国や都道府県連携等に配布する。また、国、地方自治体、教育委員会、学校、体育系・教育系大学等の関係諸団体に対し広報活動および普及・啓発を行う必要がある。  ●スポーツにおける「環境」や「持続可能性」に関する研究について、今後も本会に対しスポーツ持続可能性の向上に資する成果を継続的に提供する必要がある。 ●これらの研究成果は、学会大会での発表や機関誌への投稿を行い、積極的に公開する必要がある。
74				② 本会のシンクタンク機能の強化に向けて、スポーツ白書(仮称)の作成を視野に入れた諸事業の自己評価に関する枠組みの構築およびエビデンスの蓄積を図る。	D	●具体的な検討に至っていない。	●スポーツ医・科学専門委員会において本格的に着手すべきということが提案された。 ●資料収集を開始することとともに、関係部署との連携を密にし本格的に着手にむけた議論を開始する必要がある。
75				③ 研究成果を蓄積・公開するためのデータベースを構築するとともに、それを効果的に発信するための成果物の質的向上および活用サイクルの整備を図る。	B	●これまで研究プロジェクトを延べ250行つており、それらの研究成果を報告書としてまとめ、タイトルおよび概要を本会ホームページ上で公開した。 ●ホームページにおいて過去1年間で約5,700回閲覧された。	●年間を通して持続的に閲覧されているため、今後は研究報告書の全文を公開し、これまでの研究プロジェクトの成果を広く公開することについて検討する必要がある。
76				2) 多様なスポーツ需要に対応可能な指導者の資質向上に資する研究事業の充実 ① 子どもから高齢者までの積極的な身体活動を促すため、アクティブ・チャイルド・プログラムや高齢者の元気長寿支援プログラムなどに関する教育・啓発資料および講習会の内容を充実させるとともに、諸事業を通じた効果的な普及・啓発を図る。	B	●2010年に作成し、全国の小学校および教育委員会へ配布した「みんなで遊んで元気アップ！ACP」ガイドブックの改訂版を作成した(2012年10月、2013年12月、2016年9月)。 ●アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)普及講習会について、2012年度に全国9会場で開催し、延べ1,020名が参加した。 ●2015年に「幼児期からのACP」ガイドブックを作成し、全国のスポーツ少年団へ配付した。(述べ51,800部作成)	●第2期スポーツ基本計画「第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針」にも「スポーツの“楽しさ”、“喜び”こそがスポーツの勝ちの中核である～」と記載されているように、ACPはまさに国の基本方針に合致したプログラムであると言える。 ●関係者へ更なる啓発(既存事業の充実、ACPの改訂等)を行う必要がある。 ●国、地方自治体、教育委員会、学校、体育系・教育系大学等の関連諸団体に対する広報活動および普及・啓発を行う必要がある。

No.	大	中	小	具体的施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
						<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ACP総合サイト」を作成し、本会ホームページにおいて公開した。</li> <li>●書籍「ACP子どもの心と体を育む楽しいあそび」初版5,000部(2015年1月)を発行した。</li> <li>●書籍「健幸華齢のためのエクササイズ」を初版2,000部(2013年5月)を発行した。</li> <li>●幼少年期における発達段階に応じた運動プログラムの重要性について、広く一般向けに情報公開した。</li> <li>●ACPの趣旨は、スポーツ少年団の理念に合致していることから、日本スポーツ少年団としても積極的に啓発活動に取り組むこととなった。また、スポーツ少年団における幼児加入条件の整備に寄与した。</li> <li>●第2期スポーツ基本計画「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」において、子どものスポーツ機会の充実として、ACP等の啓発活動を推進することとの記載がなされた。</li> </ul>	
77				(2) 子どもたちのメンタルヘルス問題の予防および改善を目的とする介入研究および普及・啓発活動を行い、運動・スポーツ実践のメンタルヘルスへの有効性およびその波及効果について検証する。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>●書籍「子どものブレイフルネスを育てるブレイメーカー」を初版(2017年6月)2,000部発行した。</li> <li>●ブレイフルネスを意識した運動遊びの有効性について、広く一般向けに情報公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の体力学的な観点とは異なるアプローチにより、運動遊びの効果(価値)について幅広く検証することができた。また今後は、ブレイフルネスという概念を用いることで、運動遊び、ひいては身体活動～運動～スポーツのプランディングに寄与することが期待される。</li> <li>●ACPの普及・啓発活動に取り入れる必要がある。</li> </ul>
78				(3) 中央競技団体、JISS およびスポーツ安全協会との連携により、スポーツ現場における外傷・障害の発生状況についての実態調査を行うとともに、競技種目別の予防プログラムの作成と効果検証および普及・啓発を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央競技団体、JISS およびスポーツ安全協会との連携により、「スポーツ傷害統計データ集」初版1,500部(2017年3月)並びに「スポーツ外傷・障害予防ガイドブック」初版20,000部(2017年3月)を発行し、中央競技団体や各講習会にて配布した。</li> <li>●スポーツ現場における外傷・障害の実態を明らかにすことができた。また、この情報に基づき、スポーツ現場において比較的の発生頻度の高い、あるいは重篤な外傷・障害を予防するための運動プログラムを作成し、その効果を検証することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究成果に関する教育・啓発を充実させる必要がある。</li> <li>●学校現場における事故事例とそれ以外の統計データを統合する必要がある。</li> <li>●他競技を対象とする外傷・障害予防プログラムを作成する必要がある。</li> </ul>
79				(4) 熱中症事故が増加傾向にある環境の変化に対応すべく、熱中症予防に関する教育・啓発資料を活用するとともに、諸事業において効果的な普及・啓発を図る。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2015年に「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」改訂版(50,000部)を作成し、初版から延べ135万部発行した。</li> <li>●スポーツ活動中の熱中症予防に関する情報を広く一般向けに公開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続的な教育・啓発活動を実施する必要がある。</li> <li>●重篤な、あるいは頻発する事故事例を検証する必要がある。</li> </ul>
80			3) 本会加盟団体等との連携による研究事業の推進	(1) 中央競技団体との連携により、発達段階や個人特性を考慮しつつ、組織的・計画的にトップレベル競技者へと育成するための競技者育成プログラム等の策定に寄与する基礎資料を提示する。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な検討に至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2018年度から研究プロジェクトとして、競技者育成モデルの作成に取り組む予定である。</li> </ul>
81				(2) 都道府県体協との連携により、国体選手に対する医・科学サポートのあり方について検討するとともに、各都道府県におけるジュニア期からの選手育成システムの整備を図るための基礎資料を提示する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●例年、国体開会式の前日に「ドクターズ・ミーティング」を開催し、主に国体開催県における国体に向けた選手強化システムに関する情報を提供した。毎年150名程度が参加。</li> <li>●2017年度から研究プロジェクト「国体女子選手における医・科学サポートシステムの構築」を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年「ドクターズミーティング」を開催し、継続的に情報交換・共有をする必要がある。</li> <li>●女子アスリートのためのサポートシステム構築における環境整備のため、各都道府県における女子アスリートに関する取組等の実態調査を実施する予定である。</li> </ul>
82				(3) JADA、日本薬剤師会、都道府県体協および中央競技団体との連携によるドーピング防止に関する教育プログラムの推進、都道府県体協における教育・啓発の支援などを行う。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都道府県体協への委託事業として「国体選手を中心としたアンチ・ドーピング教育・啓発事業」を実施した。</li> <li>●「ドクターズ・ミーティング」並びに「スポーツドクター代表者協議会」を開催し、アンチ・ドーピングに関する最新の情報を提供了した。</li> <li>●「アンチ・ドーピング使用可能薬リスト」を毎年30,000部作成し、都道府県体協および中央競技団体へ200部ずつ配付した。</li> <li>●日本薬剤師会並びに国体開催県薬剤師会との連携により、「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」を作成した。</li> <li>●国体選手のみならず、指導者、ドクター等の関係者に対して、アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国体選手を対象とすることで、主にジュニア期からのアンチ・ドーピング教育・啓発活動を展開することができた。</li> <li>●継続的な教育・啓発活動の実施が必要である。</li> <li>●関係機関との連携強化や学校教育における啓発活動・教育プログラムの確立等が必要である。</li> </ul>
83			4) スポーツ関連研究機関等との連携・協働の推進	(1) JISSとの共同研究として実施している「東京オリンピック記念体力測定」の成果を踏まえて、青年期のスポーツ活動で培われたライフスタイルや健康・体力の持ち越し効果などについての総括的な検証・分析を行う。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4年ごとのオリンピック開催年(2012、2016年度)に、本調査を継続実施した。</li> <li>●第24回日本臨床スポーツ医学会学術集会において、東京オリンピック記念体力測定をテーマとするシンポジウムが開催され、学会員に対して情報公開がなされた。</li> <li>●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、各種メディアの関心が高まるなか、関連して東京オリンピック記念体力測定についての報道がなされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2018年度から研究プロジェクトとして、東京オリンピック記念体力測定の総括に取り組む予定である。</li> <li>●1964年から50年以上にわたる調査結果について、総断・総合的に分析を行い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機会にその研究成果を公開する予定である。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の進成状況と成果	評価と今後の課題
84				②日本体育学会、笹川スポーツ財団、健康・体力づくり事業財団等の体育・スポーツ関連研究機関とのコンソーシアム構築に向けた積極的な情報交換を図る。	D	●具体的な検討に至っていない。	●コンソーシアム構築は未着手であるが、本会研究員が日本体育学会等学術団体の会員であることや、スポーツ医・科学専門委員会の委員が学術団体の理事を務めている等、日頃から情報交換をすることが可能な体制が整っている。 ●今後も学術団体等と積極的に連携し、コンソーシアム構築を視野に入れた情報交換を継続する必要がある。
(3)スポーツ情報システムの管理・整備							
85			1) 本会保有情報の 一體的管理と効果 的な運用	本会が保有する情報(スポーツ少年団、公認スポーツ指導者、スポーツ医・科学など)について、情報システム全体の簡素・効率化を目的とした全体最適化に向けて、情報システム全体の一體的・総合的な管理を行うとともに、広く一般に周知・活用できるよう効果的な運用を図る。	B	●広報・スポーツ情報専門委員会での決定を受け、システムの統合について事務局全体および関係部署間での調整を行い統合の仕様、システム上の要件について合意した。総合的な運用開始をゴールにおいていた場合の進捗状況としては、1割程度しか進展していない。 ●担当セクションを中心に事務局内での合意、データ連携の重要性についての理解が深められた。	●各事業が独立してデータベース(DB)を運用しており、事業の取り進め、予算上の制約から全体の一括更新は難しい。 ●個別のDBの更新時期に併せ、接続のガイドラインに準じて統合を図っていく必要がある。 ●DB統合後のデータ活用方法について具体的なプランの策定、DBの規模および価値向上のため縦横の団体との連携を図り、スタッフの取り込みなども検討していく必要性がある。
86			2) 個人情報保護と 安全対策の整備	本会が収集した情報について、個人情報保護にかかる法令等に基づき適切な対応を行うとともに、スポーツ情報システムやホームページへのサイバーテロ等に対処するため、より一層セキュリティを高める対応を図る。	A	●2005年3月22日制定、2011年4月1日改正の個人情報保護方針、規程に基づき実施しており、重大な事故やインシデントは発生しておらず教育の成果が現れている。 ●大きな漏洩事故等は発生しておらず、職員の意識も徐々に高まりつつある。	●事故等が発生していないことから一定の評価は得られると思うが、更なる教育について規程に沿って実施していく必要がある。 ●各部署が管理しているシステムを有機的に連携し、システム上のセキュリティはレベルを合わせていく。さらに職員の教育プログラムについても検討が必要である。
87			3) 情報システムに おける体制の整備	情報システムの構築・管理は、専門性が高い分野であることから、専門的知識を有する人材の活用、外部専門家の指導による人材育成など情報システムにおける運営体制の整備を図る。	D	●情報システム、広報キャンペーン事業に関して、外部有識者をアドバイザーとして迎えサポートを受けている。	●外部アドバイザーによる客観的なアドバイスを得られる体制整備は、情報システム等における事故が発生していないことからも評価を得られる。 ●外部アドバイザーによるサポート、チェックは機能しているが、本会の情報システム、広報事業の進むべき方向を打ち出せる専門的な知識を有する内部人材の養成は急務である。
(4)広報活動の推進							
88			1) 情報発信ツール の充実	広く国民に対し、スポーツの価値や本会が目指す方向性をわかりやすく提示し、本会の理解者、賛同者の拡大を目指すため、ホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ポータルサイト化を進め、新たな情報発信ツールとしてSNS等の導入・運用を検討・実施する。	B	●本会ホームページの年間総閲覧数(PV)は2014年以降大きな変化ではなく、微減になっている(611万V)。一方、サイトに訪れる訪問者(セッション)は増加している。閲覧者は特定の目的をもってサイトを訪問し、目的が済んだら他の事業サイトには訪れていない、という状況が予想される。  ●一部事業では、独自特設サイトを構築しており、それぞれPRを行っている。 例: ACP、フェアプレイ、#国体fan ●フェアプレイサイトへの誘引やフェアプレイ宣言者数増加を図るため、フェアプレイキャンペーンで特設facebookページを開設し、フェアプレイに関する投稿を行った。 ●SNSによる展開は、投稿閲覧(リーチ)や「いいね！」の数については徐々に増加しており、賛同者の獲得に貢献している。また、著名アスリートの紹介などにより閲覧が劇的に増加するといった実績も確認できる。 ●また、国体を全国規模で盛り上げるべく立ち上げた「#国体fan」サイトでは、国体に関する豆知識や各都道府県の情報、参加者などが撮影した写真を投稿するプラットフォームを整備し、国体への興味を喚起した。	●現在のウェブサイトの対象が、「ある程度本会に関りがある当事者(加盟団体、スポーツ少年団、総合型クラブ関係者など)」を想定していることから、今後、これからスポーツに親しむ潜在的なスポーツ愛好者向けのコンテンツ構築やレイアウト改修を実施していくかについての検討が必要である。  ●そうなった場合には、よりビジュアルに訴える内容や表現の平易化等を図る必要がある。 ●#国体fanについて、開設から日が浅く、これから全国のスポーツファン、ご当地フリーカーなどからのアクセス数を増やす取組を行い、国体の認知度向上に貢献していく必要がある。
89			2) 情報誌の充実	総合情報誌「Sports Japan」を通じて、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者および団体等に対し、スポーツ界の動向を的確にとらえたタイムリーな各種情報を提供し、資質の向上や組織の充実・発展および連携・協働に寄与できるよう、情報誌の内容をより一層充実する。 また、ホームページや指導者マイページとの連動性を高める取り組みについて検討する。	B	●創刊時、19万部程度だった発行部数が2017年度には19万5千部程度に増加した。 ●毎年編集業者の選定を行い、誌面の質の向上を図った。 ●また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせてオリンピック・パラリンピック特集を組む等、時に応じたテーマを選定し編集作業を行った。 ●スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの紹介やアクティブ・チャイルド・プログラム、スポーツ・フォー・トゥモローに関する取組等、本会が関わる事業のPRや指導者マイページの利用法に関する内容を掲載した。 ●経費削減のため、2016年度から特別号の発行を取り止めたが、2号分はページ数を増やして(通常64頁⇒96頁)内容を充実させた。 ●登録システム上の指導者マイページを活用したアンケートでは、回答のうち96%が読んだことがあり、その内容について90%は「とてもよい」または「よい」という評価を得た。	●創刊から5年が経過し、年を重ねるごとに内容は充実している。 ●全国の公認スポーツ指導者やスポーツ少年団関係者等に、スポーツ指導に関する有益な情報を提供するとともに、オリンピック・パラリンピックを自分事として捉えてもらうことができたと思われる。 ●本誌は公認スポーツ指導者やスポーツ少年団関係者等を対象に作成しているが「スポーツ」がより一層の広がりを見せていく中で、本誌の対象もスポーツ関係者にどめるか否か、という議論が必要である。 ●より一層の一般への普及を想定した場合、本誌の電子化や頒布ルートを見直す必要がある。 ●本誌購読状況の調査のため、指導者マイページを活用したアンケート調査を実施し4,500件余りの回答があった。今後はそのアンケートも参考によりよい誌面作りに活かしていく必要がある。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
90				3) 各種パンフレット等の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会役員や関係団体を対象に前年度事業報告を兼ねた「Sports for All」を2,400部作成・配布した。</li> <li>●本会の概要を紹介する「Sports for All」は、パンフレットとして定着し、採用説明時や新規協賛交渉の際に活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パンフレット作成予算、数量の関係で、配布対象がスポーツ関係者もしくはある程度本会に興味のある人に限られている。</li> <li>●配布数増や電子展開など、いろいろな人の目につき、手にしてもうというアクションが起こりやすい形態を検討する必要がある。</li> <li>●より簡便な「リーフレット」を作成し、一般へのPRを検討する必要がある。</li> </ul>
91				4) 記者クラブとの連携	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プレスリリースは毎年40件程度、記者発表年間5件程度実施した。</li> <li>●近年では、部活動指導者の実態調査やフェアプレイキャンペーン関係、国体参加選手等の発表、新規事業(J-STARプロジェクト)、名称変更等で記者発表を行い新聞等で紹介される事例が多い。</li> <li>●年に1回、本会役員と記者クラブとの懇親会を開催し、役職員から各種情報の提供を行った。</li> <li>●国体や新会長の就任、J-STARプロジェクト等、ネット配信ニュースや新聞に掲載されたが、記事的には大きな取り上げ方ではなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記者発表を行っても出席するメディアが少ないことが多い。日ごろから付き合いを親密にしつつ、取材しやすい状況を作ることが必要である。</li> <li>●各部署との定期的な情報交換やスポーツ界以外の新たなメディアとの接点も構築していく必要がある。</li> </ul>
(5)「グローバル課題」を踏まえた社会貢献活動の推進							
92				1) 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フェアプレイ宣言者獲得目標100万人に対して獲得者数は16万人弱と目標の16%の達成率の状況である。</li> <li>●学校でのフェアプレイニュースの掲出率は90%を超え、小学校の道徳の授業の教材として取り上げられている。</li> <li>●2015年度のフェアプレイ大賞では応募作品数が1,700通を超える等、フェアプレイについての世の中の理解が深められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●取組への肯定的な評価に対しフェアプレイ宣言数に伸び悩みがあるが、キャンペーンとして費用対効果を考慮した獲得宣言数としては効果が高い取組が多かった。</li> <li>●ウェブの中で爆発的な広がりがないと目標の100万人達成は難しいので、ウェブのコンテンツ、SNSの活用をさらに図っていく必要がある。</li> </ul>
93				2) 環境問題への対応	D	●具体的な検討に至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツを通じて環境問題に対する具体的な取組を行うため、環境保護・環境教育について取り扱う部署や委員会を設置する必要がある。</li> </ul>
94				3) スポーツ活動における暴力行為等への対応	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●暴力行為等相談窓口を設置し、168件の相談に対応した。(2014年11月から2017年8月27日時点)</li> <li>2014年度: 23件(11月~)</li> <li>2015年度: 33件</li> <li>2016年度: 67件</li> <li>2017年度: 47件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談内容として暴力行為・セクハラの相談が減りつつあり、スポーツ指導において暴力行為・セクハラはしてはならないという意識が広まりつつあると言える。しかし、相談が未だになくなっている現状があること、相談内容が暴力・セクハラではなく本会が取り扱うことが難しい内容が増えており、対応が難しくなっている。</li> <li>●窓口は事後対応であり、今後は予防的観点からの取組が必要であるため、指導者への再啓発とスポーツ指導を受ける側への、スポーツ指導における暴力行為とは何かということを啓発する必要がある。</li> </ul>
95				4) 東日本大震災復興支援への対応	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災6県でスポーツ笑顔の教室を実施した。 (開催実績)</li> <li>1年目: 2011年度 155教室4,017人参加</li> <li>2年目: 2012年度 384教室10,173人参加</li> <li>3年目: 2013年度 516教室13,478人参加</li> <li>4年目: 2014年度 519教室13,733人参加</li> <li>5年目: 2015年度 549教室14,358人参加</li> <li>6年目: 2016年度 548教室14,246人参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2017年度に対象(被災地)となる全ての自治体で実施できることになり、復興支援という意義を十分に果たしている。</li> <li>●小学生だけでなく、中学生の教室を行うなど、教室数、参加者数が当初開始年より大幅に増えている。講師となる夢先生・アスリートからも講師の希望が多くあり、内容も年を重ねるごとに充実している。また、開催を希望する学校が後を絶たない。</li> <li>●年間600教室を計画し、その内200教室は中学生を対象にする計画であるが、申込が100校程度のため、中学校へいかに広げられるか検討する必要がある。</li> </ul>
(6) その他のスポーツの推進							
96				1) 「みるスポーツ」、「支えるスポーツ」の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民体育大会において、一部インターネットを利用した動画配信を実施した。</li> <li>●動画配信を行った事業者から内容の拡大についての打診があり、コアなファンからのニーズがあることは確認された。また、いくつかの事業者からも問い合わせがあり、今後の方向性について手掛かりを得られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会で一番規模が大きく国民の関心が高い国民体育大会を中心に動画配信等を企画しているが、既存の放送事業者との間で権利整理が難しく本格的な実現に至っていない。</li> <li>●国民体育大会においては、既存の放送事業者との権利関係の整理が最優先課題であり、その他のイベント事業に関しては、国民体育大会を中心に実績を積んでから取り掛かる必要がある。</li> </ul>
97				②「支えるスポーツ」の推進については、ボランティア活動の全国的な調査を実施し、実態を把握するとともに、スポーツを支えるメンバーとしてスポーツボランティアの都道府県における組織化と支援制度の検討を行う。	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京オリンピック・パラリンピック等支援室プロジェクトにおいて、スポーツボランティアセンター(仮称)の創設について検討し、スポーツボランティアの調査研究や養成講習会開催している笹川スポーツ財団と情報交換を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とワールドマスターズゲームズ2021関西で活躍するボランティアの受け皿づくりと活用方法について、笹川スポーツ財団と情報交換を行なながらスキームを検討する。</li> <li>●人々へのスポーツへの多様なかかわりを創出するため、スポーツを「みる」「支える」機会の創出について検討する必要がある。</li> </ul>

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
98				2)「表現するスポーツ」、「分析するスポーツ」の推進 人々のスポーツへの多様なかかわりを一層促進するため、スポーツ標語や絵画コンクール等「表現するスポーツ」事業の展開を工夫するとともに、広く国民に対して「見る力」や「鑑賞する力」などの育成を図るために啓発活動をホームページや情報誌等を活用して展開する。	D	●具体的な検討に至っていない。	●どのようなことを対象に、見る力や鑑賞力を育てるのか検討する必要がある。
2. 日本体育協会組織の充実・強化							
(1) 内部組織の充実と強化							
99			1) 本会組織の拡充	① 本会未加盟の全国を統括する民間スポーツ関係団体の加盟促進を図るとともに、わが国スポーツ界の組織を拡充し、スポーツ推進に向けた主体的な組織体制を整備する観点から、新たな加盟領域の創設を検討する。	B	(加盟実績) ●2016年:トップリーグ連携機構加盟 ●2017年:日本フライングディスク協会加盟 ●2017年6月に「加盟のあり方検討プロジェクト」を設置し、今後の加盟審査、加盟団体との関係について検討を開始した。	●「スポーツ」が多様化・細分化する中で、本会として加盟対象とする「スポーツ」をどのように捉えるのかは、今後のスポーツ界における本会の立ち位置を示すことになり、都道府県体協にも影響を与えるため、慎重に取り進める必要がある。
100				② 総合型クラブの地域ネットワークを構築・整備するため、クラブ登録制度の創設について検討する。	A	●2015年度から地域スポーツクラブ育成専門委員会内に「登録制度検討プロジェクト」を設置。専門委員会、プロジェクト、SC全国ネットワークの各種会議において、登録制度の創設について協議した。	●都道府県体協から登録制度創設に対する理解を十分に得られているとは言える状況にないため、引き続き慎重に検討する必要がある。
101			2) 「スポーツ宣言日本」の共有	「スポーツ宣言日本」に示された「21世紀のスポーツの使命」の共有について、JOCと連携し、スポーツ指導者や加盟団体をはじめとした関係機関・団体等への普及・啓発を図る。	A	●全文を本会事業概要である「Sports For All」、公認スポーツ指導者手帳、スポーツ少年団指導必携書に掲載し配布した。	●スポーツ宣言日本をJOCと連携し、普及・啓発することが重要であり、具体的な対策についてJOCとの協議する必要がある。 ●理念であるスポーツ宣言日本とあわせ、今後5年間の中期事業方針である国民スポーツ推進方策について加盟団体をはじめ関係機関・団体等の理解と協力を得て実現していく必要がある。
102			3) 加盟団体の基盤整備の促進	① 「スポーツ推進2013」を加盟団体等へ周知するとともに、方策に掲げる基本理念や事業推進の方向性について共通認識を持つてスポーツの推進に取り組む。	A	●加盟団体事務局長会議を通じて周知を図るとともに「スポーツ推進2013」に基づく事業ごとのアクションプランが作成され、計画的・戦略的な事業展開が図られた。	●周知を図ったが、共通認識を持ってスポーツの推進に取り組めたかどうか検証できず不明である。 ●スポーツ推進方策の着実な実施を担保するための取組を構築する必要がある。
103				② 加盟団体に対し、事業推進の財源を確保する観点から、各種スポーツ推進事業に対する助成および協賛企業の拡充を図る。	B	●2015年度から実施の公認スポーツ指導者向け研修会「ライブオンセミナー」において、開催都道府県体協に対し、参加人数に応じた運営協力金を交付した。	●ライブオンセミナーは、参加人数によっては赤字になる場合があるため、協賛金の増額等による財源確保により、運営協力金の増額を図る必要がある。
104				③ 円滑な組織運営体制を整備する観点から、団体間の職員の人事交流や研修制度を充実することにより、有能な人材の育成・確保を図る。	B	●2017年度から中堅職員(係長・課長補佐)の教育研修を導入。3年間受講。2017年度は課長補佐1名、係長4名が受講した。 ●都道府県体協への情報提供については、事務局長研修会年3回、職員研修会年1回の情報提供を行った。 ●また、他組織からの職員派遣依頼や職員への委員就任依頼を受けた。	●中堅職員研修は2017年度からのため、評価するに至っていない。 ●2018年度から「日本スポーツ協会」へ名称変更するため、これからは本会事業の推進だけでなく、スポーツの専門集団となる必要がある。 ●他組織からの職員派遣依頼や職員への委員就任依頼について、派遣基準や委員就任基準を定める必要がある。
105			4) 市町村体協組織の整備	① 市町村体協が、地域住民のニーズに対応した各種事業が主体的に推進できるよう都道府県体協と連携して、市町村体協の組織の実態を把握し、法人格の取得促進や財源確保等の支援について検討する。	C	●2017年度予算を確保し、市区町村体協の実態調査の実施計画(案)を局内で検討したが、委員会での審議には至っていない。	●2017年度中に総合企画委員会企画部会で諮り、実態調査を行う見込み。 ●都道府県体協連合会と連携・協力しながら取り進める必要がある。
106				② 都道府県体協等と連携し、市町村体協が地域におけるスポーツ推進のコーディネーター的役割を担うことができるよう支援する。	D	●具体的な検討に至らなかった。	●支援の前に市町村体協の実態を把握する必要がある。
107			5) スポーツ界の動向に対応した諸規程等の整備	暴力行為や人権侵害の根絶など倫理・コンプライアンスの徹底および組織のガバナンスの強化をより一層図るため、民間スポーツ関係団体等に対し、規程や体制整備に関する指導・助言を行う。	B	●スポーツ界が抱える問題を踏まえスポーツ憲章と役・職員倫理規程を倫理規程として改定し、加盟団体にも啓発した。 ●女性の社会参画促進会議への対応等、女性役員を増員するとともに、女性スポーツ委員会を設置した。 (加盟団体の整備状況) 倫理・コンプライアンス規程整備:84.6% 倫理・コンプライアンス相談窓口整備:46.2%、準備中6.0%、検討中35.0% (加盟団体女性役員率) 2016年10月:9.7%→2017年8月:10.6%	●加盟団体における窓口設置率を上げる取組が必要である。
108			6) スポーツ界における暴力行為根絶に向けた取り組み	今後、スポーツ界での暴力行為を根絶するため、本会、JOC、日本障害者スポーツ協会等で公表した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」をスポーツ界へ広く周知するとともに、継続的な研修の実施等について、加盟団体をはじめとした民間スポーツ関係団体と連携・協力して実施する。また、「暴力行為根絶宣言」を周知するため募集したスローガンを活用し、普及・啓発を図る。	A	●2013年4月に宣言後、本会事業において広く周知を図った。 ●宣言により、スポーツ指導者の養成方法を見直し、公認スポーツ指導者制度の改定に着手。 ●コーチングスキル向上のためのライブオンセミナーを実施した。	●公認スポーツ指導者制度の改定により、コーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラムを取り入れた養成方法を検討している。 ●加盟団体に対して、日本スポーツ法支援・研究センターから講師を招いて、暴力相談に対するノウハウや取組の重要性を講義するなど、加盟団体における対応の水準を底上げする。また、暴力相談の対応における本会と加盟団体との役割分担をはじめ連携体制を調整する必要がある。
109			7) シンクタンクとしての体制整備と機能強化	本会に企画部門の設置やスポーツ科学研究室の機能充実などの事務局体制整備を図り、諸事業のエビデンスの蓄積、スポーツ推進方策の策定や事業評価による事業の見直しなど戦略的な事業の企画・立案を行い、スポーツ界におけるシンクタンクとしての機能強化を図る。	B	●2016年度に経営企画部門として総務部に企画調整課を新設した。 ●スポーツ庁創設以降、多くの会議体で様々な分野の検討が行われているが、情報を確実に捉えることで、いち早く国の動きに対応できるようになった。	●企画調整課が常に国の動向を把握し内部への情報提供を行う等、少しづつではあるが、効果を発揮している。 ●エビデンスやスポーツ界の動きをスマートに事業に反映させる仕組みの検討が必要である。

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題		
110			8) 公益法人制度改 革への対応	平成25(2013)年11月末の移行期限まで、 加盟団体が公益法人新制度へ円滑に移行 できるよう連携を図るとともに、移行後の組織運営などについて指導・助言を行う。	A	●全ての加盟団体が移行を完了した。 ●加盟団体への指導・助言は継続的に実施した。	●移行に関するノウハウの提供やコンサル等、本会が加盟団体をリードすることができた。		
111			9) 加盟団体等のス ポーツ推進計画の 策定、事業評価の実 施に向けた支援	加盟団体がスポーツ推進計画を策定し、そ の事業評価が円滑に実施できるよう必要な 指導・助言を行う。また、都道府県体協を通じて市町村体協や都道府県競技団体に 対して、スポーツ推進計画の策定や事業評 価の実施の必要性について啓発する。	D	●具体的な検討に至っていない。	●本会として事業評価システムを運用した 後に初めて実施できる策であり、まずは運 用ノウハウを蓄積する必要がある。具体的 な対応は、事業評価システムの運用開始後となる。 ●スポーツ推進計画の策定啓発には至らなかつた。		
112			10) 本会名称の見 直し	国におけるスポーツ基本法の公布・施行、 スポーツ基本計画の策定、一方、本会にお ける「スポーツ宣言日本」の公表などのわ が国スポーツ界をめぐる動向を踏まえつ つ、改めて加盟団体等からの意見聴取を 実施し、名称の見直しについて検討を行 う。	A	●2018年4月1日付で「日本スポーツ協会」 に名称変更することが決定した。	●長年の検討事項であったが、加盟団体 へのアンケート調査の結果、名称変更の機 運が高まったと判断し、2017年度第2回理 事会、2017年度定時評議員会の決議によ り決定した。 ●社会一般に対するPRを実施し、棄損され るブランドの一早い回復が必要である。		
(2) 外部組織・団体との連携の促進									
113			1) 民間スポーツ関 係団体との連携の 促進	① JOC、JADA、JSAA をはじめとした民間 スポーツ関係団体と連携し、諸事業の推進 や協力体制の確立を図る。	A	●本会役員がJOCをはじめとする関係団体 の役員に就任し、関係団体の重要決議事 項に関わるとともに、事業計画や財務等の 組織運営の根幹に係る事項を審議する重 要な役割を担うことで、本会の取組を理解 いただき機会になるとともに、役員レベルで の交流が進むことで、協力体制の確立が図 られた。	●継続的に、相互での役員選出ができる いる。 ●引き続き、各団体との役員の相互選出を行 うとともに、より一層の協力体制を築くため に、各種事業での役員連携を図る必要性が ある。		
114				② 全国高等学校体育連盟、日本中学校 体育連盟等の学校関係団体と連携し、運動 部活動との連携に向けた諸事業の推進 や協力体制の確立を図る。	B	●2013年度に本会、高体連、中体連の3者 によるジュニアアスリート育成連絡会議を 設置した。 ●2015年度には高体連と運動部活動にお ける暴力問題に関する協定を締結した。 ●定期的な会議の開催や情報・課題の共 有により、連携・協力がスムーズに行われ るようになっている。	●現在は会議ベースでの連携に留まって おり、事業や制度上の連携には至っていない。 ●会議の内容は国民体育大会・全国中学 総体・全国高校総体間の情報交換と、指導 者の暴力問題への取組となっている。 ●今後、本会の指導者制度改定において、 より一層の連携を深める必要がある。		
115				③ 本会をはじめとする民間スポーツ関 係団体が国民スポーツ推進の担い手である という認識と自覚を持ち、中央にあつては 本会が、地方にあつては都道府県体協が それぞれの中心的なコーディネート役とし、 各民間スポーツ関係団体との連携・協 力の実態を把握し、一層の効果的な事業 の推進を図る。	D	●具体的な検討に至っていない	●社会もスポーツ界も変化が著しい時代で あるため、多くの人々がスポーツの21世紀的 価値を享受するために、スポーツ界の関係 組織・団体の連携・協働の目的を明確化し た上で、促進する必要がある。		
116			2) スポーツ分野以 外の団体との連携 の促進	グローバル課題の達成に向け、経済団 体、社会教育団体、青少年団体、社会貢 献団体等との連携を促進する。	B	●JICA(国際協力機構)と連携し、公認ス ポーツ指導者に対して、青年海外協力隊や シニア海外ボランティアへの参加案内をす る等、JICAボランティアへの参加促進のた めの協力を実施した。2017年度は青年海 外協力隊や日系社会青年ボランティアへ参 加する隊員に対して、スポーツ指導者に求め られる安全管理や倫理に関する講習を 実施した。	●目的が達成されたか、効果の測定が必 要である。 ●各団体とグローバル課題の何を解決す るために連携するか、目的の明確化を図る 必要がある。 ●ビジネスパーソンのスポーツ実施率向上 を目的とした経済団体(商工会議所)との連 携についても検討する必要がある。		
3. スポーツ推進に必要な財源の確保									
(1) マーケティング戦略の展開									
117				財源確保の観点から、マーケティングを有 機かつ戦略的に進め、協賛企業、登録 者や事業参加者の満足度を高める活動を 戦略的に展開する。	D	●具体的な検討に至っていない。	●マーケティングを戦略的に計画し、実施 する人材を職員教育か外部有識者の登用 により揃える必要がある。		
118			(2) 補助金・寄付金等の獲得						
119			1) 補助金・助成金 の獲得	国、JKA、日本馬主協会連合会、日本ス ポーツ振興センター、ミズノスポーツ振興財 団、スポーツ安全協会等に対し、諸事業の 重要性について、より一層の理解と支援を 得るために働きかけを引き続き行う。また、 事業の成果を含む評価を行い、事業規模 の見直しや継続性について協議し、効果的 な補助金・助成金の獲得に努める。	B	●補助・助成団体に対し、本会が実施する 国民スポーツ推進事業の重要性について、 より理解を得るために積極的な働きかけを 行う等、できる限りの援助を強く要請してき た結果、本会の国民スポーツ推進事業へ の充当財源を所期の目的どおり確保するこ とができた。 ●補助・助成団体から安定的な支援を得る ことにより、「スポーツ立国」の実現」に向 け、加盟団体をはじめ各関係機関・団体の 協力を得て、各種の取組を推進するこ とができた。	●今後も継続して補助・助成団体から支援 を得るために、補助・助成団体に対し、当 該事業が社会にとって有益であり、引き続 き支援すべき重要な事業であることをより 分かりやすく説明していく必要がある。 ●国民スポーツ推進事業のさらなる充実・ 発展を図るために、現在支援いただいている 補助・助成団体に加え、新規の補助・ 助成団体の開拓および資金の支援要請を 引き続き行っていく必要がある。		
120			2) 優遇税制の有効 活用による民間企業 等からの寄付金の 増額	特定公益増進法人の優遇税制を活用した 免税募金制度について、より幅広い企業や 個人等に対し理解を得るためにPRを行 い、寄付金の増額を図る。また、会館建替 えなどに対する特別寄付金制度の創設と あわせて、継続的な寄付金制度の拡充を 図り、本会諸事業の参加者等からの寄 付金の充実に努める。	B	●本会加盟団体における自己資金の調達 を支援するため、本会の特定公益増進法 人のメリットを生かした「免税募金事業(本 会加盟団体対象)」を実施した結果、以下 の額を取り扱った。 2013年度: 2,500,000円 2014年度: 5,080,000円 2015年度: 1,000,000円 2016年度: 0円	●「免税募金事業(本会加盟団体対象)」に ついては、2008年度の公益法人制度改革 により、本会加盟団体のほとんどが公益法 人に移行し、本会と同様の税制メリットを持 つ団体となったことから、近年その取扱い がほとんどない状況となっている。 ●「免税募金事業(本会加盟団体対象)」に ついては、近年その取扱いがほとんどない 状況となっているが、公益法人への移行を行 っていない団体からの申込みに備え、免 税募金事業は継続していくこととする。		

No.	大	中	小	具体的な施策	評価	取組の達成状況と成果	評価と今後の課題
						<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会自己財源の確保を目的に、主にホームページを活用し、広く一般および企業等からの寄付金を募集した結果、以下の寄付金を集めることができた。</li> </ul> <p>2013年度: 1,727,400,921円 (東京オリパラ招致寄付を含む) 2014年度: 11,100,000円 2015年度: 7,100,000円 2016年度: 14,035,217円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会館建替えなどに対する特定寄付金制度の創設および継続的な寄付金制度の拡充については検討に至らなかった。</li> <li>●「免税募金事業(本会加盟団体対象)」については、寄付金免税取扱いによる募金交付を行うことにより、加盟団体の財政確立の支援・協力に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会自己財源の確保を目的に行った寄付金募集事業については、国民スポーツ推進事業に賛同する企業からの寄付金の申し込みがあるなど、一定の成果を収めている。</li> <li>●公益法人として認定を受けているスポーツ団体に対する寄付金について、国立大学法人等と同じ指定寄付金として取り扱うことができるよう国に対し引き続き要望していく必要がある。</li> <li>●年々、ふるさと納税やクラウドファンディングといった新たな寄付の手法が広がりを見せている。スポーツ界においても、これらの手法を研究し、新たな寄付集めの手法を開発することにより、スポーツ立国の実現に寄与することが求められる。</li> </ul>
120				3) スポーツ振興資金財団との連携・強化	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会とスポーツ振興資金財団との間で、財界募金調達業務に関する委託契約を締結し、スポーツ振興資金財団の募金ノハウを最大限活用した財界募金活動を実施した。その結果、本会の国民スポーツ推進事業への充当財源を所期の目的どおり確保することができた。</li> </ul> <p>2013年度: 1,054,062,580円 (東京オリパラ招致寄付を含む) 2014年度: 229,215,892円 2015年度: 229,105,068円 2016年度: 228,220,500円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツ振興資金財団を通じた財界募金活動は40年以上継続して続けられており、財界における認知度も非常に高くなっている。今後もスポーツ振興資金財団を通じた募金活動を継続して実施していく必要がある。</li> <li>●スポーツ振興資金財団を通じた募金活動により、各種の取組を順調に推進することができているものの、スポーツ立国の実現に向けた新たな施策を展開していくためには、財界からのさらなる支援の充実が必要となる。スポーツ振興資金財団との連携を一層強化し、新たな業種・業界の開拓を行い、寄付金の増額を強く要請していく必要がある。</li> </ul>
(3) 収益事業の拡充							
121				各種教本等出版物の効果的・効率的な販売方法の改善・拡充を図るとともに、各種標章の商業利用など、新たな収益事業の開発等を行い自己財源の拡充を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保有標章保護内容の整理、拡充を行い権利の保全に努めた。協賛社間の連携を強化し、需品販売サイトでの協賛社開発商品の販売を導入する等、協賛社満足度の向上と販売手数料の増加に取り組んだ。</li> <li>●情報誌「Sports Japan」の定期買取・再販を2017年度から導入した。</li> <li>●再販売は収益増加に貢献している。継続購読の案内は、リピーターによる申し込みがあるため、一定程度の効果があるといえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会保有情報の効率的な運用による協賛事業への展開等、まだ取り組むべき内容が多い。</li> <li>●保有データを活用した協賛事業の展開等取り組める分野は多いが、業務量の増に対する人員・資金の検討も必要であり、具体的に取り組む段階に至っている。</li> <li>●よりわかりやすい、読みたくなる販促チラシの作成等により単発購入者に定期購読をしていただく等取り組む必要がある。</li> </ul>
(4) 各種事業収入の充実							
122				国民体育大会をはじめとする諸事業への参加者からの参加料(参加負担金)や共催・協力団体からの事業負担金のあり方について見直し・検討を行うとともに、公認スポーツ指導者、スポーツ少年団の登録料等の見直しとあわせ、総合型クラブの登録制度の新設について検討する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民体育大会では第73回大会からの参加料値上げを2017年度第2回国民体育大会委員会で決定した(少年: 1,500円→2,000円、成年: 2,000円→4,000円)。</li> <li>●日韓中ジュニア交流競技会では2017年度から参加者負担金(10,000円)を新たに導入した。</li> <li>●2015年度に総合型クラブの登録制度検討プロジェクトを設置し検討を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録料については既存のステークホルダーに対して説明できる材料と環境整備が必要であり、さらに検討する必要がある。</li> <li>●項目ごとに値上げするための環境、手順が異なるため、方法論については各業務プランに記載すること必要がある。</li> </ul>
(5) JASA スポーツ・アクティヴ・パートナー・プログラムの拡充							
123				基本プログラムおよび選択プログラムの充実、協賛社ごとのニーズに応じた特別協賛事業に取り組むことなどにより、第2期<平成25(2013)年4月から4年間>では既存のオフィシャルパートナー7社の継続協賛を確保しつつ、新たな協賛社3社の獲得を目指す。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オフィシャルパートナーは、1社減・4社増と目標どおり達成し、オフィシャルサプライヤーは、3社から6社へ倍増し、協賛金収入が増加した。</li> <li>●既存協賛社との間で新たな選択プログラムの締結が進んでおり、各パートナーとの関係も良好である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本会の協賛事業が始まってから最大数の協賛社を獲得している。</li> <li>●既存協賛社との間に入っていないため、協賛社が増えれば対応人員も増やすければサポートが薄まり協賛社の満足度が低くなるため、人員増等のサポート体制の充実を図る必要がある。</li> </ul>
4. 事業評価システムの導入							
(1) スポーツ白書(仮称)の作成							
124				事業評価システムの構築のため、諸事業の自己評価の指標や枠組みの構築およびエビデンスの蓄積を図り、それを総括的に取りまとめた本会のスポーツ白書(仮称)を定期的に作成する。	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>●具体的な検討に至っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白書の内容について具体的に検討する必要がある。</li> </ul>
(2) 事業評価システムの構築							
125				「スポーツ推進2013」で策定された方策に関して、事業計画の企画・立案、事業実施、事業評価、事業の改善を一連のプロセス(PDCAサイクル)で行うためには、特に事業評価の実施方法について検討するとともに、必要に応じて外部評価を実施するなど、事業改善・充実につながる評価システムを構築する。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2018年4月に企画部会内に事業評価システム構築作業班を設け、具体的方法の検討に着手した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2018年度からの実施に向けて作業を進めており、事業評価システムそのものが評価を受け、PDCAサイクルで改善され続ける必要がある。</li> </ul>

S: 初日の想定を上回る成果を上げた。

4 3.2%

A: 初日の想定どおり施策を実施し、目標を達成した。

13 10.4%

B: 施策を実行中あるいは実行に向けて具体的な準備作業に入っている段階であるが目標達成に至っていない。

71 56.8%

C: 実行に向けて検討している段階で、具体的な準備作業に入っていない。

17 13.6%

D: 実行に向けた検討も含め、未着手の状態。

20 16.0%

日本体育協会スポーツ推進方策2018 施策・所管委員会等一覧

No.	大	中	小	具体的な施策	3方針	新規・継続	所管委員会	
				1. スポーツ推進事業の展開 ○イベント事業 (1)国民体育大会の充実・活性化と大会を通じた競技力の向上 1)「国体ムーブメント」の積極的な展開 ①国民体育大会(以下「国体」という。)に関連する諸事業を通して、「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」で示した「21世紀の国体の目指す方向性(コンセプト)」について、多くの人々の理解と賛同が得られる運動として「国体ムーブメント」を積極的に展開する。 ②中央競技団体と連携して、国体開催地において、国体開催前後に各競技の全国規模の大会を開催する等、開催県等の実情に応じた取組を推進し、国体会場となる施設の有効利用を目指す。 ③加盟団体が行うアスリートの発掘・育成・強化を通じて、広く社会に貢献できる人材が育成されるよう支援する。 2)各競技会の実施規模等の適正化 競技会の充実・活性化を図るために、少年種別(ジュニア世代)の充実、女子種別の充実、選手兼任監督の解消、各競技参加人数の適正化、参加県数の適正化の観点から、各競技会の実施規模(参加人数等)について検討し、実施規模等の適正化を図る。 3)広報活動およびマーケティング活動の展開 ①スポーツ基本法の改正に準じた大会名称変更(本会案:国民スポーツ大会)への対応に伴い、大会の認知度が90%となるよう周知を図る。 ②SNS等を活用した積極的な情報発信、トップアスリート等によるPRイベントの開催を検討する等、広報活動の一層の充実を図ることにより、大会ブランド価値の向上を目指す。 ③国体協賛制度の充実、放映権の有効活用等、マーケティング活動を積極的に展開することにより、協賛金収入等が2017年度比増となることを目指す。 ④ユニフォーム規程を改定し、ユニフォーム協賛を導入することにより、都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体協」という。)等関係機関・団体における財源確保に貢献する。 4)冬季大会の安定的な開催に向けた取り組み ①日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)に対し「競技会開催支援事業」および「スポーツ施設等整備事業」の各助成事業の継続実施および拡充に向けた要請を行う等、開催県の経費負担軽減に取り組む。 ②冬季競技会を開催可能な施設を有している都道府県の協力を得て、開催県のローターショーン化の確立を図る等、安定的な開催(開催5年前までに開催依頼、3年前までに開催地が決定する状態)に向けて取り組む。 5)大会運営に係る開催地の負担軽減 ①国体協賛企業の拡充を図るとともに、本大会参加都道府県および正式競技実施団体の負担金等の導入について検討することにより、ブロック大会、本大会開催県の負担軽減を図る。 ②開催県の要望を踏まえ、県外開催を含めた既存施設の活用、施設基準の見直し等、大会運営の簡素・効率化に取り組む。 6)3巡目の開催にむけた国体の在り方についての検討 国体が2034年(予定)に3巡目開催を迎えるにあたり、2022年までにプロジェクトを設置し、情報収集と大会の在り方の見直しを行うことにより、国体の継続的、安定的な開催を実現する。 7)ドーピング検査の実施 国体においてドーピング検査を実施することにより、国体に参加する選手、指導者、スタッフおよびジュニア世代の競技者に対するアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動を推進し、国内のアンチ・ドーピング活動の拡充に資することを目指す。 8)アスリートの発掘・育成・強化 都道府県体協や中央競技団体等が行う将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を、スポーツ庁、JOC、日本パラリンピック委員会、JSC等と連携・協力して支援し、国体を通じたジュニアアスリートの競技力の向上を図るとともに、障がいの有無に依らず、全てのジュニアアスリートに自分の可能性に挑戦する機会を提供する。 9)その他 国体参加申込システムを改修し、公認スポーツ指導者管理システムとの連携を図る等により、都道府県競技団体の国体に向けた諸活動を支援する。	誰も	継続	国民体育大会委員会	
1								
2								
3								
4							・国民体育大会委員会 ・女性スポーツ委員会	
5								
6							・国民体育大会委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会	
7							・国民体育大会委員会 ・総合企画委員会(財務部会) ・広報・スポーツ情報専門委員会	
8							・国民体育大会委員会 ・総合企画委員会(財務部会)	
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
				(2)日本スポーツマスターズの充実			
				1)参加したくなる大会に向けた取組			
17				参加する人(選手、監督等)に、参加に価値を感じてもらえるよう、スポーツができるよろこびや参加者同士の互いのフェアプレーへの感謝を実感できるような仕掛けづくり等に取り組む。また、この取り組みを効率的・効果的に進めるため、本会および関係者(開催地、実施競技団体等)が持つ媒体(機関紙やSNS等)を通じ、積極的な情報提供・共有を図るとともに、参加者ニーズ等の情報収集、大会参加に関する満足度調査等を継続的に行う。	一	新規	日本スポーツマスターズ委員会
18				2)開催したくなる大会に向けた取組			
				開催する人(開催地、競技団体等)に、開催に価値を感じてもらえるよう、参加者等からの感謝や評価が実感できるような仕掛けづくり等に取り組む。また、この取り組みを効率的・効果的に進めるため、開催地が、開催準備・運営をスムースに行えるよう業務内容をマニュアル化し、事務手続きを簡素化するとともに、開催地における開催後のレガシー創出に向け、開催地の特徴と過去大会の実績を踏まえた提案を行う。	一	新規	日本スポーツマスターズ委員会
19				3)応援したくなる大会に向けた取組			
				応援する人(家族、友人、企業、ボランティア等)が大会に愛着を感じ、さらに応援したくなるような仕掛けづくり等に取り組む。また、この取り組みを効率的・効果的に進めるため、参加者・開催者を応援することに価値を感じてもらえるよう、参加同行者(家族等)のニーズ調査等を行う。	一	新規	日本スポーツマスターズ委員会
20				4)マスター・ミッションの共有			
				日本スポーツマスターズに関わる全ての人が、ミッションを理解し、尊重し、表現することが重要であることから、早期に共有方法を探り実践する。	一	新規	日本スポーツマスターズ委員会
				(3)スポーツによる国際交流・協力の推進			
				1)日独スポーツ少年団同時交流の充実			
21				①民泊、ディスカッション、スポーツ交流活動の充実等、交流プログラムについて見直しを図るための協議を行うことで、1974年以来、44回の実績ある交流を更に実りのあるものとする。	連携	継続	日本スポーツ少年団
22				②本交流をきっかけとして、各地域(パートナー)が主体的に国際交流に取り組むことができるよう、既に地域交流を実施している事例を取りまとめるとともに本会が有するノウハウや情報を提供する等、全国各地での交流の促進に向けた取組を行う。	連携	継続	日本スポーツ少年団
23				2)韓国および中国とのスポーツ交流の充実			
				①2016年9月に開催された日中韓スポーツ大臣会合において、東アジア地域の平和共存のために努力することを目的に取り交わされた「平昌宣言」に基づき、大韓体育会および中華全国体育総会との3者による担当者会議を定例化し、目的達成に向けた連携・協働を促進する。	連携	新規	国際交流専門委員会
24				②現状の小・中学生を対象とした2国間交流を充実・発展させ3カ国交流の実施を目指す。	誰も連携	新規	国際交流専門委員会
25				③現行の各種交流において、フェアプレーを体感しながら学ぶことができるようなワークショップを導入する等、平和と友好の実現について学ぶ機会を創出するとともに、多様性や異文化に対する理解を深めることを狙いとするプログラムを提供して、交流のさらなる充実を図る。	一	新規	国際交流専門委員会
26				3)日・韓・中ジュニア交流競技会の充実			
				①本交流競技会の参加者が競技のみならず多方面において国際的に活躍できるようになること、さらに日本・韓国・中国の3カ国における友好・親善の担い手となることを目指し、本交流競技会の開催趣旨について、大韓体育会および中華全国体育総会と協議するとともに、内容の充実・発展を図る。	連携	新規	国際交流専門委員会
27				②フェアプレーを体感しながら学ぶことができるワークショップを導入する等、多様性や異文化に対する理解を深めることを狙いとするプログラムを提供して、交流のさらなる充実を図る。	一	新規	国際交流専門委員会
28				③本交流競技会を持続可能なものとするため、交流先や開催地の事情も踏まえながら、実施競技や競技数、参加者数を見直す。	連携	継続	国際交流専門委員会
29				4)加盟団体等のスポーツによる国際交流の促進			
				①本会が提唱する国際交流・協力の趣旨を地域レベルに浸透させ、全国各地での継続的な事業実施を促進する。	連携	継続	国際交流専門委員会
30				②都道府県体協とその加盟団体が実施する国際交流・協力事業の実態を把握し、事例を取りまとめるとともに、本会が有するノウハウや情報を都道府県体協へ提供する。	連携	新規	国際交流専門委員会
31				③都道府県体協が実施する韓国・中国・ロシアとの交流に対して財政的な支援を行い、地域間での国際交流・協力の促進に努める。	連携	新規	国際交流専門委員会
32				④都道府県体協のスポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)への参画を促進することにより、関係団体との連携・協力を密にし、積極的に国際交流・協力ができる環境を整備する。	連携	新規	国際交流専門委員会
33				5)ASEAN諸国におけるスポーツを通じた国際協力			
				①アジア全域のスポーツ環境の整備と充実・発展に資することを目指し、ASEAN諸国における生涯スポーツの基盤づくりに協力する。	連携	新規	国際交流専門委員会
34				②「生涯スポーツの基盤づくり」の支援・協力を計画的・段階的に推進するため、各国のスポーツ振興体制やマスタートップラン、さらにはスポーツ振興における課題を把握するための調査を実施する。	連携	新規	国際交流専門委員会

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
35				③調査結果をもとに対象国と意見交換を行い、ニーズに応じて本会が有する生涯スポーツ推進のノウハウやコンテンツを提供する。	連携	新規	国際交流専門委員会
36				6)スポーツ関連機関・団体との関係強化 ①本会諸事業との相乗効果が期待される機関・団体との関係を強化することにより、諸外国における本会の存在感を高めることを目指す。	連携	新規	国際交流専門委員会
37				②国内および海外のスポーツに関連する機関や団体、学校、企業等と連携・協力を深めることにより、国際的な情報の収集や人材交流を行うことができる体制を整備する。	連携	継続	国際交流専門委員会
38				③情報収集および参加者との関係構築を図るため、本会諸事業との関連性が高い国際会議等に参加する。	一	新規	国際交流専門委員会
39				④国際スポーツ・フォー・オール協議会(TAFISA)と連携し、日本スポーツ・フォー・オール協議会(TAFISA-JAPAN)として、「スポーツ・フォー・オール」の更なる普及を促進する。また、第26回TAFISAワールドコングレス2019東京を開催し、その中で、世界共通の課題はもとより、「超高齢・少子化」等、我が国が諸外国に先駆けて直面する課題に対するスポーツを通じた解決方法を検討する。	連携	新規	国際交流専門委員会
40				7)国際総合スポーツ大会への協力 東京2020大会およびワールドマスターズゲームズ2021関西の各組織委員会への本会役員の派遣や開催機運醸成をはじめとする様々な取組に協力することにより、大会の成功に貢献する。	連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
41				(4)神宮外苑地区スポーツクラスター連携促進のための取組 1)スポーツ資源を活用した連携イベントの開催 新会館に隣接するJSC、日本青年館、外苑ハウスとの情報共有を積極的に行う。また、近隣住民等を対象に、スポーツを楽しみ、スポーツに親しむための参加・体験型イベントを開催する。	連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
	○クラブ事業／エリア事業						
42				(1)スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの在り方 1)スポーツ少年団および総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の指導者を学校運動部活動指導員として中学校運動部活動に派遣するための環境を整備する。	連携	新規	・日本スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ育成専門委員会
43				2)子どもたちのスポーツ活動を行う場の選択肢の多様性を確保し、各々のスポーツをする目的・志向・嗜好等に合わせた活動に取り組むことができる環境を整備する。	多様連携	新規	・日本スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ育成専門委員会
44				3)スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、中学校運動部活動の三者それぞれが抱える課題について、地域における三者の役割分担を明確にし、それぞれの強みを生かした相互補完関係を構築すること等により、子どもの目的・志向・嗜好等に応じたスポーツ享受が可能となる新たな地域スポーツ体制の検討に向けて連携・協働を図る。	多様連携	新規	・日本スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ育成専門委員会
	(2)スポーツ少年団の育成						
45				1)理念の継承と意識の改革 ①日本スポーツ少年団をはじめ都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、単位スポーツ少年団(以下「単位団」という。)は、各種研修会の実施、Eメールや映像・インターネット等の各種媒体の活用を通して、指導者はもとより全てのスポーツ少年団関係者へ理念の普及・浸透を促進する。	一	新規	日本スポーツ少年団
46				②日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団(都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団の総称)は、単位団への会則・規約等の整備、適切な会計処理や広報活動の充実に必要な各種情報提供等を通して、単位団が地域に開かれ、認められる地域のスポーツクラブ(地域スポーツクラブ)として充実することを促進する。また、単位団において団の運営に携わる者に対する本会公認スポーツ指導者資格(マネジメント資格等)の取得を奨励する等、地域スポーツクラブとして求められるマネジメント能力の向上を促す。	一	新規	日本スポーツ少年団
47				③日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、全国スポーツ少年団活動(全国一斉活動)等の社会貢献活動(地域活動)への積極的な参加の奨励や事例紹介を通して、スポーツ少年団関係者はもちろん、地域住民のスポーツ少年団活動に対する意識の改革を促す。	連携	新規	日本スポーツ少年団
48				④手軽に自らスポーツを行う場を設定できるというスポーツ少年団の特徴を活かしつつ、総合型クラブとの協力・連携の方法を模索し、地域のスポーツクラブ(地域スポーツクラブ)として望ましいスポーツの受け皿の在り方を検討する。	連携	継続	日本スポーツ少年団
49				2)制度の改革 ①スポーツ少年団登録規程の見直し(登録対象者、登録料、登録区分等)を通して、幼児や高齢者を含むより多くの地域住民が、それぞれの年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、スポーツ少年団において活動しやすい環境を整備する。	誰も	新規	日本スポーツ少年団
50				②スポーツ少年団登録規程の見直し(登録対象者、登録料、登録区分等)を通して、育成母集団をはじめとするスポーツ少年団に携わる人々の登録を促し、より多くの地域住民が主体的にスポーツ少年団活動に関与することを促進する。	誰も	新規	日本スポーツ少年団
51				③日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、20～30代や女性を積極的に登用・活用する等の取組を通して、組織の活性化を促進する。	誰も	新規	・日本スポーツ少年団 ・女性スポーツ委員会
52				④日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、有資格指導者に対し効果的で効率的な研修を導入する等の取組を通して、暴力やハラスメント等あらゆる反倫理的行為を排除した指導を浸透させる。	誰も	新規	・日本スポーツ少年団 ・倫理委員会

No.	大	中	小	具体的な施策	3方針	新規・継続	所管委員会	
53				⑤スポーツ少年団指導者制度の見直しと併せて、リーダーの役割、望ましいリーダー育成像を整理し、日本スポーツ少年団リーダー制度（リーダー資格取得のためのスクーリング開催方法を含む）を見直すことにより、リーダー育成活動の活性化を促進する。	多様	新規	日本スポーツ少年団	
54				3) 活動内容の改革 ①日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、ACPに關わる講習会や研修会等の実施・充実を推進し、幼児期からの遊びを通じた運動プログラムを提供することの重要性をスポーツ少年団組織内外に周知を図るとともに、各地域において幼児受入の際のポイントや指導技術を示すことができる人材を育成する。また、関係機関等との連携・強化を通して、放課後子供教室等での実践事例等の情報収集やその紹介することにより、育成母集団やリーダーへの普及と活動現場での遊びの先導役（プレーリーダー）としての活用を促進する。 なお、講師講習会を通じて150人／年×6年間：900名の講師を養成し、2市区町村に1名を目安に配置する。	誰も	新規	日本スポーツ少年団	
55				②日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、複数の単位団による交流事例【種目の多様性】や1つの単位団の中で多くの年代が関わる活動事例【世代や年齢の多様性】の紹介、ACPの普及等【運動・競技レベルの多様性】を通して、スポーツ少年団には多様な活動・組織形態があることをスポーツ少年団組織内外に周知を図るとともに、スポーツ享受の多様化を促す。	多様	新規	日本スポーツ少年団	
56				③日本スポーツ少年団をはじめ各級スポーツ少年団は、育成母集団を対象としたACPの普及や暴力行為防止等に関する研修、各種サポートの実施を通して、スポーツ少年団への理解を深めもらうことにより、育成母集団による様々な支援活動の充実はもとより、育成母集団のメンバー自身がスポーツを楽しむ機会の充実を図る。	誰も	新規	・日本スポーツ少年団 ・倫理委員会	
57				④スポーツ少年団登録規程の見直し（登録対象者、登録料、登録区分等）を通して、育成母集団をはじめとするスポーツ少年団に関わる人々の登録を促し、より多くの地域住民が主体的にスポーツ少年団活動に関与することを促進する。さらに、ACPの普及等を通して、現在はスポーツ少年団の活動を「ささえ」という関わり方が主となっている指導者や育成母集団のメンバーが自らもスポーツをする機会を増加させることにより、スポーツ少年団関係者がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。	誰も	新規	日本スポーツ少年団	
				(3) 地域スポーツクラブの育成・支援				
				1) クラブ運営に係る支援体制の整備				
58				①総合型クラブ登録制度の創設 ・都道府県体協および国と連携し、本会組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「SC全国ネットワーク」という。）を基盤とした総合型クラブ登録制度を2021年度までに創設する。 ・総合型クラブ登録制度の創設に向けた取組に合わせて、2022年度までに企業協賛制度の導入に向けた具体的な検討を行う。 ・総合型クラブ登録制度を通じて、SC全国ネットワークの組織と活動の充実、活性化を図るとともに、登録した総合型クラブ（以下「登録クラブ」という。）の質的な充実に向けて、PDCAサイクルにより運営の改善等を図る登録クラブを2021年度までに登録クラブ全体の70%となるよう必要な取組を推進することにより、登録クラブが持続可能な「社会的な仕組み」として定着することを促進する。	誰も	継続	・地域スポーツクラブ育成専門委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会	
59				②中間支援組織の整備 ・都道府県体協、国と連携し、第2期スポーツ基本計画に記載のある「中間支援組織」を、地方公共団体（都道府県）の支援を受けた都道府県体協が主体となり、SC全国ネットワークに加入する都道府県総合型クラブ連絡協議会と連携した組織形態により、2021年度までに47都道府県に整備する。 ・中間支援組織は、各都道府県内で活動あるいは今後創設される地域スポーツクラブが①による総合型クラブ登録制度に参画できるような環境を整備するとともに、登録クラブがPDCAサイクルにより運営の改善等を図れるよう必要な支援を行う。併せて登録クラブによる地域課題解決に向けた取組を推進する事業を行うことにより、総合型クラブの質的な充実および自立的な運営を促進する。 ・都道府県体協に対して、クラブアドバイザーの資質向上を図るための支援等を行う。	連携	新規	地域スポーツクラブ育成専門委員会	
60				③関係機関・団体との連携体制の構築 ・①による総合型クラブ登録制度とスポーツ少年団登録制度との統合手続き等具体的な方法について、2022年度までには検討を開始することにより、登録クラブとスポーツ少年団の連携促進を図る。 ・全国スポーツ推進委員連合、日本障がい者スポーツ協会や日本経済団体連合会等との間で、2022年度までに連携体制を明確にするための協議を行うことにより、都道府県・市区町村・地域レベルにおいても、登録クラブが当該機関・団体の地方組織と連携・協働が促進される環境を整備する。 ・国（中央省庁）に対し、当該省庁の施策に総合型クラブの位置づけが明記されるよう働きかけを行うとともに、国およびJSCに対して総合型クラブに関する助成制度等、必要な支援を講ずるよう働きかけを行う。	連携	継続	地域スポーツクラブ育成専門委員会	

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
61				④法人格取得に係る支援 ・登録クラブの法人格取得を促進するため、都道府県体協に対して必要な情報提供を行うことにより、2022年度までに登録クラブの過半数が法人格を取得できるよう支援する。	一	継続	・地域スポーツクラブ育成専門委員会 ・総合企画委員会(企画部会)
62				⑤情報収集・提供体制の整備 ・登録クラブが求める情報を把握するとともに、先進的事例を収集したうえで、都道府県体協および登録クラブに対して必要な情報提供を行う。 ・本施策に掲げる他の項目による取組で得られたクラブ運営に役立つ情報および登録クラブによる広報活動を効果的・効率的に使うための支援に資する情報を都道府県体協および登録クラブに対して提供する。	一	継続	地域スポーツクラブ育成専門委員会
				2)クラブ運営を担う人材の強化			
63				①クラブマネジメント人材の発掘・育成 ・総合型クラブの経営資源を適切に確保し、円滑に活用するために必要なマネジメント能力や「公益的な活動」に関する見識を有する人材を発掘・育成することにより、2022年度までに登録クラブの過半数において、本会公認マネジメント資格を有する人材が配置されている状況とする。 ・2021年度までにSC全国ネットワーク内に女性部会を設置し、設置後10年までの間に各都道府県代表委員の3割以上が女性となるよう必要な取組を行う。	誰も	新規	・地域スポーツクラブ育成専門委員会 ・女性スポーツ委員会
64				②次世代を担う人材育成に向けた体制整備 ・2022年度までに、本会公認アシスタントマネジャー講習・試験免除適応コース実施校を75校(2017年度は67校)とすることにより、次世代を担う人材の育成を推進し、持続可能な総合型クラブの活動基盤を整備する。 ・2022年度までに登録クラブから日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格取得者が累計100名となる状況とすることにより、登録クラブとスポーツ少年団の理念等の共有を促進し、両組織の地域内での有機的な連携と、連携によるクラブ運営の強化を図る。	連携	新規	・地域スポーツクラブ育成専門委員会 ・指導者育成専門委員会
				3)活動施設の確保			
65				①学校施設開放の拡充 ・2022年度までに学校施設開放の促進を図るために法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。	一	継続	地域スポーツクラブ育成専門委員会
66				②公共スポーツ施設の拡充 ・2022年度までに公共スポーツ施設の拡充を図るために法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブが安定的に活動施設を確保できる環境を創出する。	一	継続	地域スポーツクラブ育成専門委員会
67				③クラブハウスの設置促進 ・2022年度までに①・②と連動したクラブハウスの設置促進に必要な法整備を国に働きかけ、実現させることにより、登録クラブの持続可能な活動基盤の整備を支援する。	一	継続	地域スポーツクラブ育成専門委員会
				4)広報活動の充実			
68				①社会的認知度の向上 ・国と連携し、登録クラブの広報活動を推進すること等を通じて、総合型クラブの社会的認知度向上を図る。	一	新規	地域スポーツクラブ育成専門委員会
69				5)総合型クラブを対象とした全国的なイベントの創設 2022年までに、登録クラブが一堂に会し、交流することができる全国的なイベントの企画立案を行うことにより、登録クラブの会員確保が促進される環境を創出する。	一	継続	地域スポーツクラブ育成専門委員会
				○ソフトインフラ事業			
				(1)「ささえる」スポーツの推進			
				1)スポーツボランティアの活動支援			
70				①スポーツボランティア団体と連携し、国体・日本スポーツマスターズ等の全国的なスポーツイベントや本会の情報資源・ネットワークを活用した施策を検討・実施することにより、スポーツボランティア活動の活発化と質的向上を図る。	誰も 多様	新規	総合企画委員会(企画部会)
71				②スポーツボランティア団体と連携し、東京2020大会およびワールドマスターズゲームズ2021関西で活躍が期待されるスポーツボランティアに対して情報提供を行うことにより、大会後も継続して活動できるよう支援する。	誰も 多様 連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
72				③本会加盟団体と連携し、スポーツボランティアに関する情報共有を図ることにより、各競技団体が主催する大会でのイベントボランティアや各団体の運営スタッフ等、日常的にスポーツボランティア活動が実施できる環境を創出する。	誰も 多様 連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
				(2)女性スポーツの活動環境の充実・改善			
				1)事業横断的な活動方針の策定			
73				①国体女子種別の充実、スポーツ少年団女子団員・女性指導者の活動環境改善、女性の公認スポーツ指導者の拡充等、各事業の取組に関する計画および進捗状況を確認するとともに、それぞれの課題を把握し、事業横断的な活動方針を策定する。	誰も	新規	女性スポーツ委員会
74				②また、「女性スポーツ」に関する国際的な動向を把握するために必要な情報を収集し、具体的な方策の検討に役立てる。	誰も 多様	新規	女性スポーツ委員会

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
75				2)スポーツ庁等関係団体が取り組んでいる事業との連携・協力 ①スポーツ庁が設置した「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」等、関係団体が取り組んでいる事業と連携し、日本スポーツ界としての女性のスポーツ参加(参画)を促進するための方策に協力する。 ②また、「女性スポーツ」に関する国際的な動向を把握するために必要な情報を収集し、具体的方策の検討に役立てる。	連携	新規	女性スポーツ委員会
76				3)加盟団体・指導者等への情報提供 加盟団体等スポーツ団体における女性登用の促進や女性スポーツ指導者の拡充を図る上で必要な情報を、ホームページや指導者向け研修等を活用し、積極的に発信する。	誰も	新規	女性スポーツ委員会
77				(3)学校スポーツとの連携・協力 1)中学・高等学校運動部活動との連携・協力 ①プレーヤーが安心して活動できるよう、指導現場に立つすべての指導者が、指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で習得することができる「スタートコーチ」資格を創設する。 ②公認スポーツ指導者の学校運動部活動における外部指導者としての活動を拡充すべく人材派遣会社と業務提携を進め、「指導者マッチングシステム」を構築し、公認スポーツ指導者の派遣を全国展開できる環境を整備する。 ③学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等について、公認スポーツ指導者資格の保有増加を推進する。 ④総合型クラブに所属する指導者の学校運動部活動指導員としての派遣を奨励する等、総合型クラブが学校運動部活動の持続可能性に貢献する機運を醸成する。 ⑤全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟等の学校関係団体と連携し、協力体制の確立を図ることで、それぞれが主催する総合スポーツ大会の安定的開催、学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等における公認スポーツ指導者資格取得の促進、学校運動部活動における公認スポーツ指導者の活用、体罰等の不適切な指導の根絶等、持続可能な学校運動部活動の実現を図る。	誰も	新規	指導者育成専門委員会
78					一	継続	指導者育成専門委員会
79					一	新規	指導者育成専門委員会
80					一	新規	指導者育成専門委員会
81					一	新規	地域スポーツクラブ育成専門委員会
82					連携	継続	・倫理委員会 ・国民体育大会委員会 ・指導者育成専門委員会
83				2)大学スポーツ発展への協力 ①大学および学生競技連盟等を中心とした大学横断的かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA)の創設に協力する。	一	新規	総合企画委員会(企画部会)
84				②本会の資源である公認スポーツ指導者や地域スポーツのネットワーク等を活用し、創設された日本版NCAAの活動に協力する。	一	新規	総合企画委員会(企画部会)
				(4)スポーツ指導者の育成の充実と活用の促進			
85				1)公認スポーツ指導者の増加 ①登録者数を現在の177,510名から200,000名に増加させる。(スポーツ指導基礎資格を除く)	一	新規	指導者育成専門委員会
86				②女性アスリートの活動支援等、多様化するニーズに対応するため、女性や20代の指導者および指導者を目指している者に対し資格取得を促進する。なお、女性指導者を現在の37,620名から42,000名に、20代指導者を18,028名から21,000名にすることを目指す。	多様	継続	・指導者育成専門委員会 ・女性スポーツ委員会
87				③本会に加盟しているすべての中央競技団体が公認スポーツ指導者を養成するよう働きかける	連携	新規	指導者育成専門委員会
88				④プレーヤーが安心して活動できるよう、指導現場に立つすべての指導者が資格を有することを目指し、指導者として最低限身に付けておくべき知識を短期間で習得することができる「スタートコーチ」資格を創設する。(再掲)	誰も	新規	指導者育成専門委員会
89				⑤国内外のスポーツ界の動向や国民のニーズに合わせた新たな資格の必要性について検討する。	多様	新規	指導者育成専門委員会
90				⑥講習・試験免除適応コースの承認校の増加とあわせ、中央競技団体および大学等との連携のもと、免除適応コース専門科目コース(競技)を現在の12コースから17コースに増設する。	連携	新規	指導者育成専門委員会
				⑦大学等との連携による共通科目養成講習会の実施について検討する。	連携	継続	指導者育成専門委員会
91				2)公認スポーツ指導者の質の向上 ①スポーツ指導現場における暴力行為根絶の実現に向け、公認スポーツ指導者の養成講習会カリキュラムや研修会テーマとしてスポーツの本質的な意義や価値、フェアプレー精神、倫理等の内容をこれまで以上に取り入れ、公認スポーツ指導者の質の向上に向けた取組を推進する。	一	継続	・指導者育成専門委員会 ・倫理委員会
92				②公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、共通科目カリキュラムについて、指導者育成の基準カリキュラムとなるグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を導入し、学び続ける環境を整備する。	一	新規	指導者育成専門委員会
93				③スポーツの価値を高め、未来へ継承するべく、公認スポーツ指導者の自己研鑽と資質向上を促進するため、加盟団体や全国スポーツ指導者連絡会議と連携し、公認スポーツ指導者のための研修内容を充実させ、その活動を支える。	連携	継続	指導者育成専門委員会
94				④資格更新のための研修会を多様化する等、公認スポーツ指導者が参加しやすい環境を整備するとともに、指導活動の際に活用できる情報を提供するため、積極的な参加を促進し、研修会受講率を現在の83%から90%にする。	誰も	新規	指導者育成専門委員会
95				⑤公認スポーツ指導者の質の向上の一環として、登録システムで提供している「指導者マイページ」のコンテンツを充実させ魅力ある新規コンテンツを作成する。また、指導者マイページ保有率を現在の75.1%から80%を目指す。	一	継続	指導者育成専門委員会
				3)公認スポーツ指導者の活躍の機会拡大			

No.	大	中	小	具体的な施策	3方針	新規・継続	所管委員会
81 再掲				①公認スポーツ指導者の学校運動部活動における外部指導者としての活動を拡充すべく人材派遣会社と業務提携を進め、「指導者マッチングシステム」を構築し、公認スポーツ指導者の派遣を全国展開できる環境を整備する。(再掲)	一	継続	・指導者育成専門委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会
96				②各種国際大会や国内での中央競技団体主催大会に参加する、監督・チームスタッフへの公認スポーツ指導者資格の義務付けについて、JOCおよび中央競技団体等と連携して積極的に推進する。	連携	継続	指導者育成専門委員会
97				③スポーツをする人が安心して活動する機会を提供するため、スポーツ指導に携わるすべての人が公認スポーツ指導者資格を保有し、常に学び続ける環境を整備する。	一	新規	指導者育成専門委員会
98				④JOCが実施する、国際競技力向上のために各競技のトップコーチ・スタッフの資質向上を目的とするナショナルコーチアカデミーと公認スポーツ指導者制度の連携の充実を図る。	連携	新規	指導者育成専門委員会
82 再掲				⑤学校運動部活動に関わる教員や外部指導員等について、公認スポーツ指導者資格の保有増加を推進する。(再掲)	一	新規	指導者育成専門委員会
99				⑥公認スポーツ指導者登録データを活用し、公認スポーツ指導者のニーズを把握し、そのニーズに基づき関係する領域に携わる機関・団体等に対し、公認スポーツ指導者の積極的な導入を働きかける。	多様	新規	指導者育成専門委員会
				(5)スポーツ医・科学研究の推進			
				1)スポーツ文化の豊かな享受に資するエビデンスの蓄積・活用			
100				①研究成果を蓄積・公開するためのデータベースを構築し、効果的に発信するための成果物の質的向上および活用サイクルの整備を図る。	一	継続	スポーツ医・科学専門委員会
101				②本会のシンクタンク機能の強化に向けてスポーツ白書(仮称)の作成を視野に入れた資料収集を行い、各委員会との連携を密にして本格的着手に向けた検討を開始する。	一	継続	スポーツ医・科学専門委員会
				2)スポーツの多様性および社会的価値の維持・向上に資する研究プロジェクトの推進			
102				①LGBT等の性的少数者への配慮あるスポーツ空間を整備するため、実態調査に基づく課題抽出と対策の分析を行い、啓発を図る。	誰も	継続	スポーツ医・科学専門委員会
103				②スポーツにおける「環境」や「インテグリティ」等に関する研究を推進し、本会に対してスポーツの持続可能性の向上に資する成果を提供する。	多様	継続	スポーツ医・科学専門委員会
				3)多様なスポーツ需要に対応可能な指導者の資質向上に資する研究プロジェクトの充実			
104				①子どもたちの身体活動の習慣化を促すアクティブ・チャイルド・プログラム(以下「ACP」という)の普及・啓発を図るため、教育・啓発資料および講習会の内容を充実させる。	誰も	継続	スポーツ医・科学専門委員会
105				②高齢者の多種多様な運動・スポーツの習慣化の定着を促し、生活の質(QoL)の向上や健康維持・増進を目指す「健幸華齢(サクセスフル・エイジング)」プログラムに関する教育・啓発資料を作成する。	誰も	継続	スポーツ医・科学専門委員会
106				③子どものメンタルヘルス問題の予防および改善を目的とする介入研究ならびに普及・啓発活動を行い、運動・スポーツ実践のメンタルヘルスへの有効性およびその波及効果について検証する。また、その成果をACPや高齢者の健幸華齢プログラム等に反映させる。	一	継続	スポーツ医・科学専門委員会
107				④猛暑日や真夏日が増加傾向にある環境の変化に対応すべく、重篤な、あるいは頻発する事故事例を検証し、熱中症予防に関する教育・啓発資料を充実させ、効果的に継続的な普及・啓発を図る。	一	継続	スポーツ医・科学専門委員会
				4)本会加盟団体等との連携による研究プロジェクトの推進			
108				①中央競技団体と連携し、発達段階や個人特性を考慮しつつ、組織的・計画的にトップレベル競技者へと育成する競技者育成モデルを策定するための基礎資料を提示する。	連携	継続	スポーツ医・科学専門委員会
109				②都道府県体協と連携し、国体選手に対する医・科学サポートのあり方について提示する。特に、各都道府県におけるジュニア期からの選手育成システムの整備を図るために基礎資料の作成や、女子アスリートの諸問題に対応するためのサポートシステムの構築を目指す。	誰も	継続	・スポーツ医・科学専門委員会 ・女性スポーツ委員会
110				③日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という)、日本薬剤師会、都道府県体協および中央競技団体や教育機関と連携し、アンチ・ドーピングに関する教育プログラムを推進するとともに、都道府県体協における教育・啓発の支援等を継続的に行う。	連携	継続	・アンチ・ドーピング委員会 ・国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学専門委員会
111				④中央競技団体、国立スポーツ科学センター(以下「JISS」という)およびスポーツ安全協会等と連携し、スポーツ現場における外傷・障害の発生状況に関する実態調査を行い、競技種目別の予防プログラムの作成や、効果検証、情報提供等を継続的に行う。	連携	継続	・アンチ・ドーピング委員会 ・国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学専門委員会
				5)スポーツ関連研究機関等との連携・協働の推進			
112				①JISSとの共同研究として実施している「東京オリンピック記念体力測定」の成果を踏まえ、青年期のスポーツ活動で培われたライフスタイルや健康・体力の持ち越し効果等についての総括的な検証・分析を行い、その研究成果を東京2020大会の機会に公開する。	連携	継続	スポーツ医・科学専門委員会
113				②諸外国の体育・スポーツ科学研究機関・団体と連携し、幼児期を含む幅広い年齢層で国際比較研究を行い、体力や運動・生活習慣の向上に資する基礎資料を提示する。	連携	新規	スポーツ医・科学専門委員会
114				③日本体育学会等学術団体と積極的に情報交換を行う。	連携	新規	スポーツ医・科学専門委員会
115				④笹川スポーツ財団、健康・体力づくり事業財団等の体育・スポーツ関連研究団体とのコンソーシアム構築を視野に入れた情報交換を継続する。	連携	継続	スポーツ医・科学専門委員会

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
				(6)スポーツ情報システムの整備・拡充			
				1)事業毎に区分けされた情報の一元化			
116				本会が保有し、事業毎(公認スポーツ指導者、スポーツ少年団、競技者エントリー履歴)に分けて管理している情報を一元化し、本会のステークホルダーに関する情報を統合するとともに、これらの情報を情報システムの利用者等との間で双方向管理できる環境を整え、情報の確度が高く使いやすいシステムの構築を目指す。	連携	継続	・国民体育大会委員会 ・日本スポーツ少年団 ・日本スポーツマスターズ委員会 ・指導者育成専門委員会 ・広報・スポーツ情報専門委員会
117				2)情報システムにおける一層のセキュリティ保護への対応		一 新規	広報・スポーツ情報専門委員会
118				情報システムの利用者等との間で双方向管理できる環境を構築し、オープンなネットワークとして活用するため、情報セキュリティのシステム上の堅牢性を担保することはもとより、認証システムの信頼性を確保し、ユーザーの啓発・教育活動の充実を図る。	一	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
				3)情報システム分野における人材育成及び将来像の検討			
				本会およびスポーツ界全体で活用できる情報システムの構築について、本会の業務内容およびスポーツ界の動向を把握し、専門的な知識を有した人材が必要不可欠であることから、外部人材の活用はもとより内部での人材教育をより一層充実させる。	一	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
				(7)広報活動の推進			
				1)本会名称変更の周知および本会ブランド価値の向上			
119				①2018年4月1日に日本体育協会を日本スポーツ協会に名称変更することに関連して、新たにコーポレートメッセージ、コーポレートカラー、日本スポーツ協会ロゴを作成し、名称変更とその趣旨の周知を図る。	誰も多様連携	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
120				②本会や本会の行う各種取組の社会的意義について、スポーツ関係者はもとより広く一般に周知を図り、本会ブランド価値の向上を目指す。	誰も多様連携	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
121				本会名称の認知度をさらに引き上げるとともに、本会がどのような事業を行っているかについてもさらに周知を図る。	誰も多様	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
122				2)情報発信ツールの整理・充実			
				①ホームページのコンテンツを充実し本会の情報発信を推進するとともに、スポーツ全般に関する情報の集積地(ポータルサイト)化を進めることにより、広く国民に対し、スポーツの価値や本会が目指す方向性をわかりやすく提示し、本会の理解者、賛同者の拡大を目指す。	誰も多様連携	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
123				②SNSによるタイムリーな情報提供の拡充等内容やタイミングに応じた各種ツールの活用を検討し、ホームページ以外のツールを各事業で導入・展開する。	誰も多様	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
124				③動画共有サイト「You Tube」の本会専門チャンネルを活用して、本会が実施する諸事業の様子を公開し、本会の理解者、賛同者の拡大を目指す。	誰も多様	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
125				3)情報誌の充実			
				①総合情報誌「Sports Japan」による情報提供を通じて、スポーツ指導者をはじめとするスポーツ関係者および団体等の資質の向上や組織の充実・発展および連携・協働に寄与できるよう、内容をより一層充実し、読者アンケートから高い満足度を得られるよう取り組む。	誰も多様連携	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
126				②ホームページや指導者マイページ等各種システムとの連動性を高める取組を検討する。	一	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
127				4)各種パンフレット等の充実			
				①対象者を明確に定め、情報を適切に提供する手法や技術をさらに研究し、情報の内容に応じた情報発信ツールと発信方法について充実を図る。特に、デジタル媒体にて本会の概要等をわかりやすく幅広く展開できるよう検討を進める。	多様	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
128				②英語版の本会紹介パンフレットを作成するとともに、日本語版で本会の概要を記した簡易版リーフレットの作成を行う。	誰も	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
129				5)記者クラブとの連携			
				記者クラブとの連携を図り、定期的な記者発表や積極的なプレスリリースを実施し、マスメディアを用いた効率的な情報発信を推進する。内容についても、よりメディアの関心を集めよう努め、年間に発信するリリース数を50件以上とする。	多様連携	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
130				6)本会発行・所有資料の充実・活用			
				①本会が保有する日本スポーツの歴史を伝える貴重な書籍、資料等について、2018年度末を目標に、その概要(資料名、件数等)を整理する。	誰も	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
131				②本会が保有する資料等の内容を広く一般に伝え、後世に残していくための活用法について当該資料のデジタルアーカイブ化を含め検討する。また、本会著作物でない資料については、その再利用について法律等も勘案し対応を検討する。	誰も連携	新規	広報・スポーツ情報専門委員会

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
				(8)スポーツ市場拡大に向けた支援			
				1) スポーツ団体と民間事業者が協働しやすい環境の創出			
132				①加盟団体に対し、スポーツ団体が保有する資源の事業化に関する情報提供を行い、スポーツ団体関係者のスポーツビジネスに対する意識変革を促し、民間事業者がスポーツ団体と協働しやすい機運を醸成する。	連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
133				②民間事業者に対しスポーツの事業的価値を啓発することにより、民間事業者が本会をはじめとするスポーツ団体と協働して事業に取り組みやすい環境を整備する。	連携	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
134				③例えばスポーツ団体・スポーツ関連企業と今後スポーツ分野に進出を予定している他業種の企業が協働するアイデアコンテストを実施し表彰することにより、新しいスポーツや新しいスポーツの価値を創出する等、本会を含むスポーツ団体が持つ資源と民間事業者のアイデアやノウハウのマッチング・活用を通じてスポーツ市場拡大に貢献する。	多様	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
				2) スポーツ経営人材の育成・獲得・定着化			
135				①スポーツ経営人材の養成に取り組む団体・組織を支援することにより、スポーツ界以外からの優秀な人材の獲得に貢献する。	一	新規	総合企画委員会
136				②スポーツ市場規模拡大への取組を通じて、本会加盟団体をはじめとするスポーツ団体の収入増加を図り、各団体の賃金水準を向上させることを通じて、優秀な人材の獲得・定着化に貢献する。	一	新規	総合企画委員会
				3) 本会資源を活用したイベントの創出			
137				ACPや健幸華齢プログラム等、スポーツ医・科学専門委員会が中心となって開発した自発的な運動の楽しみを基調とする運動プログラムを提供できる人材を養成し、スポーツ少年団や総合型クラブに派遣する仕組みを構築することにより、スポーツ未実施者がスポーツに取り組むきっかけを提供する。	誰も	新規	スポーツ医・科学専門委員会
				(9) 社会貢献活動の推進			
				1) 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進			
138				①社会におけるフェアプレー精神の浸透は、スポーツ宣言日本における一つの大きな柱に位置付けられており、スポーツの基本的な価値そのものであるフェアプレーの精神を広め、平和と友好に満ちた日本、世界を築くための活動の一環として、キャンペーン活動を推進する。活動の浸透状況の指標の一つであるフェアプレイ宣言者の獲得においては、将来的には100万人の宣言獲得を目指し、今後5年間では20万人の新たな宣言者獲得を目指し活動を推進する。	一	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
139				②フェアplayschool の実施方法の体系化・マニュアル化を図り、都道府県体協、都道府県スポーツ少年団でも実施可能とするシステムを構築し、2023年には47都道府県(会場)で実施する。	一	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
				2) スポーツ活動における暴力行為等への対応			
140				スポーツ界における暴力行為根絶宣言を念頭に、スポーツ活動中の暴力・暴言、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の根絶を目指し、本会加盟団体をはじめとする組織・団体等と連携し、引き続き暴力行為等相談窓口を運営するとともに、指導者への教育啓発をはじめ未然に防ぐ取組を推進する。	一	継続	すべての委員会等
				3) 熱中症予防への対応			
109 再掲				真夏日や猛暑日が増加傾向にある環境の変化に対応すべく、重篤な、あるいは頻発する事故事例を検証し、熱中症予防に関する教育・啓発資料を充実させ、効果的で継続的な普及・啓発を図る。(再掲)	一	継続	すべての委員会等
				(10) その他のスポーツ推進			
				1) 「みる」スポーツの推進			
141				「みる」スポーツの推進について、地上波の放送のみに限らず、有線放送、インターネット配信等を活用し、限られた需要の負託にも対応できる体制を整備するとともに、本会主催事業をはじめとする関連事業の積極的な露出を推進することにより、人々のスポーツへの多様な関わりが可能となる環境の醸成を図る。	多様	新規	広報・スポーツ情報専門委員会
				2) 新たなスポーツとの関わり方の創出			
142				IoT やバーチャルリアリティー(VR) 等のテクノロジーを利用した「する・みる」スポーツや、「書く・描く・写す」といった芸術的活動、「分析する」「評論する」といった知的活動等新たなスポーツとの関わり方を提案する個人・企業・団体等の取組を表彰することにより、スポーツの新たな魅力の創出および新たなスポーツの創造を図り、スポーツ享受の多様化を促進する。	多様	新規	総合企画委員会(加盟・栄典部会)
				2. 日本体育協会組織・体制の充実・強化			
				(1) 内部組織の充実と強化			
				1) 「スポーツ宣言日本」の普及			
143				①JOCと連携し、「スポーツ宣言日本」に示された「21世紀のスポーツの使命」について、事業、会議、出版物、ホームページやSNS等様々なチャネルを活用して、スポーツ指導者や加盟団体をはじめとした関係機関・団体等への普及・啓発をさらに推進する。	一	継続	広報・スポーツ情報専門委員会
144				②各事業で作成する年次計画やアクションプランにおいて、施策とスポーツ宣言日本との関係性を明確に定めることにより、事業の構造化を促進する。	一	新規	すべての委員会等

No.	大	中	小	具体的施策	3方針	新規・継続	所管委員会
145			2)本会組織の拡充	①本会未加盟の全国を統括する民間スポーツ関係団体の加盟促進を図るとともに、我が国スポーツ界の組織を拡充し、スポーツ推進に向けた主体的な組織体制を整備する観点から、新たな加盟領域を検討・創設し、「する」「みる」「さえる」「表現する」「分析する」「評論する」等多様なスポーツライフスタイルに対応できる組織・体制を整備する。 ②本方策の実現に向け、スポーツ界以外の組織・団体・企業等との連携・協働を促進するため、本会への加盟以外のパートナーシップのあり方について検討する。	多様	継続	総合企画委員会(加盟・栄典部会)
146			3)シンクタンクとしての体制整備と機能強化	①「スポーツ推進2013」で実施した企画部門の設置やスポーツ科学研究室の機能充実等事務局体制の強化を一層推し進めることにより、科学的根拠や経営的根拠(エビデンス)に基づく本会事業の改善・企画立案や国に対する政策提言を実現する。 ②各事業で可能な限り定量指標を設定・モニタリングすることによりエビデンスの蓄積を図り、本会事業の改善・企画立案や新施策検討時の基礎資料を作成する。 ③政策提言能力の向上のため、様々な分野の個人・組織・団体等と一緒に連携を深めるとともに、その窓口となる本会事務局職員がスポーツ全般に幅広い知見を有する専門家となるよう必要な研修を行う。	一	継続	総合企画委員会(企画部会)
147			4)本会加盟団体の基盤整備の促進	①本会加盟団体が、スポーツに対する社会からの信頼と期待に応え、スポーツのもつ社会的影響力を主体的にコントロールし、かつ健全に活用できるよう、各団体の自立・自律した組織運営や制度改革等を各団体のニーズや組織整備状況に応じて支援する。 ②暴力行為や人権侵害等の倫理・コンプライアンスの徹底をはじめ、組織運営に関する最新情報や好事例等すべてのスポーツ団体に共通して求められる情報やノウハウを収集・提供することにより、本会加盟団体の適切な法人運営を支援する。 ③本会加盟競技団体の中・長期的な経営計画の策定や都道府県体協のスポーツ推進計画の策定が円滑に実施できるよう必要な指導・助言を行い、加盟団体の経営力およびガバナンス強化に貢献する。 ④各種スポーツ推進事業に対する寄付、助成および協賛企業の拡充を図ることにより、加盟団体の財源確保に貢献する。	一	新規	総合企画委員会(企画部会)
148					一	継続	すべての委員会等
149					連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
150			5)市区町村体育(スポーツ)協会組織の整備	①都道府県体育協会連合会と協働で市区町村体協の実態調査を継続実施し、経年で実態を把握することにより、本会および加盟団体ならびに市区町村体協組織の一層の充実・強化を図る検討材料を整備する。 ②市区町村体協の実態調査を踏まえ、都道府県体育協会連合会と連携し、市区町村体協組織の充実と強化に向けた情報提供を行う。 ③第3期スポーツ基本計画の策定に際しては、市区町村体協の実態調査を踏まえた地域スポーツの充実策について政策提言を行う。	連携	継続	総合企画委員会(企画部会)
151					一	新規	総合企画委員会(企画部会)
152					一	継続	総合企画委員会(企画部会)
153					一	継続	・総合企画委員会(財務部会) ・広報・スポーツ情報専門委員会
154			6)日本体育協会スポーツ推進方策2018の着実な実施	①理事会において、半期毎に本方策全体の進捗を把握し、着実に実施されるよう委員会・事務局体制の整備や予算配分等必要な措置を講じ、本方策の振り返りの際に未着手の施策ゼロを目指す。 ②すべての委員会等は年度当初に開催する会議において、本方策の進捗を把握し、着実に実施されるよう必要な措置を講じる。 ③毎年、加盟団体事務局長会議、都道府県体育協会連合会の会議等の機会を通じて本方策に掲げる事業推進の方向性、進捗等を説明することにより、本会加盟団体が共通認識を持って本方策の実現に取り組むことができる環境を整備する。 ④本方策の進捗の把握と基本理念や事業推進の方向性について理解を深めることを目的とした本会職員への研修を定期的に実施することにより、本会役職員が共通認識を持って施策に取り組むことができる環境を整備する。	連携	継続	総合企画委員会(企画部会)
155					一	新規	総合企画委員会(企画部会)
156					一	新規	総合企画委員会(企画部会)
157			(2)外部組織・団体との連携の促進	①民間スポーツ関係団体との連携の促進	一	新規	理事会
158				①JOC、日本障がい者スポーツ協会との連携を促進することにより、スポーツ未実施者からトップアスリートまで、誰もが安全に、安心して各自の志向に合わせてスポーツが実施できる環境の整備を図る。	一	新規	すべての委員会等
159				②JADA、日本スポーツ仲裁機構等との連携を促進することにより、スポーツ・インテグリティを守り、高める機運を一層醸成し、フェアプレー精神の浸透を図る。	連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
160				③日本体育学会、日本体力医学会等の学術団体との連携を促進し、社会的課題に対する本会資源を活用した研究を促進する等、科学的根拠や経営的根拠(エビデンス)に基づく本会事業の改善・企画立案を推進する。	連携	新規	総合企画委員会(企画部会)
161				④全国スポーツ推進委員連合等との連携を促進し、スポーツ少年団や総合型クラブ、学校運動部活動等での日常的なスポーツ享受の質的・量的両面の拡充を図る。	連携	新規	・日本スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ育成専門委員会
162					連携	新規	・アンチ・ドーピング委員会 ・国民体育大会委員会 ・スポーツ医・科学専門委員会
163					連携	新規	・総合企画委員会(企画部会) ・スポーツ医・科学専門委員会
164					連携	新規	・日本スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ育成専門委員会

No.	大	中	小	具体的な施策	3方針	新規・継続	所管委員会
165				⑤日本武道協議会との協力体制を構築し、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等で安全に、安心して武道に取り組むことができる環境の整備を図る。	連携	新規	・日本スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ育成専門委員会
166				2)国との連携の促進 ①「21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命」の達成に資するため、スポーツ庁が実施する諸施策について、我が国スポーツ界の統括団体の立場から協力・実行する。 ②スポーツ庁に対し、本会諸事業を通じて蓄積した科学的根拠や経営的根拠(エビデンス)に基づく政策提言を行うことにより、「21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命」の達成を目指す。 ③「21世紀においてスポーツが果たすべき3つの社会的使命」の達成に資するため、経済産業省、厚生労働省、外務省、国土交通省、観光庁等の中央省庁をはじめとする国の関係機関との連携を促進する。	—	新規	すべての委員会等
167					—	新規	すべての委員会等
168					連携	新規	すべての委員会等
169				3)スポーツ界以外の団体との連携・協働 スポーツを活用して様々な社会的課題の解決を目指すスポーツ界以外の組織・団体・民間事業者等と連携することにより、新たなスポーツライフスタイルを提案し、多様化するスポーツニーズに対応できる環境を整備する。	多様	新規	すべての委員会等
170				(3)スポーツ推進に必要な財源の確保 1)マーケティング戦略の展開 マーケティングを有機的かつ戦略的に進めるため、担当役職員の資質向上と専門委員会・事務局の充実を図るとともに、有識者や広告代理店等外部の協力を求め、協賛企業、登録者や事業参加者の満足度を高める活動を展開して、財源確保を図る。	—	継続	総合企画委員会(財務部会)
171				2)収益事業の拡充 各種標準のブランド価値の向上、商業利用等を積極的に推し進めるとともに、各事業において協賛企業との共同事業の開発、協賛企業の権利保護の強化による収益拡大等、新たな収益事業の開発等を行い自己財源の拡充を図る。	—	継続	・総合企画委員会(財務部会) ・広報・スポーツ情報専門委員会
172				3)新たな企業協賛制度の確立 JASAスポーツ・アクティブ・パートナープログラムの資産を受け継ぎつつ、東京2020大会以降の企業投資の受け皿となりうる制度の構築を目指すため、代理店制度の導入等も視野に入れた新たな協賛制度の構築を行う。	—	新規	総合企画委員会(財務部会)
173				(4)補助金・寄付金等の獲得 1)補助金・助成金の獲得 ①国、JKA、日本馬主協会連合会、JSC、ミズノスポーツ振興財団、スポーツ安全協会、上月財団、三菱養和会、ヨネックススポーツ振興財団等に対し、本会が実施するスポーツ推進事業の重要性について、より一層の理解と支援を得るための働きかけを引き継ぎ行う。 ②既存のスポーツ推進事業の成果等について広く社会へPRすることにより、補助金・助成金の一層の獲得に努める。	—	継続	総合企画委員会(財務部会)
174				2)優遇税制の有効活用による民間企業等からの寄付金の増額 ①特定公益増進法人の優遇税制を活用した免税募金制度について、より幅広い企業や個人等に対し理解を得るためのPRを行い、寄付金の増額を図る。 ②クラウドファンディング等の寄付の手法について検討を進める。	—	継続	総合企画委員会(財務部会)
175				3)スポーツ振興資金財団との連携・強化 スポーツ振興資金財団との連携を一層強化し、新たな業種・業界の開拓を行い寄付金の増額を図る。	連携	継続	総合企画委員会(財務部会)
176				(5)事業評価システムの定着とスポーツ団体への普及 1)事業評価システムの着実な実施と定着 ①本会の役職員、評議員、専門委員会委員、特別委員会委員等の本会関係者に対し、各種会議や研修等を通じて事業評価システムの意義と運用方法への理解を促進することにより、関係者が同じ認識の下、事業評価システムを運用できる環境を整備する。 ②事業評価システムの運用について進捗を把握することにより、着実に実施されるよう事務局体制の整備等必要な措置を講じる等、体系的なPDCAサイクルの定着を図る。	—	継続	総合企画委員会(企画部会)
177					—	継続	総合企画委員会(企画部会)
178					—	継続	総合企画委員会(企画部会)
179					—	継続	総合企画委員会(企画部会)
180				2)事業評価システムを加盟団体等に対して提供できる体制整備 ①本会が事業評価システムの運用で蓄積したノウハウを各種会議や研修等を通じて提供することにより、加盟団体をはじめとするスポーツ団体の経営力強化に貢献する。 ②事業評価システムの導入を希望する団体に対し、その手法やノウハウを提供できるよう、2022年までに体制の整備を図る。	—	新規	総合企画委員会(企画部会)
181				③ASEAN諸国をはじめとする諸外国のスポーツ統括団体や各国オリンピック委員会等、今後発展が見込まれる団体に対し、各種交流や会議等を通じて事業評価システムに関する情報提供を行い、諸外国のスポーツ界の発展に貢献する。	—	新規	総合企画委員会(企画部会)
182					連携	新規	・総合企画委員会(企画部会) ・国際交流専門委員会

誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出 施策数:38(再掲1除く)

継続 73(再掲2除く)

多様化するスポーツとの関わり方への対応

施策数:24

新規 109(再掲2除く)

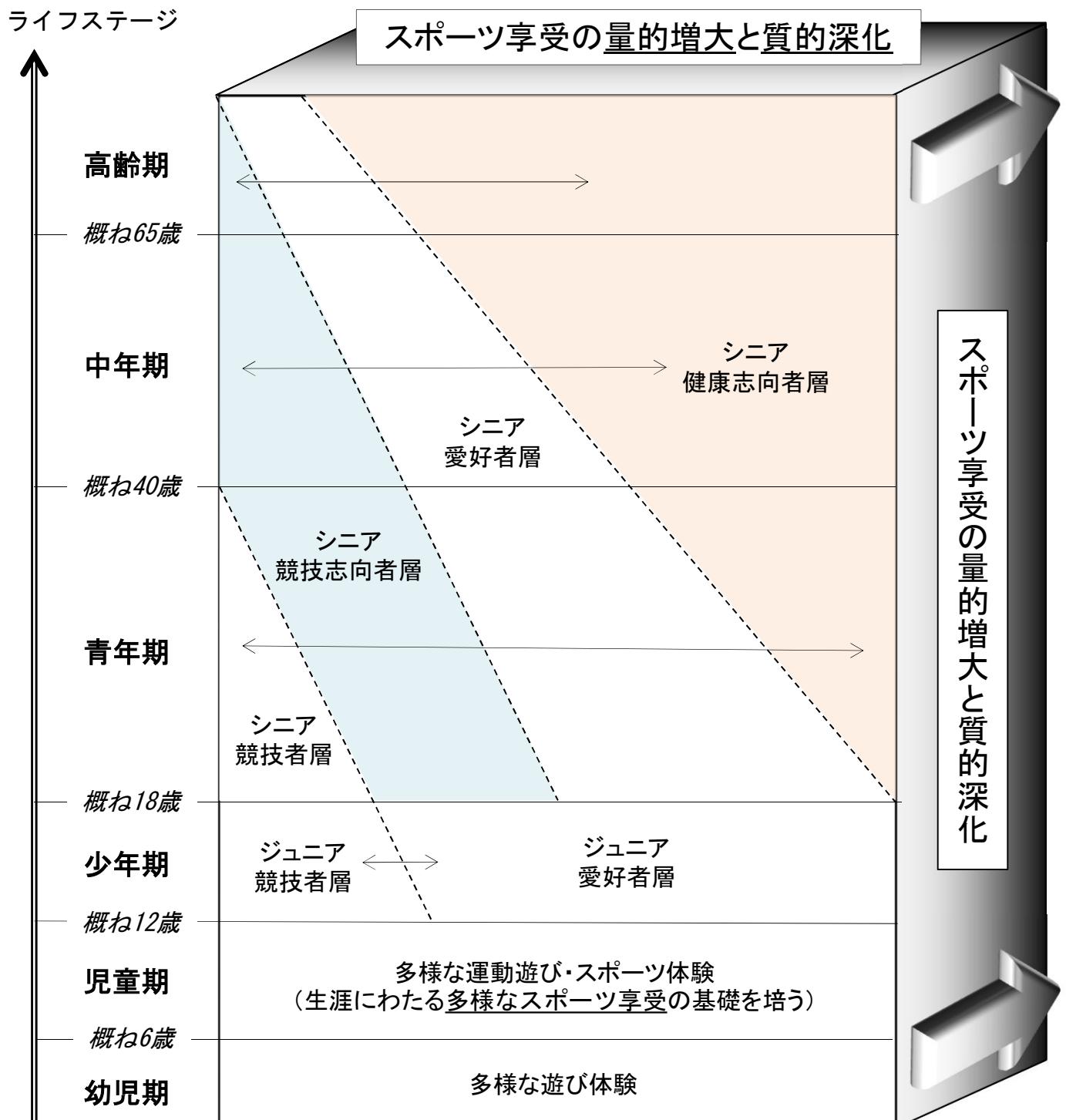
スポーツを核にした連携・協働の促進

施策数:56

# 参考資料 目次

○「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現に向けた多様なスポーツ享受モデル	71
○日本体育協会スポーツ推進方策 2018 概要図	72
○スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命	73
○「スポーツ宣言日本」からみたスポーツが果たす社会的使命	75
○スポーツ界における暴力行為根絶宣言	79
○日本体育協会名称変更趣意書	82
○「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」概要版	85
○国民体育大会の開催概況および今後の開催予定(2013～2020年度分)	87
○日本スポーツマスターズの開催概況および今後の開催予定(2013～2020年度分)	89
○日韓スポーツ交流の実施概況および今後の実施予定(2013～2020年度分)	91
○日中スポーツ交流の実施概況および今後の実施予定(2013～2020年度分)	92
○公認スポーツ指導者の区分と登録指導者数	93
○公認スポーツ指導者登録者数の推移	95
○日本スポーツ少年団「第10次育成6か年計画」-アクションプラン 2017-	96
○スポーツ少年団登録状況(推移)	101
○総合型地域スポーツクラブの育成状況	102
○総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)加入クラブ数	103
○日本体育協会の財政の推移	104

# 「スポーツ宣言日本」が目指す社会像の実現に向けた 多様なスポーツ享受モデル



※多様なスポーツ享受＝スポーツをする・みる・ささえる・表現する・分析・評論する等

※量的増大＝多様なスポーツ享受のための時間(機会)・空間(場所)・仲間の増大

※質的深化＝スポーツ実践の個人的・社会的価値の高まりと実践内容の質的な深まり

※グラデーション(濃淡)＝スポーツ享受の量的な増大と質的な深化の度合い



## スポーツ宣言日本が目指す社会像の実現 —公正と福祉・環境と共生・平和と友好—

### 方策で目指すもの

#### ①誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出

- ・人種、国籍、障がい、疾病、年齢、性別、経済的格差等に依らず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備
- ・働き盛り世代、子育て世代、子ども、女性、スポーツ未実施者対象の施策展開によるスポーツ参画人口拡大とスポーツ実施率向上
- ・障がい者、LGBT等の性的少數者のスポーツ参画を通じた共生社会実現への貢献

#### ②スポーツ享受の多様化の促進

- ・新たなスポーツの普及を通じたスポーツ実施者の開拓
- ・異業種との連携・協働や最新のテクノロジーを活用したスポーツの新たな魅力や多様な関わり方の創出
- ・競技力向上だけではない、幼児から高齢者まで、その時々の興味・関心に合わせた多様なスポーツライフスタイルの提案
- ・スポーツボランティアへの支援

#### ③スポーツを核にした連携・協働の促進

- ・スポーツ界以外も視野に入れた加盟・パートナーシップの拡大と社会課題解決への貢献
- ・東京2020大会後を見据え、スポーツ界内外の交流を活性化
- ・都道府県・市区町村体育（スポーツ）協会の地域スポーツにおけるプラットフォーム化と学校運動部活動との連携・協力
- ・国際協力を通じた本会ネットワークの国際化

### スポーツ推進事業の展開

#### イベント事業

国民体育大会、日本スポーツマスターズ、タレント発掘、国際交流・協力等、人々が一堂に会してスポーツ享受する機会を提供

#### クラブ事業／エリア事業

スポーツ少年団の育成、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、学校運動部活動との連携・協力、新たな地域スポーツ体制の検討等、日常生活に密着したスポーツ享受を促進

#### ソフトインフラ事業

スポーツボランティアの活動支援、女性スポーツの充実、学校スポーツの支援、公認スポーツ指導者育成、スポーツ医・科学的研究、スポーツ情報システムの拡充、広報活動の推進、スポーツ市場拡大への支援、社会貢献活動等により、スポーツ享受の量的拡大と質的深化を支援

#### 組織・体制の充実・強化

内部組織の充実と強化、外部組織との連携の促進、財源の確保、補助金・寄付金等の獲得、事業評価システムの定着とスポーツ団体への普及

スポーツ推進方策：日本体育協会が加盟団体の意見を踏まえて策定する中期事業方針。

スポーツ推進方策2018では2018年度から2022年度までの5年間の方針を定めている。

## スポーツ宣言日本 21世紀におけるスポーツの使命

### はじめに

本宣言は、日本のスポーツ100周年を記念して、先達の尽力をたたえ、その遺産を継承し、更なる100年の発展を願う日本スポーツ界の志を表明するものである。

日本体育協会、日本オリンピック委員会の母体である大日本体育協会は1911年に創立され、日本のスポーツは、初めて全国的なまとまりをもつて至った。また、翌年、同協会はアジアで初めての代表選手団をオリンピック競技大会に派遣し、日本のスポーツは国際的にもその地位を確立したのである。

大日本体育協会の創立に際して、創設者嘉納治五郎は、国民体育の振興とオリンピック競技大会参加のための体制整備をその趣意書に表した。本宣言は、この趣意書の志を受け継ぎ、新たな100年に向けた21世紀スポーツを展望する視点から、それを現代化したものである。

なお、本宣言は、記念事業のスローガンである「誇れる未来にあらたな一步」を導くために、「日本のスポーツ100年 これまでとこれから」をテーマに、福島、京都、広島の3会場で行われたシンポジウムの成果を基に、加盟団体とパブリックコメント寄せられたスポーツ愛好者等の意見を21世紀におけるスポーツの使命に集約し、東京総括シンポジウムにおいて協議、採択したものである。

### 宣言

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなつたのである。

既にユネスコは、1978年の「体育とスポーツに関する国際憲章」において、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを謳っている。しかし、今もなお、様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在する。したがって、遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもつて至った。今やスポーツは、政治的、経済的、さらに文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

この自觉に立って21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

このことに鑑み、21世紀における新しいスポーツの使命を、スポーツと関わりの深い3つのグローバルな課題に集約し、以下のように宣言する。

一、スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うこのスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする。

21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

二、スポーツは、身体活動の喜びに根ざし、個々人の身体的諸能力を自在に活用する楽しみを広げ深める。この素朴な身体的経験は、人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな可能性を有している。

21世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

三、スポーツは、その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーに負う。この相互尊敬を基調とするスポーツは、自己を他者に向けて偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う。

21世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

現代社会におけるスポーツは、オリンピック競技大会等の各種の国際競技会において示されるように、人類が一つであることを確認し得る絶好の機会である。したがって、スポーツが、多様な機会に、グローバル課題の解決の重要性を表明することは極めて重要である。

しかし、スポーツに携わる者は、そのような機会を提供するだけではなく、スポーツの有する本質的な意義を自覚し、それを尊重し、表現すること、つまりスポーツの21世紀的価値を具体化し、実践することによって、これらの使命を達成すべきである。その価値とは、素朴な運動の喜びを公正に分かち合い感動を共有することであり、身体的諸能力を洗練することであり、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬である。遍く人々がこのスポーツの21世紀的価値を享受するとき、本宣言に言うスポーツの使命は達成されよう。

スポーツに携わる人々は、これから複雑で多難な時代において、このような崇高な価値と大きな可能性を有するスポーツの继承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの21世紀的価値の伝道者となることが求められる。

#### おわりに

本宣言は、日本のスポーツ100年の歴史の上に立つ。この100年の歴史は決して順風満帆であったわけではない。本宣言は、苦難の道においてスポーツを守り育てるために尽力した全てのスポーツ人に心より敬意を表し、その篤き思いを継承するものである。したがって、日本体育協会、日本オリンピック委員会は、総力を挙げてこれらの使命の達成に取り組まなければならない。

そのためには、本宣言及びその趣旨を加盟団体はもとより、広く人々に周知するとともに、長期的な視野と国際的な広がりを展望し、使命の達成に向けた実行計画等を早期に策定し、実施に努めなければならない。

また同時に、国際オリンピック委員会をはじめとする国際的なスポーツ団体はもとより、国内外のスポーツ関係者とスポーツ組織、さらに国連諸機関、世界中の志あるNGO等と、希望あるスポーツと地球の未来のために連携協力し、本宣言におけるスポーツの使命の達成に努めることが求められる。

こうした嘗みが順調で強固なものとして発展するためには、政府及び地方公共団体等の公的諸機関が、これまでの支援に加えて、本宣言の重要性を理解し、積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、日本のスポーツ100年を記念するこの年に、我が国は東日本大震災という未曾有の災害を被った。亡くなられた多くの方に深く哀悼の意を表するとともに、本宣言におけるスポーツの使命の達成を通じて、復興を支援し、日本と地球を希望にあふれた未来へと導くことを誓う。

平成23年7月15日

日本体育協会 日本オリンピック委員会

創立100周年記念事業実行委員会

会長 森 喜朗

本資料は本会のミッションである「スポーツ宣言日本」の理解を深めるため、本方策の一代前にあたる 21 世紀の国民スポーツ推進方策・スポーツ推進 2013-から転載した。

## 1. 「スポーツ宣言日本」からみたスポーツが果たす社会的使命

本会創立 100 周年を記念して公表された「スポーツ宣言日本」は、100 年前に本会創立の趣意書を起草した嘉納治五郎初代会長の志を受け継ぎ、これまでのスポーツの 100 年がもたらした成果と課題を踏まえて、来るべき 22 世紀のスポーツを展望する「誇れる未来に 新たな一歩」を踏み出すために、スポーツが果たすべき社会的使命を謳ったものである。

### (1) 自発的な運動の楽しみを基調とするスポーツの定義

「スポーツ宣言日本」では、スポーツが「自発的な運動の楽しみ」を基調とする人類共通の文化であるとしている。

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。

スポーツが「世界共通の人類の文化」であることは、スポーツ基本法の冒頭にも掲げられているが、「スポーツ宣言日本」では、スポーツが「自発的な運動の楽しみ」を基調とする人類共通の文化であることを強調している。そもそもスポーツは、人間が運動を自ら楽しみとして求めることによって成立しており、その文化的特性は古今東西の人類に共通したものである。過去から現在にかけて様々な社会変化があったにもかかわらず、今日スポーツが継承されてきている事実は、遍（あまね）く人々の自発的な運動の楽しみがその基調としてあったからであるといえる。

本会をはじめとするスポーツ界には、スポーツの有するこの文化的特性を十分に尊重しながら、「幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠な」スポーツの意義を、個人的な価値としてはもとより社会的な価値として築き上げていくことが求められている。

### (2) スポーツの社会的影響力への自覚

「スポーツ宣言日本」では、現代社会におけるスポーツは、個人的なレベルでの「自発的な運動の楽しみ」を超えて、極めて大きな社会的影響力をもつとしている。

今やスポーツは、政治的、経済的、さらには文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えていた。したがって、このスポーツの力を、主体的かつ健全に活用することは、スポーツに携わる人々の新しい責務となっている。

今日のわが国のみならず世界規模で普及・発展しているスポーツは、人々の生き方や暮らし方といったライフスタイルに様々な影響を与えるだけでなく、人々が集い暮らす社会に対しても政治的、経済的、文化的に多大な影響を与える存在になってきたと言っても過言ではない。このスポーツのもつ個人的・社会的影響力は、人々のスポーツに対する信頼と期待をますます大きくすると同時に、スポーツによってその信頼と期待に背かれることへの落胆を計り知れないほど深いものにするといえる。

本会をはじめとするスポーツ界には、このようなスポーツの力が、スポーツに対する社会からの信頼や期待によって支えられていることを認識し、これを社会的価値の実現に向けて主体的にコントロールし、健全に活用することを、これまで以上に大きな「責務」として受け止めることが求められている。

### (3) 人類社会が直面するグローバルな課題の解決へ

「スポーツ宣言日本」では、21世紀のスポーツが果たす社会的使命が、もはや「国」内外の境界によって区別されるのではなく、人々の生活における課題とグローバルな課題に共通する課題の解決に向かうべきことを示唆している。

21世紀のスポーツを展望するとき、これまでスポーツが果たしてきた役割に加えて、スポーツの発展を人類社会が直面するグローバルな課題の解決に貢献するよう導くことは、まさに日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩となる。

スポーツの社会的影響力は、メディアの発達によってはや国内に留まらず、また国同士の「国際的」な関係を超越して瞬時に「グローバル」なレベルに拡がり、「グローバル」な課題と結びつく性質をもっている。したがって、このスポーツのもつ文化的特性を主体的かつ健全に活用することは、人類社会が直面しているグローバルな課題の解決に貢献するという社会的使命を果たすことにつながるといえる。

本会をはじめとするスポーツ界には、「日本のスポーツが誇れる未来へ向かう第一歩」を踏み出すために、スポーツのもつ文化的特性や社会的影響力を認識しつつ、スポーツのもつ力を、個人、地域、社会（国）、さらにはグローバルな課題の解決に向けて有効に活用していくという取り組みへの見識と決意が

求められている。

#### (4) 「スポーツ宣言日本」に示されたグローバル課題

「スポーツ宣言日本」では、スポーツが人類共通の文化として極めて大きな社会的影響力をもつとともに、人々の生活における課題とグローバルな課題に共通する課題の解決に向かう力を合わせもつことを踏まえて、21世紀におけるスポーツが果たすべき新たな社会的使命として、スポーツにかかわりの深い3つのグローバル課題を提示している。

- 1) 「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与
- 2) 「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与
- 3) 「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

##### 1) 「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与

この課題は、身近なスポーツ環境と日常生活圏域における人々の公正で福祉豊かな地域生活の創造を目指すものであり、これまで本会をはじめとするスポーツ界が目指してきた「生涯スポーツ社会の実現」という国民スポーツ振興の基本理念にも通じるものである。しかしながら、例えば今後確実な人口減少社会が予測されるわが国は、すでに欧米先進諸国が経験してきたように、人種や思想、信条等が異なる多様な人々が集い、身近な地域での暮らしが多様な住民によって構成される新たな課題への対応を求められることが想定される。

本会をはじめとするスポーツ界には、「人と人との絆を培う」スポーツが「共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする」可能性を有していることを認識し、「遍（あまね）く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得る」よう努めることが求められている。

##### 2) 「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与

この課題は、地球的環境の整備と持続可能な生活の維持・発展を念頭に置いた環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造を目指すものである。近年の科学技術の発展に伴う「テクノロジーの急速な発達」は、過剰なエネルギー消費をもたらし地球環境を破壊している。また、「高度に情報化する現代社会」では、イマジネーションやシミュレーションの世界がもたらす仮想空間のなかで、生身の身体の喜びや痛みから乖離した欲望が無限に肥大化している。

本会をはじめとするスポーツ界には、スポーツによる「素朴な身体的経験」が、「人間に内在する共感の能力を育み、環境や他者を理解し、響き合う豊かな」可能性と欲望の無限性をコントロールする力を有していることを認識し、「身体的諸能力の洗練」を通した「自然と文明の融和」を導くよう努めること

が求められている。

### 3) 「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与

この課題は、フェアプレーの精神に基づく生活を通して平和と友好に満ちた世界を築くことを目指すものである。20世紀は「戦争の世紀」とも呼ばれたが、その前提は明確な境界に基づく国と国同士との敵対関係にあった。しかし、21世紀は多様な価値が交錯する複雑な世界のなかで、従来の境界を前提としない紛争やテロリズムが横行する社会となっている。

本会をはじめとするスポーツ界には、「その基本的な価値を、自己の尊厳を相手の尊敬に委ねるフェアプレーに負う」スポーツが、従来の国家間、宗教間、民族間、階級間、組織間などの境界を超えて「自己を他者に偽りなく開き、他者を率直に受容する真の親善と友好の基盤を培う」可能性を有していることを認識し、「多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深める」よう努めることが求められている。

### (5) 「スポーツ宣言日本」が目指す社会像

本会をはじめとするスポーツ界には、「スポーツ宣言日本」に示された社会的使命としての3つのグローバル課題を踏まえて、概ね一世紀（100年）の間に次のような社会の実現を目指すことが求められている。

- 1) 地域に集い暮らす人々が、つながり（絆）を深めながら共に生きる喜びを広げていくことを通して、公正で福祉豊かな地域生活が営まれている社会
- 2) 人間に内在する環境や他者への共感の能力が育まれ、地球環境との共生による持続可能な生活が維持・発展することを通して、ライフスタイルに応じた多様なライフスタイルが実現されている社会
- 3) 人々の相互尊敬を基調としたフェアな精神に基づく生活を通して、自己を他者に向けて開き、他者を素直に受容することのできる真の親善（平和）と友好に満ちた社会

本会をはじめとするスポーツ界は、このような社会の実現を目指し、「スポーツ宣言日本」におけるグローバル課題の達成に向けた方策を策定し、これを着実に展開・実施していく必要がある。

# スポーツ界における暴力行為根絶宣言

## 【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

## 【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに21世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との絆を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマニティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒瀆し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う

者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

### 一. 指導者

- 指導者は、スポーツが人間にとて貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会 자체を奪うことを自覚する。
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が困難なことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- 指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。
- 指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

### 二. スポーツを行う者

- スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。
- スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

### 三. スポーツ団体及び組織

- スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。
- スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通じた国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否

定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

### 【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいくこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを展望しつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会

公益財団法人日本オリンピック委員会

公益財団法人日本障害者スポーツ協会

公益財団法人全国高等学校体育連盟

公益財団法人日本中学校体育連盟

## 日本体育協会名称変更趣意書

本会は、先人達が守りつないできたわが国のスポーツを未来に向け、次世代に伝え継ぐために、2018年4月1日をもって「日本体育協会」の名称を改め、「日本スポーツ協会」とすることを、今ここに宣言する。

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、樂しいからこそ人々が自ら求めてこれに取り組もうとしてきた文化である。したがって、この文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもスポーツに豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、青少年の教育として、健康を維持増進するものとして、さらには生きがいとして、多くの人々に親しまれている。また、スポーツを通じて、運動の楽しみ、喜びや感動を共有することで人々のつながりが深まり、自身や社会を取り巻く環境や他者によりよい理解につながるとともに、フェアプレーの精神が広め深められることにより、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた豊かな社会の創造にも寄与するなど、スポーツの社会的価値はグローバルに広がっている。こうしたスポーツの多様な個人的、社会的価値の基盤となる「自発的な運動の楽しみ」こそが、人類の重要な宝であり、守り伝えていかなければならないものである。

しかし他方で、わが国には様々な理由によりスポーツを享受できない人々が存在するのも事実である。わが国におけるスポーツの統一組織として、人種、国籍、障がいの有無、年齢および性別等に関係なく 遍あまねく人々がスポーツを享受し得るように努めることは、本会の重大な責務である。

また、現代社会におけるスポーツは、それ自身が驚異的な発展を遂げたばかりでなく、極めて大きな社会的影響力をもち、政治的、経済的、さらには文化的にも、人々の生き方や暮らし方に重要な影響を与えている。したがって、本会はその歩んできた歴史と存在意義を考える時、このスポーツの力を国内外において、主体的かつ健全に活用されるよう導いていく使命を果たしていくことが何よりも必要である。

1911年、本会初代会長の嘉納治五郎は、日本のスポーツの現状と国際的動向に鑑み、国民体育の普及振興とともに、国際的なスポーツの祭典であるオリンピック競技大会への参加を念頭においていた組織体制を整備するため、本会（大日本体育協会）を創立した。当時、わが国では、従来からあった武術、遊山、舞踊等に加え、外国からスポーツが取り入れられ、体育、運動、遊戯、競技、武道または球技等の言葉に適宜、置き換えられ、広く使われていた。その中で、嘉納が考えていた「体育」の概念は、国民の身体形成とそれぞれの人生の目的への適合を目

指しつつ、力の充実や融和協調という当時の深刻化する時局が求める精神を涵養し、究極的には人格の完成を目指す教育的営為であったとされる。

後に、スポーツは、学校体育等において教育の手段として用いられるようになった。当時、体育という言葉はスポーツを含むという広義の意味をもつものと理解され、使用されてきたが、1964年東京オリンピックを契機にスポーツが社会に広がりをみせ発展していく中で、スポーツという言葉が多用される時代となってきた。現在では、広義に捉えれば、スポーツは競技として行うものだけでなく、健康維持のための運動、古来、人々に親しまれてきた伝統的なスポーツ、さらには、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツなども含め、体育や身体活動の概念を包摂しているものと考えられるようになった。

また、スポーツは、老若男女を問わず日々の生活の中で親しまれ、さらにはわが国における政策の重要な柱の一つにも位置付けられている。本会は、これまでこうした歴史的過程の中でスポーツを普及・振興し、その価値を向上させる重要な役割を担うとともに、行政機関や教育機関にも少なからず影響を与えてきた。

周知のように、本会はこれまで自身の名称に体育を用いてきた。これは、嘉納の考える「体育」であり、スポーツを含むという広義の意味をもつ言葉として使用されてきた「体育」の概念である。言うまでもなく、体育は教育的営為であり、個人が自由に価値を決められるものではなく、社会的、時代的背景によってあらかじめその概念が決められているものである。しかし、創立から現在に至る歴史的過程を顧みれば、本会は体育の重要性や意義を尊重しつつ、事実上、スポーツを推進してきたと解することができよう。そして現在、本会は、行政機関や教育機関と連携しながら、加盟団体や関係機関・団体等の協力を得て、国民体育大会や日本スポーツマスターズの開催、スポーツ指導者の養成、スポーツ少年団の育成、地域スポーツクラブの育成や支援、子どもの体力向上や高齢者の健康増進に関する研究、スポーツによる国際交流等、わが国におけるスポーツの裾野の拡大や環境の整備を図り、主体的にスポーツを推進する役割を担っている。

また、本会は、嘉納の意思を引き継ぎ、国際社会の動向を常に注視してきた。近年の国際的動向として、2015年に国際連合が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、スポーツは寛容性と尊厳を促進し、開発および平和への寄与、健康、教育、遍く人々の社会参画を促し支える目標への貢献等、持続可能な発展のための重要な鍵とされている。また、ユネスコは、2015年に改定した「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」において、体育、身体活動およびスポーツの実践はすべての人の基本的権利であり、差別、いじめ、ドーピング、不正行為並びに暴力等からそれらの誠実性、健全性、高潔性と潜在的な恩恵を保護すべきであると提言している。これらの提言の内容は、本会が考えるスポーツの解釈と軌を一にしている。本会は、スポーツをめぐる国際的動向に鑑みる時、今後とも国際社会と協調し、スポーツを一層推進していく責務がある。

国内においては、2011年に本会および日本オリンピック委員会は創立100周年を迎える、「スポーツ宣言日本—21世紀におけるスポーツの使命」を公表した。時を同じくして2011年にはスポーツ基本法が施行され、2015年にスポーツ行政の一元化を図るスポーツ庁が発足し、従前のスポーツ行政に加えて、健康寿命の延伸、地域社会の活性化、国際交流・貢献の促進、経済の発展に寄与することなども柱としている。このような時代の変化に対応するように、本会をはじめとするスポーツ関係団体においては、これまで果たしてきた役割とともに、新たな役割を担うことが求められている。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、わが国におけるスポーツに対する関心はより一層高まりをみせている。

まさに今、スポーツ界のさらなる発展の時を迎えていっていると言っても過言ではない。日常生活の中でスポーツに親しむ人々が増えるとともに、人々のスポーツに対するニーズが多様化し、地域に根ざすスポーツ活動の重要性が増す中で、本会には、加盟団体をはじめとするスポーツ関係団体とともにスポーツのより一層の発展に向けた取組みが求められている。

以上のことから、本会は、わが国の現状と国際社会の動向に鑑み、崇高な価値と大いなる可能性を有するスポーツを推進し、遍く人々が主体的にスポーツを享受し得るように努めるとともに、フェアプレー精神を広め深めることを通して、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与していく使命を果たしていくなければならない。この使命を果たすとともに、スポーツという文化を後世に継承していくため、体育の概念を包摂している広義のスポーツという言葉をもって、「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」と改称し、改めて力強く歩みを進めていくものである。

#### 付記

なお、現在、本会の英語表記は“Japan Sports Association”を使用している。しかし、複数形の“sports”は競技や種目の集合体を表現する際に用いられる場合が一般的である。

そのため、本会の名称に採用するスポーツは、本会の趣意に基づき人類共通の文化としてのスポーツを意味する単数形の“sport”を用いることとし、以後、本会の英語表記は“Japan Sport Association”とする。

2017年6月23日  
公益財団法人日本体育協会  
会長 張富士夫

# 「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」概略版

## ◆ 21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～

日本協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置きつつ、「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの21世紀的価値」を踏まえた新たな国体像として「21世紀の国体像」を提示するとともに、これからの中体が目指す役割等を整理。

### 【これからの国体に求められる役割等】

これからの国体は、「国体ムーブメント」の積極的な推進を通して「21世紀の国体像」を実現することにより、「国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通してスポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献する」という「スポーツ立国の実現」に向けた中心的な役割を果たすことを目指す。

さらには、「スポーツ立国の実現」に向けた取組みを通して「スポーツ宣言日本」において示された「スポーツの21世紀的価値」等を具現化し、実践することによって、21世紀における新しいスポーツの社会的使命を達成することを目指す。

### ※「国体ムーブメント」とは

国体の開催を中心とする国体に関連した全ての諸事業を通して、国体の果たす意義や価値を多くの人々に伝え、理解を深める取組みを展開していく運動であり、普遍的・恒久的に推進していくものである。

### ➤ 21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）

日本協が目指す「スポーツ立国の実現」を念頭に置き、「スポーツ宣言日本」において21世紀におけるスポーツが果たすべき新たな社会的使命として示された、スポーツに関わりの深い3つのグローバル課題を踏まえた新たなコンセプトとして次の3点を提示。

- (1) 国体を通じた 地域の活性化～「元気な日本社会」の創造～
- (2) 国体を通じた スポーツ文化の浸透～スポーツとともにある社会の実現～
- (3) 国体を通じた アスリートの発掘・育成・強化～地域から世界へ～

### ➤ 目的・性格

「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」を踏まえ、現行の「国民体育大会開催基準要項」における目的と性格を今後も踏襲。

**【目的】** 大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

**【性格】** 大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

### ➤ 大会の位置付け

「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」と「目的・性格」を踏まえ、次の3点を提示。

- ① 各都道府県の郷土を代表する選手が競う国内最大・最高の総合スポーツ大会
- ② 国民のスポーツへの関心やスポーツの文化的価値への認識を高める大会
- ③ 将来性豊かなアスリートの発掘・育成・強化を行う大会

### ➤ 実施方法

「21世紀の国体の目指す方向性（コンセプト）」と「目的・性格」及び「大会の位置付け」を踏まえるとともに、これまで国体が毎年継続して開催され、我が国のスポーツ振興に大きく寄与してきたことを考慮し、当面、次の4点を基本として実施することを提示。

- ① 毎年開催
- ② 都道府県持回り開催
- ③ 都道府県対抗
- ④ 開催県のフルエントリー

## ◆ 国体の充実・活性化に向けた取組み

国体の充実・活性化を図るための中長期における具体的な取組みを提示するとともに、達成目標を第78回大会【平成35年(2023)】に設定。今後、ワーキンググループを設置し、より詳細な内容やとり進め方法を検討。

### ➤ 具体的な取組みの内容

「21世紀の国体像の目指す方向性(コンセプト)」と、そのコンセプトに対応した「目的・性格」と「大会の位置付け」及び「実施方法」を踏まえ、具体的な取組み内容を以下のとおり設定。

項目	内容
(1) 「国体ムーブメント」の積極的な展開	「国体ムーブメント」の積極的な展開により目指すものを明示するとともに、推進する上での主な事業を「全国的な展開」と「開催県を中心とした展開」として例示
(2) 少年種別(ジュニア世代)の充実	少年種別(ジュニア世代)を充実するための取組みの具体的な内容を提示
① 少年種別の参加人数及び参加県数の増	各競技会の実施規模等の見直しにあたって、競技特性に鑑みながら、原則として少年種別の参加人数や参加県数を成年種別より多くする
② 少年種別の年齢区分の見直し	ユース等の年代による区分(U-16等)の導入(競技ごとに導入を検討) 年齢の下限の引き下げ(中学3年生の参加競技の拡充、中学2年生以下の参加の検討)
③ 中体連・高体連等との連絡会議の開催	上記①や②に関する内容や次の内容等を協議・調整するための連絡会議の開催 ◆ ジュニア世代の発掘・育成・強化のあり方 ◆ 国体を含めた全国規模(付随する地域大会等を含む)の総合スポーツ大会が過密化している状況に対して、国体と全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会をはじめとする大会の開催スケジュールの調整及び大会開催のあり方に関する検討
(3) 各競技会の実施規模等の見直し	アスリートにとって一層魅力ある競技会として充実・活性化させるとともに、諸課題に適切に対応するため、各競技会の実施規模等の見直しを行う際の考え方を提示
① 少年種別(ジュニア世代)の充実	少年種別の参加人数及び参加県数の増 少年種別の年齢区分の見直し
② 女子種別の充実	「女子」種別の導入(対象:「女子」種別未実施競技) 「少年女子」及び「成年女子」種別の実施(対象:「女子」種別実施競技)
③ 専任監督の配置	監督に対する日体協公認スポーツ指導者資格の保有義務付けの徹底 選手が監督を兼任せざるを得ない競技・種目への専任監督配置のための措置
④ 各競技参加人数の見直し	中央競技団体が定める競技規則より少ない人数でチームを構成せざるを得ない団体競技・種目の参加人数の見直し
⑤ 参加県数の見直し	参加県数を原則として16県以上とする見直し 組合せが決定した段階で自動的に8位入賞とならないような競技の実施方法(予選リーグ・決勝トーナメント方式等)に関するガイドライン作成の検討
(4) 冬季大会の活性化	開催地のローテーション化の確立を含め、安定的な開催に向けた取組みの継続

### ➤ 引き続き検討が必要な事項

上記「具体的な取組みの内容」に加え、継続して検討し、平成28年(2016)度を目途に検討結果をまとめることとする事項を以下のとおり設定。

項目	内容
(1) 表彰制度	当面、現行の「競技得点」方式による表彰制度を継続 今後、現行の「競技得点」方式における課題を整理し、改めて見直しを検討
(2) 大会名称	社会情勢及びスポーツ界の動向を踏まえながら、都道府県体協や中央競技団体、開催県などの関係機関・団体等と十分協議し、名称変更の必要性を含め検討
(3) 大会開催経費の負担軽減等	大会開催に伴う開催県の経費負担を軽減するための方策(参加負担金の増額やゼッケンスポンサーの導入等)の検討 大会参加に伴う大会参加者の経費負担を軽減するための方策(競技別ユニフォームの広告制度の導入等)の検討
(4) その他	「スポーツ推進2013」において示された諸課題への対応 新たに取り組むべき内容が生じた際、隨時対応を検討

## 国民体育大会の開催概況および今後の開催予定(2013~2020年度分)

2017年12月13日現在

2013年度							
回数	第68回本大会	第69回冬季大会					
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会			
開催地	東京都(14区26市5町4村) ※埼玉県(1町)、千葉県(1市)	栃木県(1市)		山形県(2市)			
大会日程	2013年9月28日~10月8日 <会期前実施> 水泳・ボート:9月11日~15日	2014年1月28日~2月2日		2014年2月21日~24日			
参加者数	22,592名	1,707名		1,809名			
2014年度							
回数	第69回本大会	第70回冬季大会					
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会			
開催地	長崎県(11市3町) ※福岡県(1市)、熊本県(1市1町)	群馬県(3市1村)					
大会日程	2014年10月12日~22日 <会期前実施> 水泳:9月7日~10日、12日~14日 カヌー(スラローム・ワイルドウォーター):9月11日~14日	2015年1月28日~2月1日		2015年2月20日~23日			
参加者数	22,432名	1,681名		1,784名			
2015年度							
回数	第70回本大会	第71回冬季大会					
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会			
開催地	和歌山県(9市12町1村) ※大阪府(1市)、滋賀県(1市) 兵庫県(1市)、神奈川県(1市)	岩手県(4市)					
大会日程	2015年9月26日~10月6日 バスケットボール:9月22日~26日 <会期前実施> 水泳:9月7日~9日、11日~13日 体操:9月6日~7日、10日~13日 セーリング:9月10日~13日	2016年1月27日~31日		2016年2月20日~23日			
参加者数	22,493名	1,676名		1,794名			
2016年度							
回数	第71回本大会	第72回冬季大会					
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会			
開催地	岩手県(14市14町4村)	長野県(2市1町1村)					
大会日程	2016年10月1日~11日 <会期前実施> 水泳:9月4日~11日	2017年1月27日~31日		2017年2月14日~17日			
参加者数	22,933名	1,699名		1,782名			
2017年度							
回数	第72回本大会	第73回冬季大会(予定)					
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会			
開催地	愛媛県(11市8町) ※兵庫県(1市)、高知県(1市1町1村)	山梨県(2市)	神奈川県(1市)	新潟県(1市)			
大会日程	2017年9月30日~10月10日 <会期前実施> 水泳:9月10日~17日 バレー・ボーラー(ビーチバレー・ボーラー):9月15日~17日 弓道:9月9日~12日 カヌー(スラローム、ワイルドウォーター):9月9日~12日 ※台風の影響により9月17日は競技会を実施せず	2018年1月28日 ~2月1日	2018年1月28日 ~2月1日	2018年2月25日~28日			
参加者数	22,991名						

2018年度					
回数	第73回本大会(予定)	第74回冬季大会(予定)			
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会	
開催地	福井県(9市8町) ※石川県(1市)、静岡県(1市)	北海道(2市)			
大会日程	2018年9月29日～10月9日 自転車:9月25日～29日 <会期前実施> 水泳:9月10日～13日、15日～17日 バレー・ボール(ビーチバレー・ボール):9月9日～11日 ハンドボール・クレー射撃:9月13日～17日	2019年1月30日～2月3日		2019年2月14日～17日	

2019年度					
回数	第74回本大会(予定)	第75回冬季大会(予定)			
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会	
開催地	茨城県(27市5町1村)	未定		富山県	
大会日程	2019年9月28日～10月8日 <会期前実施> 水泳:9月11日～16日 バレー・ボール(ビーチバレー・ボール):9月13日～16日 体操:9月7日～8日				

2020年度					
回数	第75回本大会(予定)	第76回冬季大会(予定)			
		スケート競技会	アイスホッケー競技会	スキー競技会	
開催地	鹿児島県(17市8町)	未定		秋田県	
大会日程	2020年10月3日～13日 <会期前実施> 未定				

※都県外開催

日本スポーツマスターズの開催概況および今後の開催予定(2013~2020年度分)

2017年12月8日現在

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
開催地	北九州市 * 大会初の政令都市での開催	埼玉県	石川県	秋田県
大会日程	9/13(金) 開会式 9/14(土)~17(火) 競技会 * 水泳競技は7日(土)・8日(日) * ゴルフ競技は11日(水)~13日(金)	9/19(金) 開会式 9/20(土)~23(火) 競技会 * 水泳競技は8/30(土)・31(日) * ゴルフ競技は9/17(水)~19(金)	9/18(金) 開会式 9/19(土)~22(火) 競技会 * 水泳競技は8/29(土)・30(日) * ゴルフ競技は9/16(水)~18(金)	9/23(金) 開会式 9/24(土)~27(火) 競技会 * 水泳競技は17日(土)・18日(日) * ゴルフ競技は7日(水)~9日(金)
主催	日本体育協会、北九州市、 北九州市体育協会 <共催>福岡県、福岡県体育 協会	日本体育協会、埼玉県、埼 玉県体育協会	日本体育協会、石川県、石 川県体育協会	日本体育協会、秋田県、秋 田県体育協会
会場	市内31会場	13市29会場 さいたま市、川越市、熊谷 市、川口市、本庄市、春日部 市、狭山市、深谷市、上尾 市、越谷市、戸田市、久喜 市、白岡市	8市5町30会場 金沢市、七尾市、小松市、輪 島市、加賀市、白山市、能美 市、野々市市、内灘町、志賀 町、宝達志水町、中能登町、 能登町	6市2町33会場 秋田市、横手市、大館市、男 鹿市、由利本荘市、大仙市、 三種町、美郷町
実施競技	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ
参加者数 (選手・監督)	7,670名 (*韓国選手団193名含む)	8,265名 (*韓国選手団191名含む)	8,106名 (*韓国選手団193名含む)	7,538名 (*韓国選手団192名含む)
開会式参加者数	751名	678名	700名	674名
スポーツ教室等 参加者数	サッカー教室他計7教室実施 724名 協賛事業12競技会実施 4,562名	水泳教室他計12教室実施 1,177名 協賛事業15競技会実施 6,979名	水泳教室他計12教室実施 1,048名 記念事業15競技会実施 1,319名	水泳教室他計8教室実施 498名 記念事業14競技会実施 3,137名
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
開催地	兵庫県	札幌市	岐阜県	未定
大会日程	9/15(金) 開会式 9/16(土)~19(火) 競技会 * 水泳競技は9日(土)・10日(日) * ゴルフ競技は13日(水)~15日(金)	9/14(金) 開会式 9/15(土)~18(火) 競技会 * 水泳競技は1日(土)・2日(日) * ゴルフ競技は12日(水)~14日(金)	未定	
主催	日本体育協会、兵庫県、兵 庫県体育協会	日本スポーツ協会、札幌市、 札幌市体育協会、北海道、 北海道体育協会	日本スポーツ協会、岐阜県、 岐阜県体育協会	
会場	10市27会場 神戸市、尼崎市、西宮市、明 石市、加古川市、高砂市、三 木市、加西市、姫路市、淡路 市	札幌市21会場 石狩市2会場 江別市5会場 計28会場	未定	
実施競技	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ	13競技 水泳、サッカー、テニス、バレー ボール、バスケットボール、自転 車競技、ソフトテニス、軟式野 球、ソフトボール、ハンドミントン、 空手道、ボウリング、ゴルフ	
参加者数 (選手・監督)	8,957名 (*韓国選手団192名含む)	8,000名 (*韓国選手団含む)* 予定	8,000名 (*韓国選手団含む)* 予定	
開会式参加者数	732名	800名 * 予定	800名 * 予定	
スポーツ教室等 参加者数	水泳教室他計12教室実施 1,012名 記念事業15競技会実施 4,971名			

\*韓国選手団とは、日韓スポーツ交流・成人交歓交流により韓国から派遣された選手団。

日・韓・中ジュニア交流競技会の実施概況および今後の実施予定(2013~2020年度分)

開催年度	回数	開催国	開催期日	参加選手団及び人数		実施競技
2013年度	第21回	中国 濰坊市	8月23日～ 8月29日	日本	257	中國 249
				韓国	244	濰坊市 234
				合計 984		
2014年度	第22回	日本 岩手県	8月23日～ 8月29日	日本	264	中國 244
				韓国	242	岩手県 240
				合計 990		
2015年度	第23回	韓国 濟州特別自治道	8月23日～ 8月29日	日本	252	中國 241
				韓国	230	岩手県 217
				合計 940		
2016年度	第24回	中国 寧波市	8月23日～ 8月29日	日本	253	中國 254
				韓国	232	寧波市 189
				合計 928		
2017年度	第25回	日本 茨城県	8月23日～ 8月29日	日本	257	中國 249
				韓国	242	茨城県 241
				合計 989		
2018年度	第26回 (予定)	韓国 麗水市	8月23日～ 8月29日	日本	246	中國 246
				韓国	246	麗水市 246
				合計 984		
2019年度	第27回 (予定)	中国 長沙市	8月23日～ 8月29日	日本	246	中國 246
				韓国	246	長沙市 246
				合計 984		
2020年度	第28回 (予定)	日本 秋田県	8月23日～ 8月29日	日本	246	中國 246
				韓国	246	秋田県 246
				合計 984		

<備考>各国選手団人数は観察員・帯同コーチ等を含む

1. 陸上競技(男女)
2. サッカー(男・女)  
※2018年度より男女を隔年で実施
3. テニス(男女)
4. バレーボール(男女)
5. バスケットボール(男女)
6. ウエイトリフティング(男女)
7. ハンドボール(男女)
8. ソフトテニス(男女)
9. 卓球(男女)
10. バドミントン(男女)
11. ラグビーフットボール(男)

日韓スポーツ交流の実施概況および今後の実施予定(2013~2020年度分)

回数 年度	交流形態			内容			合計人数	
				期間	場所	人数		
<第17回> 2013年度	青少年	夏季	派遣	8/16~22	韓国・仁川広域市	218	1,600	
			受入	同上	滋賀県	213		
		冬季 <第12回>	派遣	2014.1.21~27	韓国・ソウル特別市、江原道	147		
			受入	スキー スケート、アイスホッケー、カーリング	新潟県 北海道	51 96		
	成人	夏季	派遣	5/10~16	韓国・慶尚北道	189		
			受入	10/18~24	福岡県・北九州市	193		
		地域交流	派遣	19交流／16都道府県		356		
			受入	11交流／9都県		137		
<第18回> 2014年度	青少年	夏季	派遣	8/16~22	韓国・全羅北道全州市	214	1,300	
			受入	同上	秋田県	210		
		冬季 <第13回>	派遣	2015.1.11~17	韓国・ソウル特別市、江原道	154		
			受入	スキー スケート、アイスホッケー、カーリング	長野県 岩手県	49 97		
	成人	夏季	派遣	10/30~11/5	韓国・江原道	190		
			受入	9/18~24	埼玉県	191		
		地域交流	派遣	8交流／8都道県		133		
			受入	4交流／4県		62		
<第19回> 2015年度	青少年	夏季	派遣	8/16~22	韓国・全羅南道麗水市	213	1,415	
			受入	同上	山形県	217		
		冬季 <第14回>	派遣	2016.2.13~19	韓国・ソウル特別市、江原道	151		
			受入	スキー スケート、アイスホッケー、カーリング	長野県 青森県	44 96		
	成人	夏季	派遣	5/14~20	韓国・京畿道	184		
			受入	9/17~23	石川県	193		
		地域交流	派遣	11交流／10都府県		186		
			受入	7交流／5道県		131		
<第20回> 2016年度	青少年	夏季	派遣	8/16~22	韓国・全羅北道全州市	211	1,451	
			受入	同上	千葉県	210		
		冬季 <第15回>	派遣	2017.2.21~27	韓国・ソウル特別市、江原道	146		
			受入	スキー スケート、アイスホッケー、カーリング	秋田県 岩手県	50 101		
	成人	夏季	派遣	5/26~6/1	韓国・ソウル特別市	181		
			受入	9/22~28	秋田県	192		
		地域交流	派遣	10交流／9都道県		179		
			受入	9交流／8都県		181		
<第21回> 2017年度	青少年	夏季	派遣	8/16~22	韓国・済州特別自治道	215	1,154	
			受入	同上	沖縄県	212		
		冬季 <第16回>	派遣	2018.1.8~13	韓国・ソウル特別市、江原道	159		
			受入	2018.2.12~17	長野県	159		
	成人	夏季	派遣	6/8~14	韓国・済州特別自治道	183		
			受入	9/14~20	兵庫県	192		
		地域交流	派遣	1交流／1県		12		
			受入	1交流／1県		22		
<第22回> 2018年度 (予定)	青少年	夏季	派遣	8/16~22	韓国・大邱広域市	218	1,144 ※調整中除く	
			受入	同上	佐賀県	218		
		冬季 <第17回>	派遣	調整中	韓国・ソウル特別市、江原道	159		
			受入	調整中	長野県	159		
	成人	夏季	派遣	5/10~16	韓国・忠清南道	195		
			受入	9/13~19	北海道	195		
		地域交流	派遣	調整中		–		
			受入	調整中		–		
<第23回> 2019年度 (予定)	青少年	夏季	派遣	8/16~22	調整中	218	826 ※調整中除く	
			受入	同上	京都府	218		
		冬季	派遣	日本・韓国・中国の3カ国での実施を検討中				
			受入	–	–	–		
	成人	夏季	派遣	5/10~16	調整中	195		
			受入	9/13~19	岐阜県	195		
		地域交流	派遣	調整中		–		
			受入	調整中		–		
<第24回> 2020年度 (予定)	青少年	夏季	派遣	8/16~22	調整中	218	826 ※調整中除く	
			受入	同上	調整中	218		
		冬季	派遣	日本・韓国・中国の3カ国での実施を検討中				
			受入	–	–	–		
	成人	夏季	派遣	5/10~16	調整中	195		
			受入	9/13~19	調整中	195		
		地域交流	派遣	調整中		–		
			受入	調整中		–		

※ 受入は韓国選手団人数、地域交流は委託対象人数

※ 成人交流(受入)は2012年度より日本スポーツマスターズへの特別参加となった。

◆青少年夏季:5競技<サッカー・バレーボール・バスケットボール・卓球・バドミントン>

◆青少年冬季:4競技<スキー(アルペン・クロスカントリー)・スケート(スピード・ショートトラック)・アイスホッケー・カーリング>

◆成人:10競技<サッカー・テニス・バレーボール・バスケットボール・自転車競技・ソフトテニス・軟式野球・ソフトボール・バドミントン・ボウリング>

日中スポーツ交流の実施概況および今後の実施予定(2013~2020年度分)

年度	日中青少年スポーツ交流							
	役員・指導者交流				団員交流			
	区分	人数	期間	場所	区分	人数	期間	場所
2013年度	受入	中国側が派遣を中止		受入	28	7日間	長野県	
2014年度	派遣	7	10日間	湖南省	派遣	24	7日間	江蘇省
2015年度	受入	8	10日間	富山県、岐阜県	受入	28	7日間	京都府
2016年度	派遣	5	10日間	江西省	受入	40	7日間	江西省
2017年度	受入	10	10日間	京都府、大阪府	派遣	40	7日間	島根県
2018年度 (予定)	派遣	10	10日間	調整中	受入	40	7日間	湖北省
2019年度 (予定)	派遣	未定		派遣	未定	7日間	未定	
2020年度 (予定)	受入	未定		受入	未定	7日間	未定	

年度	日中成人スポーツ交流				日中地域交流(都道府県・市区町村交流)				
	区分	競技数	人数	期間	場所	区分	開催都道府県数	交流数	人数
2013年度	派遣	鳥インフルエンザの影響により中止				派遣	2都県	2交流	40
	受入					受入	1府	2交流	31
2014年度	派遣	4	56	6日間	貴州省	派遣	1府	1交流	16
	受入	4	59	6日間	高知県	受入	1県	1交流	20
2015年度	派遣	3	47	5日間	海南省	派遣	4都県	4交流	72
	受入	中国側の事情により中止				受入	実施希望なし		
2016年度	派遣	4	61	5日間	寧夏回族自治区	派遣	3府県	3交流	28
	受入	4	59	5日間	奈良県	受入	2府県	2交流	35
2017年度	派遣	4	61	5日間	湖南省	派遣	1県	1交流	20
	受入	4	56	5日間	徳島県	受入	1県	1交流	22
2018年度 (予定)	派遣	4	61	5日間	陝西省	派遣	調整中		
	受入	4	61	5日間	静岡県	受入			
2019年度 (予定)	派遣	4	61	5日間	調整中	派遣			
	受入	4	56	5日間	静岡県	受入			
2020年度 (予定)	派遣	4	61	5日間	調整中	派遣			
	受入	4	61	5日間	調整中	受入			

※ 受入は中国選手団人数、地域交流は委託対象人数

年度	日中國民体力テスト研究員交流			
	区分	人数	期間	場所
2013年度	実施せず			
2014年度	実施せず			
2015年度	派遣	4	4日間	広東省広州市
2016年度	受入	5	5日間	東京都、千葉県
2017年度	派遣	3	5日間	北京市
2018年度 (予定)	受入	5	9月実施予定	徳島県
2019年度 (予定)	派遣	5	調整中	調整中
2020年度 (予定)	未定			

## 公認スポーツ指導者の区分と登録指導者数

### スポーツ指導基礎資格

【登録指導者総数 526,728名(2017年10月1日現在)】

資格	役割	登録人数
スポーツリーダー	・地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。	349,218名

### 競技別指導者資格

資格	役割	登録人数
指導員	・地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたる。 ・特に発育発達期の子どもに対しては、総合的な動きづくりに主眼を置き、遊びの要素を取り入れた指導にあたる。 ・地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導にあたる。 ・施設開放において利用者の指導支援を行う。	111,607名
上級指導員	・地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。 ・事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う。 ・地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導において中心的な役割を担う。 ・広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にあたる。	12,483名
コーチ	・地域において、競技者育成のための指導にあたる。 ・広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる。 ・広域スポーツセンターが実施する地域スポーツクラブの巡回指導に協力し、より高いレベルの実技指導を行う。	18,488名
上級コーチ	・ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。 ・国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして組織的な指導にあたる。	5,808名
教師	・商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 ・会員(顧客)が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。	3,282名
上級教師	・商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う。 ・会員(顧客)が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。 ・各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など、組織内指導者の中心的役割を担う。 ・地域スポーツ経営のためのコンサルティングならびに経営受託の企画・調整を行う。	1,254名

### フィットネス資格

資格	役割	登録人数
ジュニアスポーツ指導員	・地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う。	4,568名
スポーツプログラマー	・主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。	3,588名
フィットネストレーナー	・商業スポーツ施設等において、フィットネスの維持や向上のための専門的指導者として、質の高い実技指導を行う。 ・会員(顧客)が満足できるよう、個々人の年齢や性別、技能レベルやニーズなどに合わせたサービスを提供する。	456名

### メディカル・コンディショニング資格

資格	役割	登録人数
スポーツドクター	・スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる。 ・競技会等における医事運営ならびにチームドクターとしてのサポートにあたる。 ・スポーツ医学の研究、教育、普及活動等を通して、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする。	5,960名
スポーツデンティスト	・歯科医師の立場からスポーツにかかわる国民の健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる。	235名
アスレティックトレーナー	・スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、アスリートの健康管理、外傷傷害予防、スポーツ外傷障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる。	3,453名
スポーツ栄養士	・スポーツ活動現場において、競技者の栄養食事に関する専門的なサポートにあたる。 ・競技者の栄養食事に関する自己管理能力を高める栄養教育を行う。	253名

### マネジメント資格

資格	役割	登録人数
アシスタントマネジャー	・地域スポーツクラブにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、組織経営のための諸活動をサポートする。	5,588名
クラブマネジャー	・地域スポーツクラブにおいて、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なクラブ経営を行う。 ・地域スポーツクラブの活動が円滑に行われるために必要な競技別指導者、フィットネス指導者、メディカル・コンディショニング指導者などのスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する。	398名

※ スポーツトレーナー(旧資格)登録者数は、89名。

## 公認スポーツ指導者 登録者数の推移

(名)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
指導員・上級指導員	119,093	114,406	117,577	121,145	124,090
コーチ・上級コーチ	20,080	20,527	21,521	22,973	24,296
教師・上級教師	5,379	4,811	4,705	4,615	4,536
スポーツプログラマー	4,759	3,848	3,718	3,647	3,588
フィットネストレーナー	684	551	517	472	456
ジュニアスポーツ指導員	5,436	4,623	4,622	4,544	4,568
アスレティックトレーナー	2,078	2,324	2,623	3,027	3,453
スポーツドクター	5,502	5,596	5,656	5,806	5,960
スポーツデンティスト	-	-	67	136	235
アシスタントマネジャー	5,096	5,512	5,578	5,551	5,588
クラブマネジャー	326	374	393	397	398
スポーツ栄養士	127	152	172	212	253
スポーツリーダー	247,824	269,843	296,185	324,712	349,218
(旧資格)スポーツトレーナー	183	121	114	108	89
合計(スポーツリーダーを除く)	168,743	162,845	167,263	172,633	177,510
計	416,567	432,688	463,448	497,345	526,728
研修受講率	74.5%	76.4%	80.7%	81.1%	83.0%

\* 数値はいずれも10月1日付

\* スポーツデンティストは2013年度から養成を開始し、2015年度から資格を認定

# 日本スポーツ少年団「第10次育成6か年計画」—アクションプラン2017—

平成29年3月5日

項目	重点項目	目標
1. 組織の整備・強化		都道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団
(1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村スポーツ少年団が地域のスポーツ推進に貢献できるよう活動の活性化を促す。</li> <li>・スポーツ少年団活動の推進に資する諸業務(市区町村単位でのイベントの企画・運営はじめ、行政機関や地域、学校等との連携など)の充実・強化に努め、都道府県および市区町村が連携して諸活動に取り組む。</li> <li>・都道府県、市区町村事務担当者自身の青少年スポーツに関する研修会等への参加を促す。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web登録手続きの定着にむけた取組み(把握と対応)</li> <li>・Web登録システム導入による効果(単位団との連絡等における事務量の削減等)の検証と新たな支援策(スポーツ少年団関係業務へ注力できる環境の整備等)の検討</li> <li>・活動充実のための情報提供、支援(総合型地域スポーツクラブとの連携した活動、スポーツ少年大会、運動適性テスト等)</li> <li>・「メール配信」の導入と定着(各種広報や日本、都道府県、市区町村スポーツ少年団からの情報提供)</li> <li>・都道府県・市区町村スポーツ少年団における広報活動への支援(広報出版物の活用方法の更なる周知等)</li> </ul>
(2) 地域スポーツクラブとしての組織基盤の充実	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各級スポーツ少年団の活動の充実に必要な各種情報をスムーズに伝達・共有するための環境を整える。</li> <li>・各級スポーツ少年団への情報伝達を効率的・効果的に実施し、情報共有を図る。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存広報出版物の内容や配布方法を見直し、広報出版物の活用を促す。</li> <li>・各級スポーツ少年団における広報活動の重要性を周知し、その充実を図る。</li> </ul>
(3) 関係機関・団体等との連携		
① 学校・幼稚園等および行政機関との連携強化		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の公認スポーツ指導者制度改定に併せたスポーツ少年団指導者制度の見直しを通して、スポーツ少年団の指導に関わる全ての指導者への資格取得を促進する。また、より多くの質の高い指導者がスポーツ少年団指導者として活躍できる環境を構築する。</li> <li>・規程や制度の改定内容を関係者・関係団体へ周知し、登録や資格取得の促進に努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団登録規程の見直し(登録対象者、登録料、登録区分等)を通して、幼児、中・高校生や高齢者を含むすべての地域住民が、それぞれの年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、スポーツ少年団において活動しやすい環境を整備する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・多世代の登録促進に向けた取組み</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団が地域スポーツクラブとして求められるマネジメント能力の向上</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団指導者(団指導者)への日本体育協会公認スポーツ指導者資格(マネジメント資格等)の取得促進</li> </ul>
② 競技団体および青少年団体との連携強化		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム(幼児期ACP)」を活用した幼稚園、保育所等との連携</li> <li>・地域でのスポーツ推進の担い手として、各種方策に基づき、情報発信、施策の実施を行う。</li> <li>・日本体育協会や関係機関から発信される情報を収集し、地域の実情に応じた活動を実施することに加え、実施した活動内容を外部へ発信する。</li> <li>・学校・幼稚園等および行政機関に対する、スポーツ少年団活動やスポーツ少年団の理念等の情報提供を充実させ、連携の強化を図る。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ庁、文部科学省への働きかけ</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・幼稚園等および行政機関内における広報活動との連携(スポーツ少年団諸活動やスポーツ少年団の理念の周知・普及)</li> </ul>
④ 登録システムの活用		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本体育協会の加盟団体への「ACP」および「幼児期ACP」の活用促進</li> <li>・日常生活を含む様々な場面において体験したフェアプレー行為を募集するなど、効果的な働きかけを実施する。</li> <li>・所属都道府県、市区町村の各種競技団体と連携を図り、地域での取組みを活性化することや、連携事例を積極的に発信する。</li> <li>・各種会議(市区町村事務担当者会議、単位団代表者会議など)において、フェアプレー教育の実践に向けた取組みを行う。</li> <li>・所属都道府県、市区町村の各種青少年団体と連携を図り、地域での取組みを活性化することや、連携事例を積極的に発信する。</li> <li>・競技団体および青少年団体に対する、スポーツ少年団活動やスポーツ少年団の理念等の情報提供を充実させ、連携の強化を図る。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録受付期間の延長と追加登録の導入</li> <li>・Web登録システムの改修</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録受付期間の延長、追加登録について検討し、実施に向けた調整を都道府県スポーツ少年団等と行う。</li> <li>・登録期間の延長、追加登録についてスマートな運営ができるよう必要な周知、対応を行う。</li> <li>・登録システムの改修・改善要望について検討・意見の収集を行い、提案する。</li> </ul>

項目	重点項目	目標	
<b>2. 指導者・リーダーの育成</b>		日本スポーツ少年団 都道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団	
(1) 指導者資格の取得促進と女性指導者の拡充			
① 指導者資格の取得促進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団指導者の役割に応じた資格の在り方の検討</li> <li>・スポーツ少年団の指導にかかる全ての登録者への資格取得の促進</li> </ul>	
② 女性指導者の拡充		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性指導者の拡充に向けた取組みについての事例収集、調査(都道府県スポーツ少年団との情報共有)</li> <li>・女性指導者が活躍しやすい環境の整備(スポーツ少年団登録規程の見直しの検討)</li> </ul>	
③ 指導者制度の検討	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の公認スポーツ指導者制度改定に併せたスポーツ少年団指導者制度の見直し</li> <li>・より多くの質の高い指導者がスポーツ少年団指導者として活躍できる環境の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団指導者制度の見直し内容を関係者・関係団体へ周知し、資格取得の促進に努める。</li> <li>・各級スポーツ少年団への女性指導者活用事例調査を実施し、情報の共有を図る。</li> <li>・女性指導者向けの研修会を実施し、女性指導者の拡充を図る。</li> <li>・各級スポーツ少年団役員に女性指導者を積極的に登用し、女性指導者の拡充を図る。</li> </ul>
(2) 有資格指導者の研修方法・内容の検討	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格指導者(認定員、認定育成員)の再研修の在り方の検討(スポーツ少年団指導者制度の見直しと併せて)</li> <li>・効果的で効率的な研修の導入に向けた取組み(研修方法および内容、制度の検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格指導者に対する研修の導入に向けて、方法や内容を関係者・関係団体へ周知し、指導者の質の向上に努める。</li> </ul>
(3) 都道府県指導者協議会等と全国指導者協議会の連携・充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各層指導者協議会における情報共有と共通理解の促進</li> <li>・各層指導者協議会における活動の充実</li> <li>・都道府県指導者協議会等と全国指導者協議会の連携促進の取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各層指導者協議会が共通の理解の下、現場での活動を通して、スポーツ少年団の理念の実現に向け、活動を推進できる体制を整える。</li> <li>・各級スポーツ少年団において指導者協議会、またはそれに代わる会議体の設置を進める。</li> </ul>
(4) リーダー資格の取得促進とリーダー活動の充実			
① リーダー資格の取得促進			
② リーダー資格取得のためのスクーリング開催方法の検討(スポーツ少年団指導者制度の見直しと併せて)	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダーの役割、望ましいリーダー育成像の整理</li> <li>・リーダー資格取得のためのスクーリング開催方法の検討(スポーツ少年団指導者制度の見直しと併せて)</li> <li>・ホームページや情報誌「Sports Japan」掲載記事の充実【リーダー育成活動の様子(写真・映像)、参加団員やその保護者の声／感想の掲載等】</li> <li>・スクーリング参加者とその保護者を対象とした調査【参加前後の変化(成長)を評価】の実施と広報活動資料としての活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダーの役割、望ましいリーダー育成像を整理し、スポーツ少年団指導者制度の見直しと合わせてリーダー資格取得のためのスクーリング開催方法の改定を検討する。</li> <li>・各種交流・大会参加者の声を集め、ホームページや情報誌を通じて、広報活動を実施する。</li> <li>・リーダースクール参加者への調査を実施し、より良いスクーリング開催方法の検討を行うとともに参加者の好事例について発信する。</li> <li>・ジュニア・リーダーの望ましい育成像の整理に基づき、ジュニア・リーダー資格取得のためのスクーリングを開催する。</li> <li>・各種交流・大会参加者の声を集め、ホームページや機関誌等を通じて、広報活動を実施する。</li> <li>・運営の改善を重ね、より充実したスクーリングを実施する。</li> </ul>
② リーダー活動の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー資格保有者を対象とした既存イベントの位置付けや内容の整理</li> <li>・単位団指導者へのリーダー活動に関する情報提供と理解促進</li> <li>・都道府県、市区町村におけるリーダー活動事例の収集、発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県リーダー会主催のリーダー研修会の実施を検討する。</li> <li>・既存大会の見直しを行い、内容の充実を図る。</li> <li>・既存大会、レクリエーションの指導ができるリーダーを育成し、活動の機会を提供して、リーダー活動の活性化を図る。</li> <li>・リーダー会主催のリーダー研修会の実施を検討し、リーダー活動に関する情報提供と理解促進を図る。</li> <li>・ホームページやSNSを活用して、リーダー活動事例を発信する。</li> </ul>
③ リーダー制度の検討	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダーの望ましい姿や求められる能力に応じるとともに、現在の青少年の各種環境に沿ったリーダー制度見直しの検討(スポーツ少年団指導者制度の見直しと併せて)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ少年団リーダー制度(リーダー資格取得のためのスクーリング開催方法を含む)を見直すことにより、リーダー育成活動の活性化を促進する。</li> <li>・ジュニア・リーダー資格取得のためのスクーリングを開催する。</li> </ul>
<b>3. 活動の充実</b>			
(1) 安全対策の確立			
① ジュニアスポーツの安全対策サポートの推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニア期のスポーツ活動における安全対策に関する啓発(最新情報の提供等)</li> <li>・スポーツ少年団協力弁護士との連携促進</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニア期のスポーツ指導者が備えるべき安全対策についての最新情報を指導者に対して適切に提供する。</li> <li>・ホームページやメール配信を活用したリスク管理や事例の紹介による啓発を図る。</li> <li>・安全対策をテーマとした育成母集団研修会を開催し、啓発を図る。</li> <li>・各都道府県内の弁護士との連携を図る。</li> </ul>	

項目	重点項目	目標	
		日本スポーツ少年団	都道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団
<b>3. 活動の充実</b>			
(2) 団員の加入と活動継続の促進			
① 団員の加入促進			
・ 団員の加入を促進するためのスポーツ少年団登録規程の見直し	②	・ スポーツ少年団登録規程の見直し(登録対象者、登録料、登録区分等)を通して、幼児、中・高校生や高齢者を含むすべての地域住民が、それぞれの年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、スポーツ少年団において活動しやすい環境を整備する。	
・ 「スポーツ少年団検索」ページの作成と周知		・ 各級スポーツ少年団における広報活動を充実することにより、新規団員の加入促進に貢献する。	・ 各単位団に対し、「スポーツ少年団検索」ページへの情報掲載を促すとともに、行政機関・地域・保護者等への周知・普及活動を推進する。
・ 単位団の広報活動の支援			・ 各級スポーツ少年団が連携し、単位団における広報活動の充実に向けた各種取組みを行う。
・ 保護者へのスポーツ少年団諸活動(ACP等)の周知(ホームページ等)			
② 中・高校生の活動継続の促進			
・ スポーツ少年団の活動実態に関する調査の実施(日常活動での実施内容等)		・ 「中・高校生の活動継続等調査 報告書」(平成26年度)の内容を踏まえ、中・高校生がスポーツ活動を継続しやすい環境の構築を目指す。	・ 調査への協力・意見出しに加え、得られた調査結果を踏まえ、中・高校生の活動継続に役立てる。
・ 全国スポーツ少年大会に参加する中・高校生の活動実態調査の実施			・ 調査への協力・意見出しに加え、得られた調査結果を踏まえ、中・高校生の活動継続に役立てる。
・ 中・高校生が活動しやすいスポーツ少年団登録規程の見直しの検討	②	・ スポーツ少年団登録規程の見直し(登録対象者、登録料、登録区分等)を通して、幼児、中・高校生や高齢者を含むすべての地域住民が、それぞれの年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、スポーツ少年団において活動しやすい環境を整備する。	
・ スポーツ少年団指導者・保護者への活動継続に関する周知・理解促進活動		・ 活動継続の好事例を収集し、指導者・保護者への周知活動を行う。	・ 各種研修会・交流大会等で活動継続に関する周知活動・理解促進活動を行う。
・ 都道府県・市区町村スポーツ少年団職員への活動継続に関する情報提供や認定員資格取得の働きかけ		・ 活動継続の好事例を収集し、発信することで地域での課題解決に貢献する。	・ 各級スポーツ少年団における情報収集・事例の発信を行う。
(3) 幼児受入のための環境整備			
・ 単位団におけるスポーツ少年団活動への「ACP」および「幼児期ACP」の導入促進	③	・ アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)に関する講習会や研修会等の実施・充実を通して、幼児期からの遊びを通じた運動プログラムを提供することの重要性をスポーツ少年団組織内外に周知するとともに、各地域において幼児受入の際のポイントや指導技術を示すことができる人材を育成する。	・ 各級スポーツ少年団において、アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)に関する講習会や研修会等を企画・実施し、幼児期からの遊びを通じた運動プログラムを提供することの重要性をスポーツ少年団組織内外に周知することに努める。
・ 幼児期からの遊びを通じた運動プログラムを提供することへの理解・促進活動			・ 各地域において幼児受入の際のポイントや指導技術を示すことができる人材の育成に努める。
・ 幼児受入に向けた指導技術の研修を促進(「幼児期ACP」普及・講習会の実施・充実)			
・ 各地域の指導者に対し幼児受入の際のポイントや指導技術を示すことができる人材の育成(「幼児期ACP」講師講習会の実施・充実)			
・ 「ACP」および「幼児期ACP」の育成母集団やリーダーへの普及と活動現場での遊びの先導役(プレーリーダー)としての活用促進			
(4) 育成母集団の活動の充実・拡充	③		
・ 育成母集団の在り方・役割の周知と活動活性化の取組み(スポーツ少年団登録規程の見直しの検討等)		・ 育成母集団を対象としたアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及や暴力行為防止等に関する研修、各種サポートの実施を通して、スポーツ少年団への理解を深めてもらうことにより、育成母集団による様々な支援活動の充実はもとより、育成母集団のメンバー自身がスポーツを楽しめる機会を充実する。	・ 育成母集団を対象としたアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及や暴力行為防止等に関する研修、各種サポートの実施に努める。
・ 育成母集団を対象にした暴力行為防止等に関する研修、各種サポート(団運営等に関する情報提供等)の充実		・ アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及を通して、現在はスポーツ少年団の活動を「ささえ」という関わり方が主となっている指導者や育成母集団のメンバーが自らもスポーツを「する」機会を増加させることにより、スポーツ少年団関係者がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。	・ アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及を通して、現在はスポーツ少年団の活動を「ささえ」という関わり方が主となっている指導者や育成母集団のメンバーが自らもスポーツをする機会の増加に努める。
・ スポーツ少年団指導者を対象にした育成母集団の在り方にに関する研修の実施			
・ 育成母集団自身がスポーツを楽しめる環境の整備・充実			
(5) 地域スポーツクラブとしての活動の充実	①		
・ 地域活動への積極的な参加の促進		・ 単位団への会則・規約等の整備、適切な会計処理や広報活動の充実に必要な各種情報提供等を通して、単位団が地域に開かれ、認められる地域のスポーツクラブ(地域スポーツクラブ)として充実することを促進する。	・ 単位団への会則・規約等の整備、適切な会計処理や広報活動の充実に必要な各種情報の提供等に努める。
・ 全国スポーツ少年団活動(全国一斉活動)による社会貢献活動の奨励と事例紹介		・ 全国スポーツ少年団活動(全国一斉活動)などの社会貢献活動(地域活動)への積極的な参加の奨励や事例紹介を通して、スポーツ少年団関係者はもちろん、地域住民のスポーツ少年団活動に対する意識の改革を促す。	・ 全国スポーツ少年団活動(全国一斉活動)などの社会貢献活動(地域活動)への積極的な参加の奨励や事例紹介に努める。

項目	重点項目	目標	
		日本スポーツ少年団	都道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団
<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の単位団による交流事例の紹介</li> <li>1つの単位団の中で多くの年代が関わる活動の促進と事例紹介</li> <li>単位団における規約や会計等の整備に関する情報の提供</li> <li>広報活動の充実・強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の単位団による交流事例【種目の多様性】や1つの単位団の中でも多くの年代が関わる活動事例【世代や年齢の多様性】の紹介、アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及等【運動・競技レベルの多様性】を通して、スポーツ少年団には多様な活動・組織形態があることをスポーツ少年団組織内外に周知する。</li> <li>単位団において団の運営に携わる者に対する日本体育協会公認スポーツ指導者資格(マネジメント資格等)の取得を奨励するなど、地域スポーツクラブとして求められるマネジメント能力の向上を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の単位団による交流事例や1つの単位団の中でも多くの年代が関わる活動事例を収集し紹介する。</li> <li>単位団において団の運営に携わる者に対する日本体育協会公認スポーツ指導者資格(マネジメント資格等)の取得を奨励する。</li> </ul>
(6) 国内交流活動の充実			
<ul style="list-style-type: none"> <li>① スポーツ少年大会の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>全国スポーツ少年大会のさらなる充実のための検討</li> <li>全国スポーツ少年大会の広報活動の充実(ホームページ等)</li> <li>全国大会と各ブロック、都道府県大会のプログラム・参加条件等の整理</li> </ul> </li> <li>② 競技別交流大会の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の競技別交流大会の在り方・大会形態の検討</li> <li>全国競技別交流大会の実施種目の検討</li> <li>全国競技別交流大会の広報活動の充実(ホームページ等)</li> </ul> </li> </ul>	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ少年団活動を活発化させ魅力あるものとし、子ども達の出会いの機会、多様な活動の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加条件を踏まえ、大会参加者を計画的に育成する。</li> <li>各ブロック・都道府県スポーツ少年大会において、周知活動を行う。</li> <li>全国とブロック、都道府県少年大会がプログラム内容でつながりを持つように連携を図る。</li> </ul>
(7) 国際交流活動の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>競技を通じて団員相互の交流を深め、年代を超えた仲間意識と連携を高めてることで地域における団活動の活性化を図る。</li> <li>既存の交流大会のあり方を検討し、競技を通じてスポーツの楽しみや歓びを提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の交流大会において、団員相互の交流を深める内容等を検討し、より理念の内容を取り入れた大会を実施する。</li> <li>スポーツ少年団競技別交流大会の特徴をアピールし、大会の機運を高める。</li> </ul>
(8) 活動プログラムの研究・活用			
<ul style="list-style-type: none"> <li>① スポーツ医・科学専門委員会等との連携による活動プログラムの研究・活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>運動遊びがもたらす心理的効果に関する周知活動の実施</li> <li>スポーツ活動中の熱中症事故予防に関する啓発活動</li> </ul> </li> <li>② アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及・活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>単位団におけるスポーツ少年団活動への「ACP」および「幼児期ACP」の導入促進</li> <li>指導者や育成母集団やリーダー等への普及(「幼児期ACP」普及講習会の実施・充実)</li> <li>各地域において普及することができる人材の育成(「幼児期ACP」講師講習会の実施・充実)</li> <li>「幼児期ACP」講師講習会で育成した人材への活動機会の提供</li> <li>関係機関等との連携・強化(モデル事例の情報収集と紹介)</li> </ul> </li> <li>③ 運動適性テストの研究・活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の運動適性テストの見直し(測定項目、評価方法)</li> <li>効率的なデータ収集の方法、結果の活用方法の検討</li> </ul> </li> </ul>	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国のスポーツ少年団関係者に対し、地域のスポーツクラブ先進国であるドイツに関する研修の機会を提供し得られた知識や人脈を地域の活動の充実に役立てる。</li> <li>派遣定員を満たすことができるよう参加資格等の見直しなどを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣定員を満たすことができるよう計画的な派遣者の育成、各種機会での情報提供を行う。</li> <li>これまで各地域で築き上げたつながりを活かし、直接的な連携を図る。</li> <li>交流に関する意見出しや所属ブロック、都道府県における国際交流の在り方について検討する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツによる交流を通して相互の研修・交流を行い得られた知識や人脈を地域の活動の充実に役立てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流参加者に活躍の場を提供し、得られた知識・経験を今後の活動に活用する。</li> <li>交流内容・参加条件について情報発信を行い、参加者の確保に努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会と連携しプログラムの研究・活用を図ることでスポーツ少年団活動の充実を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本体育協会や関係機関から発信される情報を収集し、各種研修会、大会、広報活動を通して発信していく。</li> </ul>

項目	重点項目	目標	
		日本スポーツ少年団	都道府県スポーツ少年団 市区町村スポーツ少年団
(9) 広報活動の充実・強化			
① 一般社会に向けた広報活動の充実			
・ホームページの充実(ページ構成等の見直し、「スポーツ少年団検索」ページの作成と周知) ・プレスリリースの活用 ・「広報活動ガイド」活用の奨励と既存広報資料の見直し(内容・配布先等)		・一般社会に向けた広報の内容や方法を整理し、効果的・効率的な実施に努める。	・各級スポーツ少年団において、ホームページをはじめとした広報ツールの作成・充実や報道・行政機関等との連携を促進し、地域住民等への広報活動の充実に努める。 ・各級スポーツ少年団が連携し、単位団における広報活動の充実に向けた各種取組みを行う。
(9) 広報活動の充実・強化			
② 関係者に向けた広報活動の充実			
・「メール配信」を活用した大会等の開催案内の充実 ・ホームページの充実(告知の充実、申込手続きのオンライン化、情報誌「Sports Japan」掲載記事の活用、写真集の充実等) ・情報誌「Sports Japan」の充実(デジタルブック化の検討等) ・「広報活動ガイド」活用の奨励と既存広報資料の見直し(内容・配布先等)		・関係者に向けた広報の内容や方法を整理し、効果的・効率的な実施に努める。 ・関係者に正確な情報を伝達するための広報活動の充実に努める。	・各級スポーツ少年団において、ホームページをはじめとした広報ツールの作成・充実やメール配信を活用し、スポーツ少年団関係者への広報活動の充実に努める。 ・各級スポーツ少年団が連携し、単位団における広報活動の充実に向けた各種支援を行う。
4. スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピック・ムーブメントの推進			
(1) スポーツ少年団の理念の普及・実践	①		
・ホームページの充実【スポーツ少年団の歴史(創設経緯や背景等)、理念の解説] ・「メール配信」を活用したスポーツ少年団登録者への普及・実践 ・情報誌「Sports Japan」の活用(理念に関する連載の新設等) ・既存広報資料の活用(内容・配布先等の見直し) ・スポーツ少年団の理念とオリンピック・ムーブメントに関する学習の機会・場の提供		・スポーツ少年団の理念を継承するため、スポーツ少年団関係者はもちろん、広く一般に向けた普及に努めるとともに、理念の体現に向けた各種取組みを実施する。	・各級スポーツ少年団が実施する研修等を通じて、スポーツ少年団関係者に対し、スポーツ少年団の理念の周知・徹底に努める。
(2) オリンピック精神の普及			
① フェアプレーの理解と実践の促進			
・日本スポーツ少年団各種交流活動でのフェアプレー教育 ・「フェアプレイ宣言」の奨励 ・「フェアプレイ大賞」参画の奨励 ・「あくしゅ、あいさつ、ありがとう」の実践奨励 ・ホームページ／「メール配信」／情報誌「Sports Japan」による取組みの紹介		・スポーツを行いうえで基本となるフェアプレーについて、スポーツ少年団関係者が改めて理解し、スポーツの価値や意義を認識することを目指す。 ・各種活動の参加者に対して「フェアプレイ宣言」を奨励する。 ・スポーツ少年団に係る全ての活動および日常生活において、フェアプレーを実践することを目指す。	・各種大会やイベント等を通じてスポーツ少年団関係者に対し「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンへの協力を推奨する。
② 障がい者のスポーツ活動への理解促進			
・スポーツ少年団関係者(指導者・団員等)への障がい者スポーツに関する情報の発信(競技・種目の紹介、体験機会の紹介、スポーツ少年団活動における事例紹介等) ・各種大会等のプログラムへの導入(教育型・体験型・交流型等) ・東京2020パラリンピックへの協力・参画 ・障がい者スポーツ協会との連携(情報共有、指導者養成等)		・スポーツ活動を通じて障がいの有無でスポーツ活動が制限されることのない地域づくりに貢献する。 ・指導者育成、イベントなどの連携方法について、両団体で協議を進め、具体的な施策を検討する。 ・障がい者スポーツ協会とスポーツ少年団活動との連携を図り、スポーツ少年団関係者に対する情報提供を行う。	・各級スポーツ少年団が実施する研修等を通じて、スポーツ少年団関係者に対し、障がい者スポーツに関する情報提供や体験機会の設定等に努める。 ・全国的な障がい者スポーツの大会(全国障害者スポーツ大会等)の開催地を中心に、各級スポーツ少年団が連携し、当該大会の実施・運営への協力に努める。
(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連活動の実施			
① 開催記念活動の実施・協力			
・全国一斉活動(地域の清掃美化活動をはじめとする社会貢献活動)の実施(年次的) ・平和メッセージ・スローガンの募集 ・スポーツ少年団登録を行っている団員全員が対象となる大会等の実施(開催年度)の検討		・全国での社会貢献活動を推進し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を高める。 ・東京でのオリンピック開催年に全国各地で記念行事を実施し、スポーツ少年団関係者がオリンピック・ムーブメントについて考える機会を提供する。	・既存の社会貢献活動を継続実施し、より多くの参加者にオリンピックムーブメントに関する周知とともに、活動の実施機会を提供する。
② 日独ユースキャンプの実施			
・各都道府県から推薦された青少年・リーダーが参加する日独ユースキャンプの実施 ・日独ユースキャンプに参加した青少年・リーダーへのフォローアップ		・東京でのオリンピック開催年にドイツとの交流活動を実施し、特別な国際交流の機会を提供することで、将来地域でのスポーツ少年団活動を支えていく青少年を育成する。	・全都道府県からキャンプに参加ができるよう、計画的な青少年・リーダーの育成を行う。 ・キャンプに参加した青少年・リーダーの活躍の場を検討・提供する。

## スポーツ少年団登録状況(推移)

年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

<登録推移>

団 数	36,029団	35,685団	35,305団	34,766団	34,036団	33,077団	32,448団	32,148団
団 員 数	864,547名	834,040名	807,631名	777,940名	741,810名	719,752名	701,144名	694,173名
指導者・役職員数	210,187名	209,775名	207,550名	203,952名	202,904名	206,029名	203,983名	200,611名
合 計	1,074,734名	1,043,815名	1,015,181名	981,892名	944,714名	925,781名	905,127名	894,784名

<団活動種目別構成(団数および比率)>

1. 軟式野球	7,313団 (20.3%)	7,314団 (20.5%)	7,181団 (20.3%)	7,008団 (20.2%)	6,764団 (19.9%)	6,540団 (19.8%)	6,389団 (19.7%)	6,378団 (19.8%)
2. サッカー	4,567団 (12.7%)	4,561団 (12.8%)	4,578団 (13.0%)	4,529団 (13.0%)	4,403団 (12.9%)	4,279団 (12.9%)	4,193団 (12.9%)	4,139団 (12.9%)
3. 複合種目	4,441団 (12.3%)	4,341団 (12.2%)	4,222団 (12.0%)	4,108団 (11.8%)	3,950団 (11.6%)	3,816団 (11.5%)	3,659団 (11.3%)	3,357団 (10.4%)
4. バレーボール	3,807団 (10.6%)	3,782団 (10.6%)	3,772団 (10.7%)	3,737団 (10.7%)	3,695団 (10.9%)	3,629団 (11.0%)	3,578団 (11.0%)	3,587団 (11.2%)
5. 剣道	3,029団 (8.4%)	2,978団 (8.3%)	2,912団 (8.2%)	2,867団 (8.2%)	2,796団 (8.2%)	2,697団 (8.2%)	2,644団 (8.1%)	2,627団 (8.2%)
6. バスケットボール	3,147団 (8.7%)	3,149団 (8.8%)	3,174団 (9.0%)	3,177団 (9.1%)	3,155団 (9.3%)	3,136団 (9.5%)	3,177団 (9.8%)	3,234団 (10.1%)
7. 空手道	2,154団 (6.0%)	2,140団 (6.0%)	2,145団 (6.1%)	2,116団 (6.1%)	2,077団 (6.1%)	2,002団 (6.1%)	1,954団 (6.0%)	1,951団 (6.1%)
8. 柔道	1,285団 (3.6%)	1,261団 (3.5%)	1,230団 (3.5%)	1,210団 (3.5%)	1,168団 (3.4%)	1,117団 (3.4%)	1,072団 (3.3%)	1,062団 (3.3%)
9. ソフトボール	1,264団 (3.5%)	1,254団 (3.5%)	1,249団 (3.5%)	1,195団 (3.4%)	1,168団 (3.4%)	1,106団 (3.3%)	1,079団 (3.3%)	1,060団 (3.3%)
10. バドミントン	745団 (2.1%)	733団 (2.1%)	737団 (2.1%)	725団 (2.1%)	721団 (2.1%)	715団 (2.2%)	703団 (2.2%)	719団 (2.2%)
11.その他(50種目)	4,277団 (11.9%)	4,172団 (11.7%)	4,105団 (11.6%)	4,094団 (11.8%)	4,139団 (12.2%)	4,040団 (12.2%)	4,000団 (12.3%)	4,034団 (12.5%)

<団員男女構成(団員数および比率)>

男子 団員	621,599名 (71.9%)	600,111名 (72.0%)	577,316名 (71.5%)	553,055名 (71.1%)	524,444名 (70.7%)	506,353名 (70.4%)	489,755名 (69.9%)	482,231名 (69.5%)
女子 団員	242,948名 (28.1%)	233,929名 (28.0%)	230,315名 (28.5%)	224,885名 (28.9%)	217,366名 (29.3%)	213,399名 (29.6%)	211,389名 (30.1%)	211,942名 (30.5%)

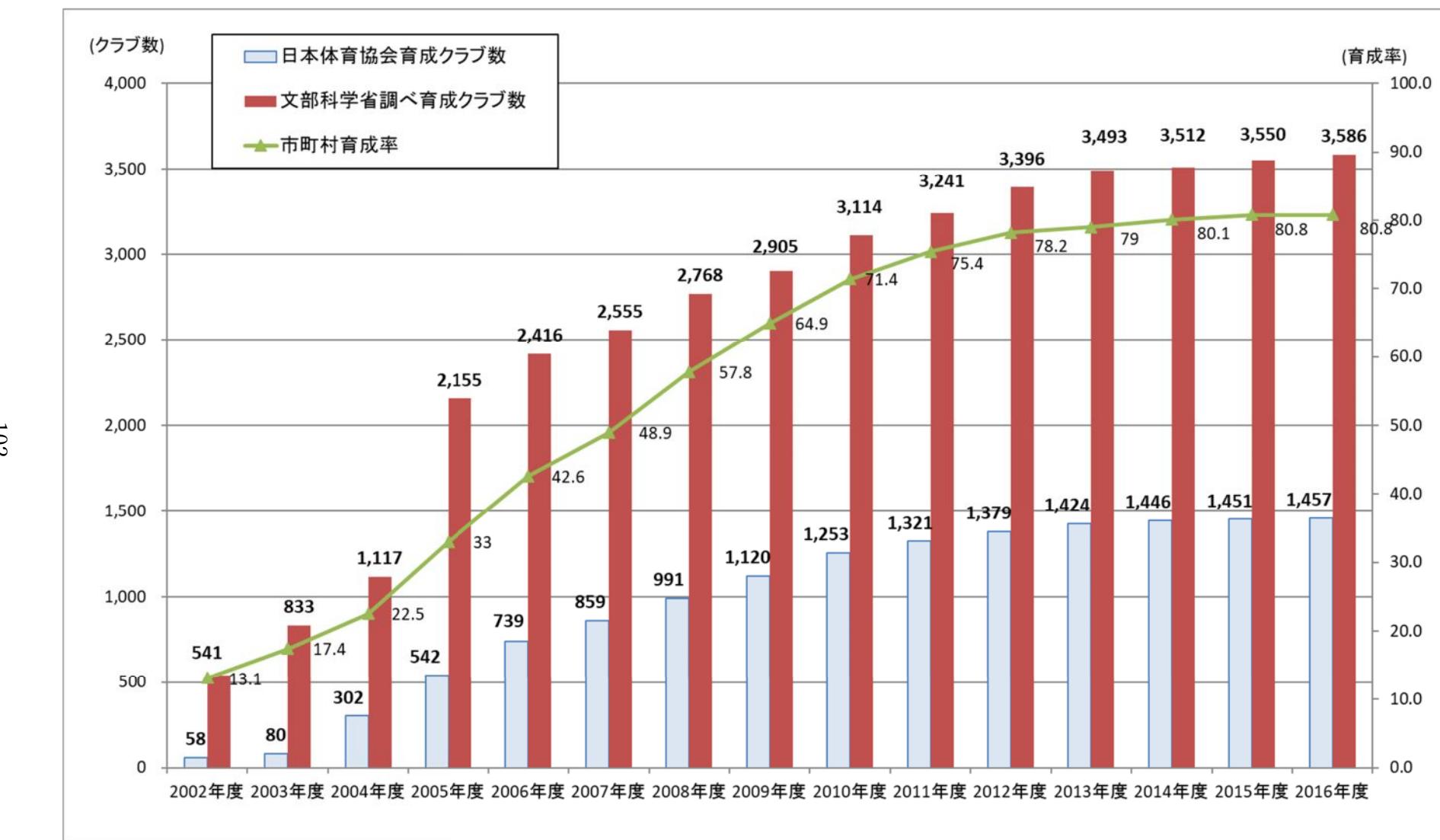
<団員年齢構成(団員数および比率)>

幼児(3歳~)								4,486名 (0.6%)
小 学 生	764,079名 (88.4%)	734,265名 (88.0%)	708,788名 (87.8%)	681,174名 (87.6%)	646,625名 (87.2%)	627,415名 (87.2%)	611,608名 (87.2%)	603,336名 (86.9%)
(1~3年)	202,701名 (23.4%)	192,515名 (23.1%)	187,519名 (23.2%)	182,074名 (23.4%)	176,190名 (23.8%)	177,866名 (24.7%)	174,487名 (24.9%)	172,364名 (24.8%)
(4~6年)	561,378名 (64.9%)	541,750名 (65.0%)	521,269名 (64.5%)	499,100名 (64.2%)	470,435名 (63.4%)	449,549名 (62.5%)	437,121名 (62.3%)	430,972名 (62.1%)
中 学 生	92,308名 (10.7%)	91,959名 (11.0%)	91,122名 (11.3%)	89,254名 (11.5%)	87,362名 (11.8%)	84,878名 (11.8%)	82,326名 (11.7%)	82,559名 (11.9%)
高 校 生 以 上	8,160名 (0.9%)	7,816名 (0.9%)	7,721名 (1.0%)	7,512名 (1.0%)	7,823名 (1.1%)	7,459名 (1.0%)	7,210名 (1.0%)	8,278名 (1.2%)
合 計	864,547名	834,040名	807,631名	777,940名	741,810名	719,752名	701,144名	694,173名

<全国の対象人口に対する団員登録率>

幼児(3歳~)								0.14%
小 学 生	10.93%	10.64%	10.48%	10.20%	9.80%	9.59%	9.35%	9.35%
中 学 生	2.59%	2.57%	2.56%	2.52%	2.49%	2.45%	2.38%	2.48%
高 校 生	0.12%	0.16%	0.16%	0.16%	0.16%	0.15%	0.15%	0.17%
全 体	5.05%	5.44%	5.33%	5.17%	4.96%	4.85%	4.72%	4.75%

## 総合型地域スポーツクラブの育成状況



（スポーツ庁資料に基づく日本体育協会育成クラブ数を加筆）

総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)加入クラブ数

2016年12月末現在

No.	都道府県	2010年 2月末	2011年 2月末	2012年 2月末	2012年 12月末	2013年 12月末	2014年 12月末	2015年 12月末	2016年 12月末	育成クラブ 総数 ※	〈参考〉
										2016年 7月1日現在	
No.	都道府県	2010年 2月末	2011年 2月末	2012年 2月末	2012年 12月末	2013年 12月末	2014年 12月末	2015年 12月末	2016年 12月末	育成クラブ 総数 ※	〈参考〉
1	北海道	43	54	62	70	75	84	83	82	160	51%
2	青森県	0	19	23	23	28	29	29	21	36	58%
3	岩手県	40	45	54	50	51	53	54	54	75	72%
4	宮城県	-	-	21	24	27	25	24	25	48	52%
5	秋田県	45	54	61	65	68	70	71	72	74	97%
6	山形県	44	46	47	50	62	63	55	55	64	86%
7	福島県	0	83	84	87	87	87	78	58	87	67%
8	茨城県	32	34	38	39	41	47	49	50	50	100%
9	栃木県	49	49	49	51	53	55	56	56	57	98%
10	群馬県	0	36	41	40	44	44	44	41	44	93%
11	埼玉県	-	-	72	80	87	88	86	94	96	98%
12	千葉県	23	32	35	47	52	54	50	77	84	92%
13	東京都	0	42	48	48	51	52	53	54	135	40%
14	神奈川県	41	48	64	74	88	72	86	87	89	98%
15	山梨県	0	29	31	23	25	25	27	29	33	88%
16	長野県	32	46	55	55	63	64	67	68	76	89%
17	新潟県	-	-	33	33	33	35	34	34	47	72%
18	富山県	50	50	50	47	46	45	44	34	62	55%
19	石川県	0	18	18	20	22	20	19	12	39	31%
20	福井県	18	24	24	25	26	26	26	27	27	100%
21	静岡県	43	48	59	61	61	62	19	18	70	26%
22	愛知県	0	34	20	22	25	28	28	30	140	21%
23	三重県	-	-	27	28	32	32	32	33	67	49%
24	岐阜県	-	-	45	52	56	53	48	46	68	68%
25	滋賀県	42	46	45	46	46	45	47	48	57	84%
26	京都府	30	37	37	41	41	47	43	46	59	78%
27	大阪府	-	-	25	25	25	24	24	28	64	44%
28	兵庫県	833	833	833	827	821	785	784	782	784	100%
29	奈良県	25	27	51	55	56	57	61	61	61	100%
30	和歌山県	44	52	53	55	57	56	58	56	57	98%
31	鳥取県	31	31	31	30	29	30	30	28	30	93%
32	島根県	36	41	34	36	34	33	34	34	35	97%
33	岡山県	34	36	34	35	36	36	36	44	44	100%
34	広島県	28	33	34	35	35	35	35	37	37	100%
35	山口県	-	-	31	31	35	48	46	47	51	92%
36	香川県	22	24	25	25	26	26	26	26	30	87%
37	徳島県	28	32	32	31	32	34	34	35	35	100%
38	愛媛県	25	26	25	29	29	33	34	33	44	75%
39	高知県	31	32	32	32	32	31	30	30	31	97%
40	福岡県	48	59	62	68	74	70	64	60	93	65%
41	佐賀県	0	27	27	27	28	28	27	23	29	79%
42	長崎県	19	19	25	35	38	30	30	28	37	76%
43	熊本県	46	46	53	53	58	58	57	59	72	82%
44	大分県	21	26	32	37	42	42	42	42	44	95%
45	宮崎県	0	23	31	31	33	33	31	31	32	97%
46	鹿児島県	49	51	48	59	63	64	53	29	69	42%
47	沖縄県	38	52	54	21	23	23	14	9	63	14%
合計		1,890	2,344	2,715	2,778	2,896	2,881	2,802	2,773	3,586	77%

※ 平成28年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査:スポーツ庁

## 日本体育協会の財政の推移

### I. 収益

(単位:千円)

科 目	2013年度	2014年度
1.受取補助金等	2,523,906	1,939,322
国庫補助金	393,741	502,589
スポーツ庁(文部科学省)委託金	0	21,888
競輪公益資金補助金	67,014	62,849
日本馬主協会連合会助成金	30,000	30,000
日本スポーツ振興センター委託金	0	0
スポーツ振興基金助成金	38,997	39,192
スポーツ振興くじ助成金	1,961,455	1,248,103
スポーツ安全協会助成金	8,000	10,000
スポーツ安全協会委託金	0	0
ミズノスポーツ振興財団助成金	22,500	22,500
三菱養和会助成金	700	700
上月財団助成金	1,500	1,500
ヨネックススポーツ振興財団助成金	0	0
2.受取寄付金	2,787,097	246,506
財界等寄付金	1,054,063	229,216
一般寄付金	1,727,401	11,100
加盟団体寄付金	2,500	5,080
スポーツこころのプロジェクト寄付金	3,133	1,110
3.基本財産運用益	17,218	16,770
4.特定資産運用益	19,485	30,516
5.受取会費	42,400	42,600
6.受取登録料	747,080	741,662
7.事業収益	1,082,476	1,147,912
8.受取負担金	273,563	129,303
9.雑収益	35,230	9,236
収益合計(A)	7,528,454	4,303,826

### II. 費用

科 目	2013年度	2014年度
1.国民体育大会等開催事業	453,477	512,823
2.スポーツ指導者・組織育成事業	5,532,668	2,026,797
3.国民スポーツ推進PR事業	416,945	387,267
4.スポーツ顕彰事業	9,685	12,377
5.スポーツ国際交流事業	384,177	492,923
6.青少年スポーツ育成事業	233,135	259,600
7.スポーツ医・科学研究調査事業	121,178	118,480
8.日本体育協会特別記念事業	0	0
9.スポーツ会館管理運営事業	183,040	179,453
10.その他共通	1,061	1,400
11.収益事業	192,968	216,176
マーケティング	104,030	145,184
出版物等販売	51,131	51,657
収益事業共通	37,807	19,335
12.管理費	70,695	74,893
費用合計(B)	7,599,028	4,282,191
評価損益等(C)	3,326	20,579
正味財産増減額(A)-(B)+(C)	△ 67,248	42,214

<参考>

正味財産期首残高	3,580,164	3,512,916
正味財産期末残高	3,512,916	3,555,131

I. 収益 (単位:千円)

科 目	2015年度	2016年度	2017年度《予算》
1.受取補助金等	1,635,181	1,482,379	1,812,251
国庫補助金	430,824	445,375	502,753
スポーツ庁(文部科学省)委託金	16,507	12,713	21,258
競輪公益資金補助金	70,331	71,544	78,401
日本馬主協会連合会助成金	30,000	30,000	30,000
日本スポーツ振興センター委託金	0	0	230,000
スポーツ振興基金助成金	42,299	46,263	49,276
スポーツ振興くじ助成金	1,007,720	833,930	866,963
スポーツ安全協会助成金	8,000	8,000	8,000
スポーツ安全協会委託金	0	8,954	0
ミズノスポーツ振興財団助成金	27,500	23,500	23,500
三菱養和会助成金	1,000	700	700
上月財団助成金	1,000	1,000	1,000
ヨネックススポーツ振興財団助成金	0	400	400
2.受取寄付金	239,411	243,319	265,600
財界等寄付金	229,105	228,221	248,000
一般寄付金	7,100	14,035	15,100
加盟団体寄付金	1,000	0	0
スポーツこころのプロジェクト寄付金	2,206	1,064	2,500
3.基本財産運用益	13,542	7,806	7,504
4.特定資産運用益	24,834	20,869	12,281
5.受取会費	43,000	43,000	43,000
6.受取登録料	778,282	790,476	770,412
7.事業収益	1,131,412	1,092,627	1,236,134
8.受取負担金	110,852	112,528	107,724
9.雑収益	11,612	9,390	4,235
収益合計(A)	3,988,127	3,802,395	4,259,141

II. 費用

科 目	2015年度	2016年度	2017年度《予算》
1.国民スポーツ推進事業	3,705,023	3,716,266	4,472,273
スポーツイベント開催	473,727	474,182	667,238
国際スポーツ交流推進	329,133	364,434	467,907
スポーツ少年団育成	466,339	463,978	493,250
地域スポーツクラブ育成・支援	660,969	498,628	487,087
スポーツ指導者育成・活用促進	587,943	579,826	618,940
スポーツ医・科学推進	89,484	120,249	131,428
広報活動推進	336,491	316,752	316,015
社会貢献活動推進	146,872	147,412	172,621
組織体制充実・強化	317,724	463,197	728,362
その他共通	296,341	287,607	389,425
2.収益事業	199,869	182,242	224,504
マーケティング	115,356	113,598	120,972
出版物等販売	41,764	49,178	50,049
収益事業共通	42,749	19,467	53,483
3.管理費	74,376	63,148	56,355
費用合計(B)	3,979,268	3,961,656	4,753,132
評価損益等(C)	△ 5,487	△ 7,898	0
正味財産増減額(A)-(B)+(C)	3,372	△ 167,159	△ 493,991

<参考>

正味財産期首残高	3,555,131	3,558,503	3,391,344
正味財産期末残高	3,558,503	3,391,344	2,897,353

※2015年度に公益目的事業を「国民スポーツ推進事業」に一本化したため、2014年度以前の集計項目と一部異なっている。